

讃岐阿波沿岸  
海岸保全基本計画

令和2年9月

香 川 県  
徳 島 県

## 目 次

### 序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 讃岐阿波沿岸の概要	序-1
2. 讃岐阿波沿岸の区域	序-2
3. 讃岐阿波沿岸における海岸保全基本計画の策定手法	序-3
3-1. 讃岐阿波沿岸における計画策定方針	序-3
3-2. 讃岐阿波沿岸における計画策定フロー	序-4
4. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念	序-5

### 第1編 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（香川県域） 1-1

#### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況	1-2
1-1. 海岸の概要	1-2
1-2. 自然特性の現況	1-4
1-3. 社会特性の現況	1-9
1-4. 海岸保全の現況	1-12
1-5. 利用特性の現況	1-15
1-6. 市町アンケート	1-18
2. 讃岐阿波沿岸の長期的な在り方	1-20
2-1. 讃岐阿波沿岸の長期的な課題	1-20
2-2. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念	1-22
2-3. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本方針	1-22
3. 海岸の防護、環境、利用に関する事項	1-23
3-1. 海岸の防護の目標	1-23
3-2. 防護に関する施策	1-25
3-3. 環境に関する施策	1-27
3-4. 利用に関する施策	1-28
4. ゾーン区分及びゾーン毎の方向性	1-29
4-1. ゾーン区分の検討	1-29
4-2. ゾーン毎の方向性	1-34

#### 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	1-40
2. 海岸保全施設の種類・規模・配置等	1-60

#### 第3章 海岸の維持・管理に関する事項

1. 日常的な管理に関する事項	1-85
2. 環境問題への対応	1-86
3. 啓発活動	1-87
4. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	1-88

## 第4章 海岸保全基本計画の実施にあたって

- 1. 計画実施時に配慮すべき事項 ----- 1-108
- 2. 組織体制及び事務分掌 ----- 1-110

巻末参考資料編

## 第2編 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（徳島県域）

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

- 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 ----- 2-1
  - 1-1. 海岸の現況 ----- 2-1
  - 1-2. 海岸事業の経緯 ----- 2-11
  - 1-3. 現況課題 ----- 2-12
- 2. 海岸の防護に関する事項 ----- 2-13
- 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項 ----- 2-18
- 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 ----- 2-18
- 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針 ----- 2-19

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

- 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域（整備対象海岸） ----- 2-21
  - 1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方 ----- 2-21
  - 1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価 ----- 2-29
- 2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要 ----- 2-32
- 3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 ----- 2-32

# 序論 海岸保全基本計画策定にあたって

## 1. 讃岐阿波沿岸の概要

讃岐阿波沿岸は、香川県三豊市詫間町荘内半島の三崎から、鳴門海峡で知られる徳島県鳴門市の孫崎に連なる四国北東部の瀬戸内海に面した沿岸で、本州と四国地域を繋ぐ瀬戸大橋と大鳴門橋が架かる四国の玄関口に位置づけられる。

沿岸のほぼ全域が、瀬戸内海国立公園に指定され、穏やかな海と小豆島や塩飽諸島など多くの島による風光明媚な景観を形成するとともに、藻場や干潟、天然の砂浜が多く分布し、豊かな自然環境を有している。

沿岸東部では讃岐山脈が海岸線まで迫る中、鳴門市のウチノ海一帯では海峡特有の景観を形成している。また、中西部では讃岐平野が開け、屋島、五色台、飯野山といった溶岩台地や孤立丘が分布し、沿岸部でもなだらかな海岸線に岬や鼻といった小規模な突出部が点在する特徴的な海岸線を形成している。

良好な環境を有する海岸は、優れた観光資源として利用されるとともに、海岸の自然を活かした公園や遊歩道なども整備され、人々の憩いの場となっているが、こうした利用は、「津田の松原」に代表される東讃地区や瀬戸内海の一部の島の海岸に限られていることから、貴重な砂浜の保全を含め、新たなレクリエーション空間の創出や利便性の向上が求められている。

一方、当沿岸は瀬戸内海に位置するため、波浪などの外力は外海に比べ小さいが、低地が多く潮の干満も大きいことから、高潮被害の危険性が高い地域が見られ、第二室戸台風（昭和36年）や平成16年の台風16号では、多くの地域で浸水被害が発生していることから、高潮や波浪に対する安全性の確保が重要である。

また、平成26年1月には、地震調査研究推進本部から当沿岸に最も影響を及ぼす南海トラフを震源とするマグニチュード8~9クラスの地震発生確率が「今後30年以内で70%程度」と公表されるなど、地震・津波に対する十分な警戒が必要である。

このように、讃岐阿波沿岸は、風光明媚な海岸景観の保全と新たなレクリエーション空間の創出及び利便性の向上に配慮した防災対策が必要な地域である。



瀬戸大橋



小豆島



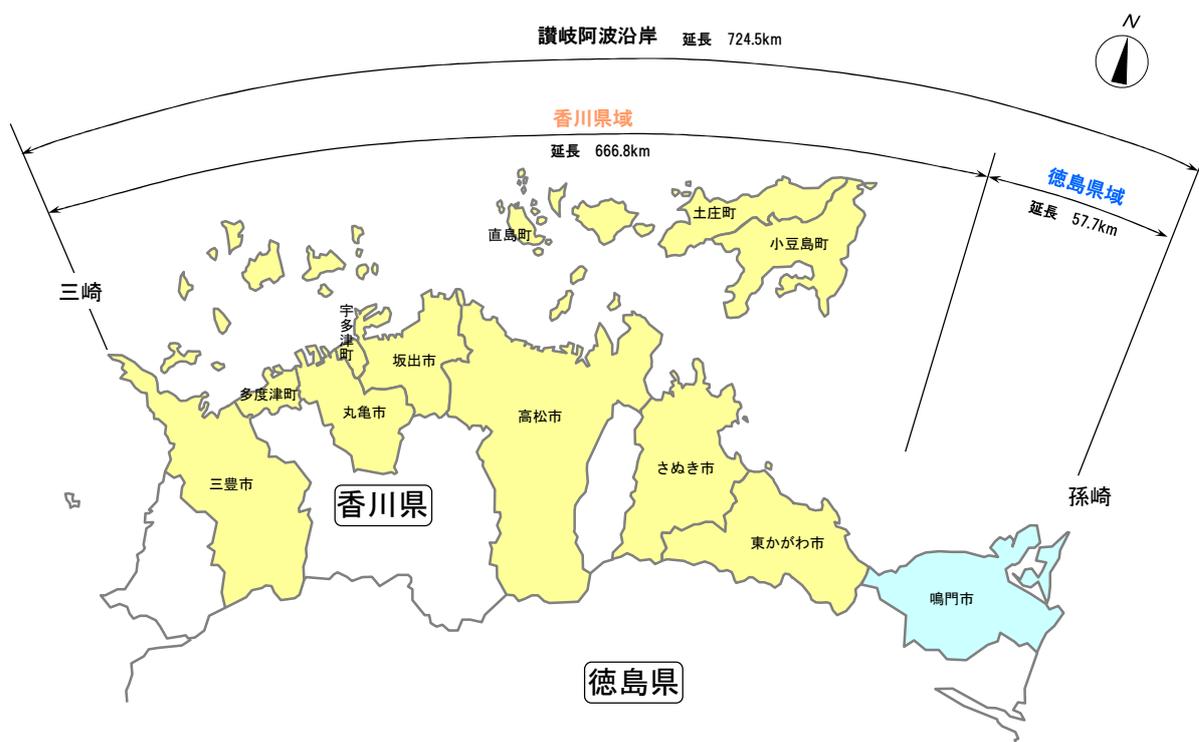
津田の松原



ウチノ海

## 2. 讃岐阿波沿岸の区域

讃岐阿波沿岸の区域は下記のとおりで、香川県と徳島県にまたがる7市5町である。



香川県 : 東かがわ市、さぬき市、高松市、坂出市、宇多津町、丸亀市、  
多度津町、三豊市、小豆島町、土庄町、直島町

徳島県 : 鳴門市

### 3. 讃岐阿波沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

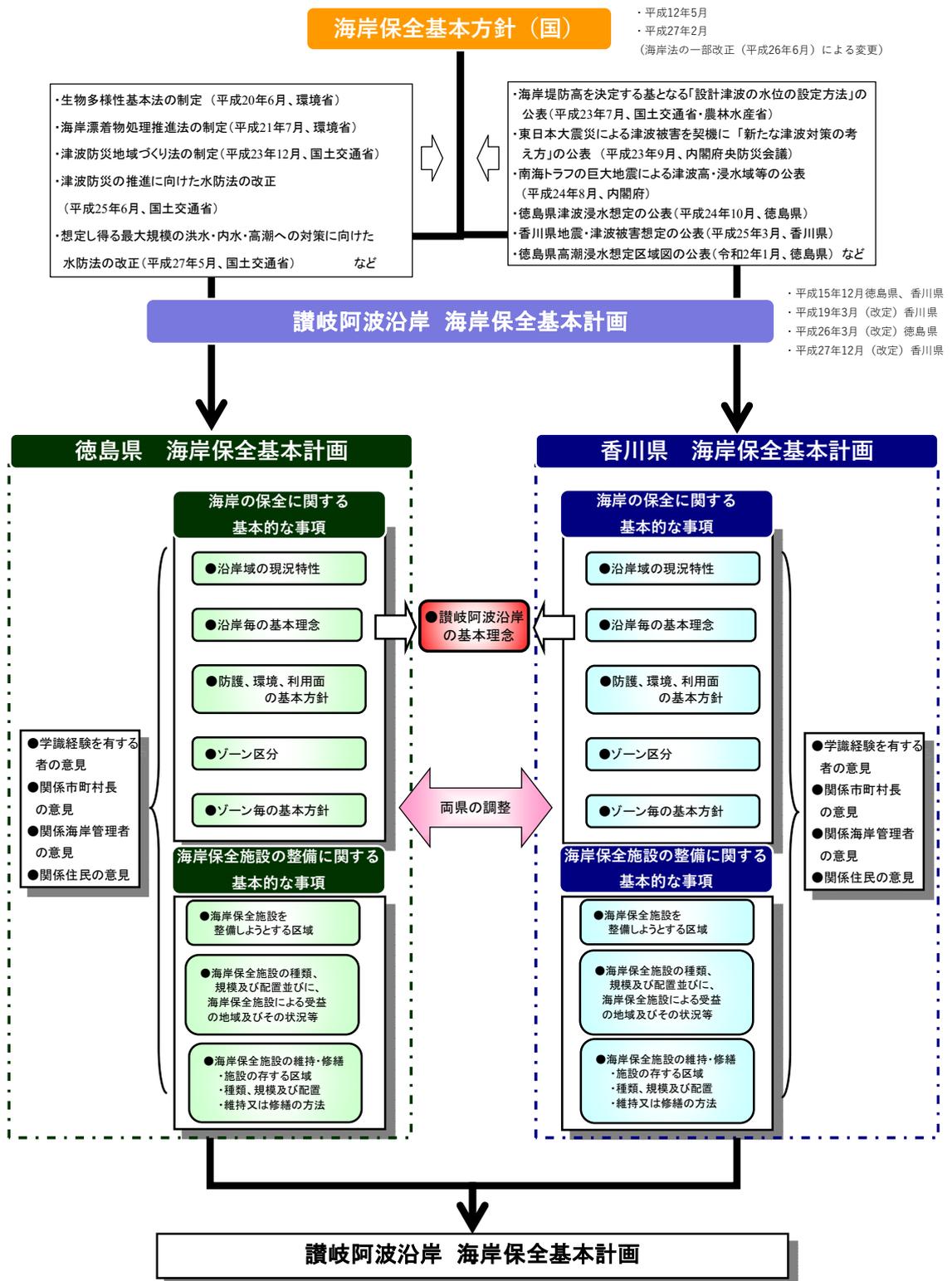
#### 3-1. 讃岐阿波沿岸における計画策定方針

- 「海岸保全基本計画」は、両県の考え方を尊重し策定する。
- 両県共通の「讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に各県毎に基本計画を策定する。
- 「本基本計画」の内容としては、改正海岸法に定められている事項とするが、地域（ゾーン）毎の目指すべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。
- 「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸についても対象範囲に含むこととする。
  - 海岸保全施設の整備に関する事項：「要保全海岸区域」
  - その他、海岸の管理に関する事項：「要保全海岸区域」及び「一般公共海岸区域」
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取り組みを推進していくものである。
- 海岸事業\*を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。従って、防護上の機能を満足していたり、優れた自然環境を有し、かつ背後地の重要度が極めて低いことなどの理由により手を加えない海岸、維持補修や周辺に与える影響が少ない小規模な施設整備等に対応できる海岸については、「整備対象海岸」として位置づけない。

※海岸事業：高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸環境整備事業、海域浄化整備事業 等
- 抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、この計画は、今後の事業を実施していく上で行う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。具体的な施設規模、構造及び工法等については、利用者ニーズや環境に関する考え方及び技術等の変化に柔軟に対応するため、詳細設計段階で検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。
- 「本基本計画」の対象期間は、今後 20 年から 30 年間とする。

なお、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 3-2. 讃岐阿波沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

## 4. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念

香川県と徳島県では、「讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、にぎわいがあり、安全で親しみのある海岸の創出」を両県共有の「讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施する。

### 讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、 にぎわいがあり 安全で親しみのある海岸の創出

#### 【 安全で快適な海岸づくりと南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

台風等の高潮や波浪、津波から海岸背後を守る越波対策や侵食をうけつつある砂浜の保全・回復など、必要な防護機能の確保を最優先に考え、安全な海岸づくりを目指す。

施設整備にあたっては、優れた消波機能をもつ砂浜や松林等の海浜植生の保全に努めるなど、景観や利便性にも配慮し、快適な海岸づくりに努める。

平成 27 年水防法の改正や近年、計画規模を超える高潮による浸水被害が多発しており、高潮浸水想定区域の指定・公表等により、浸水被害の危険を周知することで住民の命を守る。

また、南海トラフ地震による津波に対しては、「事前防災・減災」の考え方に基づき防護施設の整備を行う。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

#### 【 瀬戸内海の豊かな自然環境の保全と暮らしとの共生 】

穏やかな海と小豆島や塩飽諸島しわくなど多くの島による風光明媚な景観を形成するとともに、藻場、干潟及び天然の砂浜など、豊かな自然環境を有している讃岐阿波の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、適切な保全に努める。

また、施設の整備を行う場合においても、自然の生態系を守りつつ、海辺の生活環境、漁場環境の保全と改善を進め、自然と人々の暮らしが共生する海辺空間を創出する。

#### 【 自然とのふれあいによる親しみのある海岸の創出 】

瀬戸内海の多島美や歴史的資源等を活用した地域振興や観光振興に配慮するとともに、地域と連携した取り組みにより、高齢者や障がい者を含めた誰もが日常生活の中で海辺に近づき、自然にふれあうことができるよう、親しみのある海岸づくりを目指す。

また、これらの取り組みが、次世代に向けた新たな交流と地域文化の継承・発展に寄与していくことを目指す。

## 第2編 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

(徳島県域)

### 目次

#### 第2編 海部灘沿岸海岸保全基本計画 (徳島県域)

##### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

- 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 -----2-1
  - 1-1. 海岸の現況 -----2-1
  - 1-2. 海岸事業の経緯 -----2-11
  - 1-3. 現況課題 -----2-12
- 2. 海岸の防護に関する事項 -----2-13
- 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項 -----2-18
- 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 -----2-18
- 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針 -----2-19

##### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

- 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域 (整備対象海岸) -----2-21
  - 1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方 -----2-21
  - 1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価 -----2-29
- 2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要 -----2-32
- 3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 -----2-32

# 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

## 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

### 1-1. 海岸の現況

#### (1) 自然環境特性の概要

- 気象・海象：
  - 年平均気温・年間降水量は、それぞれ約16℃、約1,500mmと比較的温暖で、降水量も少ない。また、沿岸海域における夏期と冬期の水温差は、約18℃である。
  - 純内海性の播磨灘に面し、冬期に季節風の影響を受けるが、波浪は比較的穏やかである。
- 地形・地質：
  - 阿讃山脈の東端が海に迫り平地は少ない。沖合は平坦な地形であるが、海岸沿いは沖合に比べ急峻で、砂浜は狭い状況である。
  - 陸域の地質は砂岩・頁岩の互層からなり、風化されやすい地質である。沖合の底質は砂・泥質が主体である。
- 生物相・水質：
  - 沿岸部の植生はトベラーウバメガシ群集、ウバメガシ-アカマツ群落が主体である。特定植物群落は確認されていない。
  - 自然保護上貴重な動物種としては、日出湾周辺でカブトガニ（環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅰ類）の生息が確認されている。ただし、確認時期や数等の詳細は不明である。日出湾より東部の沿岸に貝類の生息確認地区が分布している。
  - 小鳴門海峡を中心に沿岸東部で藻場が広がっているが、減少・消滅箇所も確認されている。
  - かつて日出湾に干潟が存在していたが、現在では消滅している。
  - 汚濁負荷量は少なく、CODに係わる環境基準はすべて達成している。
- 自然公園・保護区：
  - ほぼ全域が瀬戸内海国立公園で、沿岸東部のウチノ海を取り囲む島田島と大毛島一帯は、第2種・第3種特別地域に指定されている。沿岸西部の海域は、普通地域に指定され、一部大麻山県立自然公園の区域も含まれる。
  - ウチノ海周辺一帯と日出港北東部の山地が鳥獣保護区、島田島周辺が特定猟具使用禁止区域（銃器）となっている。また、保安林は沿岸域に点在している。
- 海岸景観・文化財：
  - 沿岸東部の島田島及び大毛島一帯は、海峡独特の美しい景観を形成している。鳴門は国指定の名勝地となっている。
  - 埋蔵文化財は、東部沿岸に集中して分布している。



山地が海岸まで迫る地形



海峡独特の美しい  
景観を形成する島田島一帯

# 自然環境特性の整理



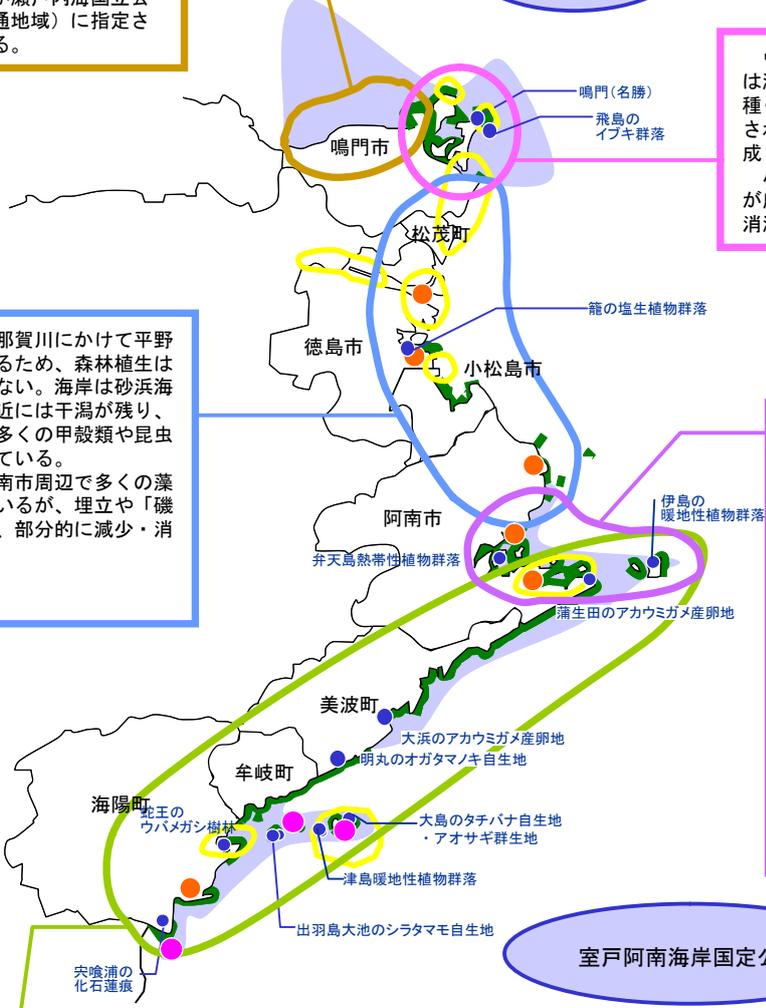
山が海まで迫る海岸地形で、沿岸部の植生はウバメガシ・アカマツ群落为主体である。  
 全域が瀬戸内海国立公園（普通地域）に指定されている。

## 瀬戸内海国立公園

ウチノ海を取り囲む一帯は瀬戸内海国立公園（第2種・第3種特別地域）に指定され、海峡独特の景観を形成している。  
 小鳴門海峡を中心に藻場が広がっているが、減少・消滅箇所もみられる。

吉野川から那賀川にかけて平野が広がっているため、森林植生はあまり見られない。海岸は砂浜海岸で、河口付近には干潟が残り、干潟を中心に多くの甲殻類や昆虫類が確認されている。  
 徳島市や阿南市周辺で多くの藻場が広がっているが、埋立や「磯焼け」により、部分的に減少・消滅している。

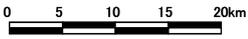
橋湾、椿泊湾の一帯で、多島海特有の地形を形成している。沿岸部の植生はタブノキ・ヤブニッケイ二次林やウバメガシ二次林が主体で、海域には藻場が広がっているが、埋立や「磯焼け」により部分的に減少・消滅している。また、椿泊の干潟では多くの甲殻類が確認されている。  
 室戸阿南海岸国定公園に指定され、多島海特有の景観を形成している。また、蒲生田岬のアカウミガメの産卵地や伊島の暖地性植物群落など貴重な自然環境が見られる。



太平洋に面して黒潮の影響を大きく受ける地域で、隆起型の岩石海岸が続く。沿岸部の植生は、トベラ・ウバメガシ群集やウバメガシ二次林などが主体である。沿岸のほぼ全域で藻場が広がるとともに、南部の島部でサンゴが確認されている。  
 ほとんどの地域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、岩石海岸や多島海特有の景観を形成している。また、アカウミガメの産卵地やシラタマモの自生地など貴重な動植物が多くみられる。

## 室戸阿南海岸国定公園

凡 例	
● 主な天然記念物等	● 藻場
● 干潟	● 自然公園
● サンゴ	
○ 生物の群集地(魚類、甲殻類、昆虫類等)	



## (2) 社会環境特性の概要

- 土地利用  
及び人口分布** :
  - 当地域は、県内でも徳島市、阿南市に次いで3番目に人口の多い鳴門市の北部に当たるが、人口は鳴門市東部に広がる市街地（紀伊水道西沿岸）に集中している。
  - 沿岸部の土地利用は、山地が海岸まで迫り山地が主体で、国道11号沿いの谷あい部に漁村集落が点在している。また、小鳴門海峡の西岸沿いに漁村集落が連なって形成されている。
  
- 交 通** :
  - 当該地域の主要道路網は、香川県と県都徳島市を結ぶ形で沿岸部を通る国道11号とウチノ海の周りを通る県道により形成されている。また、関西方面とは、本四連絡道路（神戸－鳴門ルート）により結ばれており、アクセス性は良好である。
  - 鉄道網は当該地域の中心となる鳴門市中心部には JR 鳴門線が整備され、その接続先となる JR 高徳線は内陸部を通過していることから、鳴門市中心部や JR 鳴門線沿線以外の地域では鉄道の利便性は低い。
  
- 産 業** :
  - 谷あいに漁村集落が形成されている地域であり、第1次産業の割合は鳴門市全体での値より高く、逆に第3次産業の割合は低い。
  - 京阪神の大消費地に近く、水産物の流通上有利な地である。また、観光産業との関連も強い。



関西方面を結ぶ本四連絡橋



大浦漁港背後の漁村集落

# 社会環境特性の整理



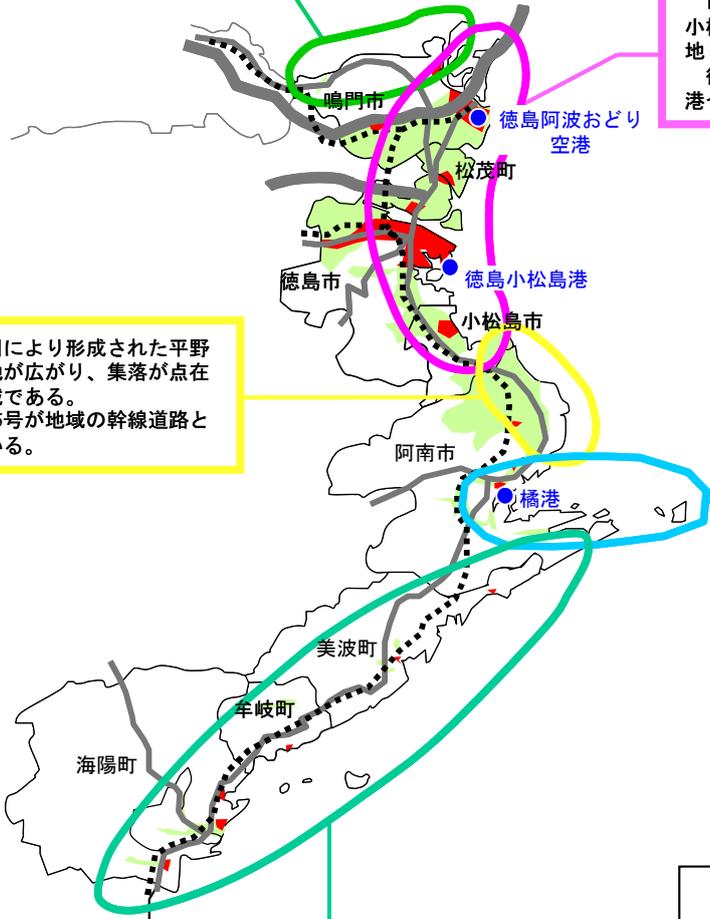
山地が海岸まで迫り、谷あい部に漁村集落が点在している地域である。沿岸部には、香川県と県都徳島市を結ぶ国道11号が走っている。

吉野川により形成された平野部に市街化が進み、県下で最も人口が集中する地域である。  
市街地の周辺部では農地が広がり、小松島市の沿岸沿いには工場などが立地している。  
徳島市を中心に交通網が充実し、空港や港湾などの拠点が位置する。

那賀川により形成された平野部に農地が広がり、集落が点在する地域である。  
国道55号が地域の幹線道路となっている。

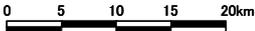
沿岸沿いに漁村集落や工業地帯が形成されている地域である。  
国道55号が地域の幹線道路となっているが、橋港より南の半島地域では、山地が海に迫り国道からのアクセスも悪く、漁村が点在している状況である。

沿岸沿いの谷部に集落が点在する地域で、人口減少と高齢化が著しく進行している。  
漁業や農業を中心とした第1次産業の割合が高い山間農業地域である。  
国道55号が、地域の幹線道路となっているが、美波町の沿岸部は、アクセス道となる主要地方道が非常に狭隘である。



凡 例

- 主な市街地、住宅地利用
- 主な農地利用
- 高速道路  
及び本四連絡道路
- 一般国道
- ..... 鉄道



### (3) 海岸特性の概要

- **海岸災害：**
  - 瀬戸内海に面した沿岸部での風水害は少ないが、低地が多く潮の干満も大きいことから、第二室戸台風（昭和 36 年）により小鳴門海峡西側で浸水被害を受けている。
  - 徳島県全体での南海トラフ巨大地震の津波による人的被害は、最大 26,900 人に及ぶことが想定されている。
  - 当沿岸における南海トラフ巨大地震の津波到達時間（海面変動 20 cm）は、鳴門市栗田漁港で 61 分である。最大波の津波水位（T.P.）は 2.7 mとなっている。
  - 当沿岸では、南海トラフ巨大地震の津波に対する危険性は小さいと想定されるものの、沿岸部の一部で液状化による被害が発生することが予想される。
  
- **海岸侵食：**
  - 全体的に海岸侵食を受けており、沿岸西部の折野港海岸で侵食対策を行っている。
  - 土砂の供給源となる河川は、ほとんど見られない。
  
- **対象外力：**
  - 対象外力は、沿岸のほぼ全域で瀬戸内海を風域の場とする風波となる。



折野海岸



小鳴門海峡

# 海岸特性の整理



瀬戸内海の風波が対象外力となる地域で、風水害の危険性は低いと想定される。  
西部の海岸で海岸侵食の被害を受けており、侵食対策を進めてきた。

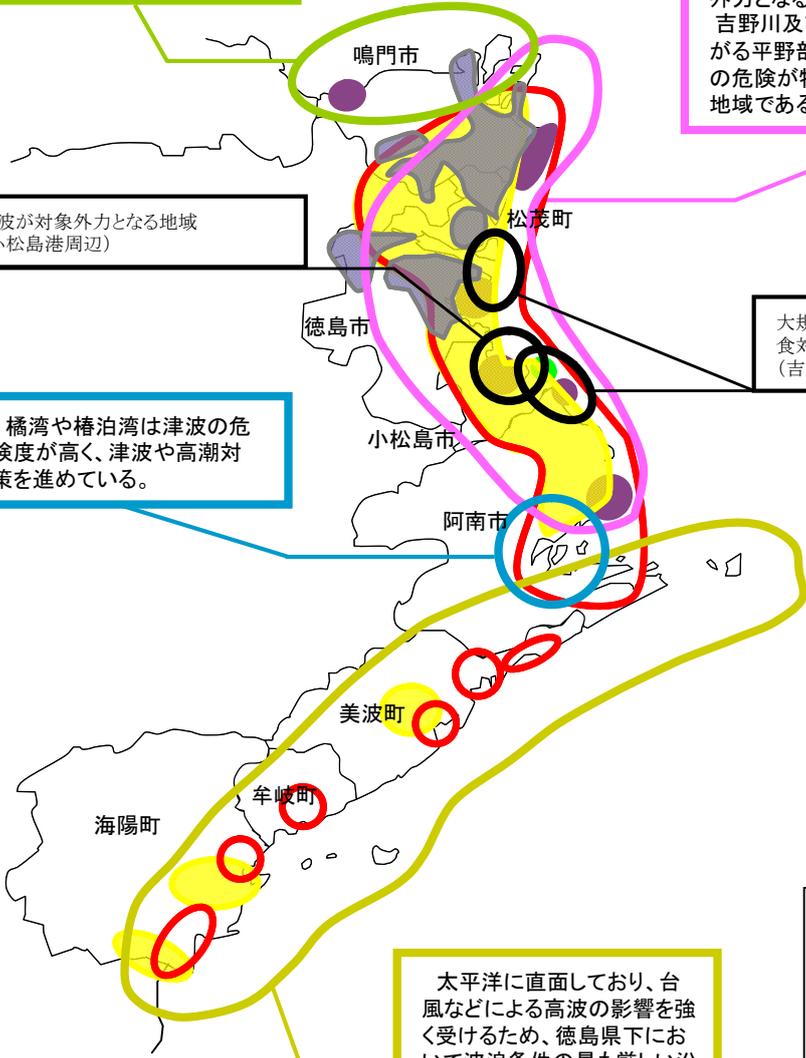
台風に伴う高潮や波浪が対象外力となる地域である。  
吉野川及び那賀川の河口に広がる平野部は地震による液状化の危険が特に高いと想定される地域である。

風波が対象外力となる地域  
(小松島港周辺)

大規模な侵食を受けており、侵食対策を実施している。  
(吉野川・那賀川河口)

橘湾や椿泊湾は津波の危険度が高く、津波や高潮対策を進めている。

太平洋に直面しており、台風などによる高波の影響を強く受けるため、徳島県下において波浪条件の最も厳しい沿岸である。  
津波の危険度が高く、津波や高潮対策が進められている。



凡 例

-  第2室戸台風における浸水被害地域
-  主な海岸侵食地域
-  津波による危険性が高いと想定される地域
-  液状化による危険性想定



#### (4) 利用特性の概要

- 漁業利用の状況** : ○代表的な漁業は、小型定置網、小型底びき網、刺網等であり、ブランド「鳴門鯛」で知られるマダイをはじめ、スズキ、サワラ、イワシ、アジ、イボダイ及びエビ等を漁獲している。  
○大毛島と島田島に囲まれたウチノ海、小鳴門海峡、大毛島海岸及び北灘町沿岸には、浅海養殖漁場としての開発が進み、県下最大の養殖海域となっている。特に、ブランド「鳴門わかめ」で知られるワカメの養殖が盛んで、他にも、ハマチ、マダイ、ノリ及びカキ等の養殖が行われている。
- 観光レクリエーション利用** : ○海水浴場、キャンプ場及びサーフポイントはほとんどないが、釣りやヨットなどの利用が盛んである。  
○沿岸東部には、鳴門海峡・鳴門スカイラインなどの名勝地がある。  
○沿岸東部で渦開きや渦祭りが行われている。
- 港湾施設の利用** : ○折野港と亀浦港の2つの地方港湾を有するが、亀浦港では貨物の取扱いはなく、折野港の貨物取扱量は260 t程度である。
- 主要地域計画及び土地利用希望** : ○主要地域計画としては、ウチノ海での観光・レクリエーション拠点の整備が図られている。また、土地利用希望として、室・撫佐地区での漁港関連整備が挙げられる。



浅海養殖漁業の盛んなウチノ海



沿岸を代表する  
名勝地である鳴門海峡

# 利用特性の整理



漁港が連なる地域である。ウチノ海を中心に浅海養殖漁場としての開発が進んでいる。  
海を活用したレクリエーションは、地理条件などから不利な地域である。

海水浴など海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。  
県下を代表する観光資源である鳴門海峡が位置する。

海水浴や海でのイベントなど海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。  
(観光・レクリエーション拠点の整備要望大)

漁業は沿岸漁業が中心で、河口付近ではノリ養殖が盛んに行われている。  
港湾機能が充実しており、県シェアの8割以上を占める。

**徳島小松島港**  
取り扱い貨物量の県シェア69%

**橘港**  
取り扱い貨物量の県シェア13%

磯釣り場が多く存在する地域

海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。  
(観光・レクリエーション拠点の整備要望大)

漁業は沿岸から沖合まで幅広い漁業を行っているが、漁港の数は少ない。  
レクリエーションとしては、サーフポイントやダイビングスポットが集中しており、海水浴場や釣り場も多い。

凡例

- 海水浴場
- ▲ キャンプ場
- サーフポイント
- ダイビングスポット
- 重要港湾
- 地方港湾
- 漁港

---

主要地域計画及び土地利用希望

- (観光・レクリエーション)
- (その他)



## (5) 住民意識の概要

- 全 般 :
  - 防護では、景観に配慮した上での積極的な整備を望む声が高く、またレクリエーション利用要望も高い。
  - 海辺の将来については、利用面の充実を図るとともに、ソフトによる環境保全の充実への要望が高くなっている。
  - 海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討などの意見が挙げられている。
  
- 防 護 :
  - 被災経験があると答えた人の割合が高く、日頃から危機感をもっている人の割合も高い。
  - 整備の方向性としては、自然環境等に配慮した上での整備を望む声が多い。また、全体的に改善志向が強く、特に景観の改善を望む声が多い。
  - 整備の手段としては、沖合いでの防護を望む声が多い。
  
- 環 境 :
  - 景観や生物生息環境が悪くなったと感じる人の割合が高い。
  - 守ってほしい動植物としては、「松林」・「ハマボウ」など植物が多い。動物では「貝類」が挙げられる。
  - 自然の環境を守る意識としては、海岸美化等モラルの向上などソフト面での意見が多い。
  - 海岸保全の取り組みとして、漂着ゴミ等の清掃活動を広げる工夫、砂浜や松林の保全、希少な動植物の保全、美しい景観の保全・回復などの意見が挙げられている。
  
- 利 用 :
  - 現状では、海岸の来訪度は高いものの、「散歩」・「海水浴」・「遊び」など利用がしにくい状況にあると感じる人が多い。
  - 海岸施設の要望としては、「道路」・「魚釣り」・「水族館」の順に挙げられている。レクリエーションの希望としては、「散歩」・「潮干狩り」・「魚釣り」の順で多い。
  - 整備の方向性としては、レクリエーションなどの利用面での要望が多い。



ウチノ海を臨む  
高島地先海岸沿いの散策路



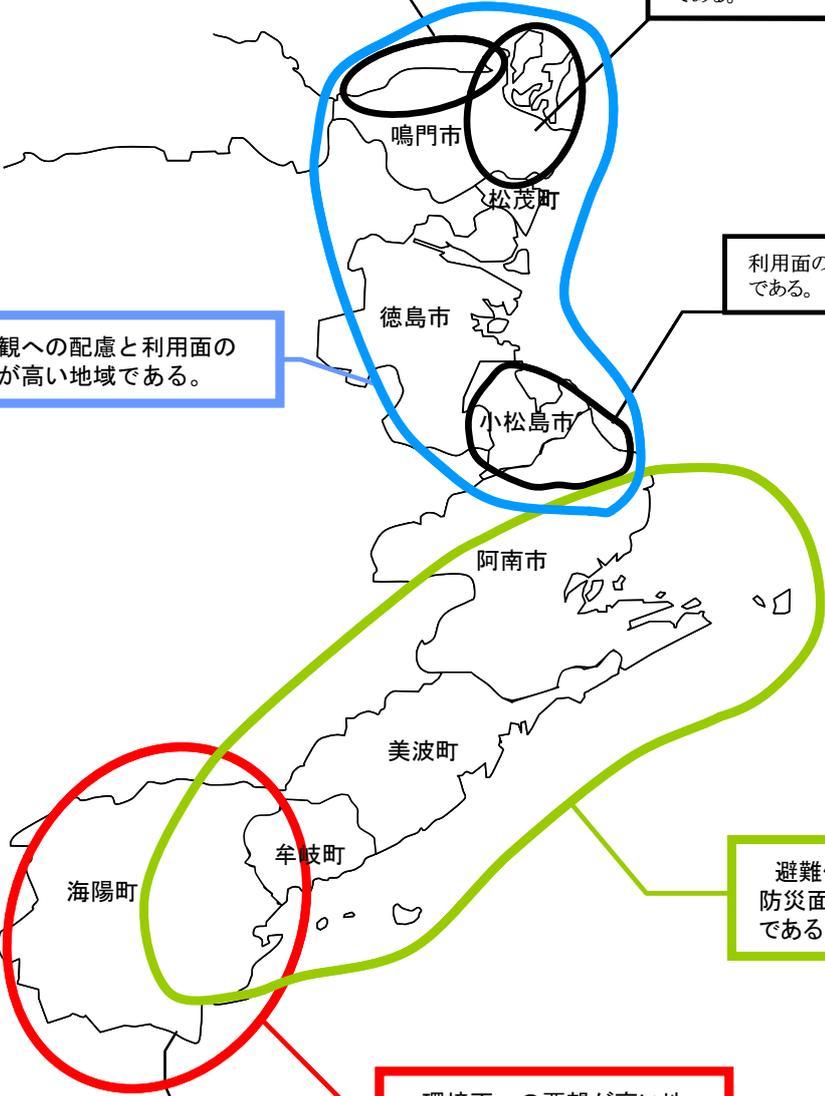
大須海岸での沖合い防護対策

住民意向の整理



景観に配慮した上での防護施設整備の要望が高い地域である。

モラルの向上など、ソフト的な環境配慮の要望が高い地域である。



景観への配慮と利用面の要望が高い地域である。

利用面の要望が高い地域である。

避難体制の充実を含め、防災面の要望が高い地域である。

環境面への要望が高い地域である。



【共通】  
・海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討、自然環境への配慮が求められている。  
・津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。

## 1-2. 海岸事業の経緯

海岸保全施設の整備は、昭和 30 年頃まで災害復旧事業のみに依存してきたが、昭和 31 年の海岸法制定後、昭和 35 年のチリ津波や昭和 36 年の第二室戸台風による被害を契機に、高潮対策・侵食対策等を目的とした事業により、堤防や護岸の新改築を行ってきた。

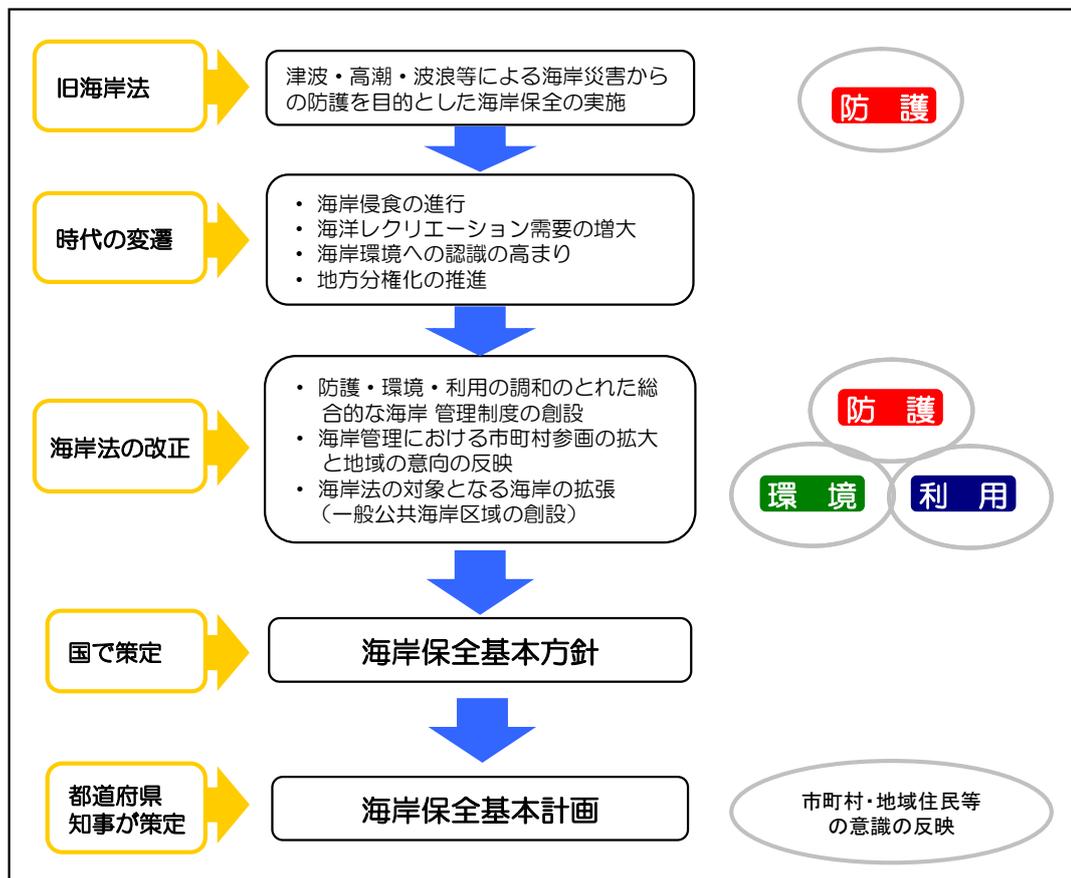
その後、河川からの供給土砂の減少や防波堤による沿岸漂砂の阻止などによる汀線の後退が進み、背後地の安全度が低くなったため、昭和 40 年代頃から突堤や離岸堤等の整備を主体とした海岸保全を進めてきた。

近年の海岸環境への意識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への多様なニーズに対応するため、平成 11 年に海岸法の一部改正が行われ、従来の「防護」目的に、「環境」と「利用」の 2 つが追加された。

徳島県では、平成 9 年 3 月に「徳島県沿岸域保全利用指針」を策定するとともに、平成 15 年 12 月に「讃岐阿波沿岸」「紀伊水道西沿岸」「海部灘沿岸」の海岸保全基本計画を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸保全に努めてきた。

また、平成 26 年 3 月には策定後 10 年を経て、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフの巨大地震・津波対策や、社会環境やニーズの変化に対応するため、「海岸保全基本計画」の改定を行った。

今回は、平成 27 年水防法の改正や近年、計画規模を超える高潮による浸水被害を契機にはじめられた想定し得る最大規模の高潮への対応や海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加するため、「海岸保全基本計画」の改定を行う。



### 1-3. 現況課題

#### (1) 防護面での課題

波浪の比較的穏やかな瀬戸内海に面しているが、背後に香川県と県都徳島市を結ぶ国道 11 号や集落が存在する区間については、波浪に対する安全性の確保が必要である。

第二室戸台風の高潮によりウチノ海周辺では浸水被害を受けており、高潮に対する安全性の確保が必要である。

過去最大を上回る「想定し得る最大規模の高潮」に対しては、海岸保全施設により「浸水範囲の低減」を図るとともに、「住民の避難を柱」とした対策が必要である。

海岸侵食については、幅の狭い砂浜の保護とともに自然景観に配慮した防護対策が必要である。

東日本大震災を契機として、南海トラフの地震・津波に対する海岸保全の方向性や整備内容の位置付けが必要である。

既存施設の経年劣化や疲労による機能の低下を防ぐ必要がある。

#### (2) 環境面での課題

ウチノ海を取り囲む島田島と大毛島一带は、瀬戸内海国立公園の第 2 種・第 3 種特別地域に指定されており、特に自然環境の保護に対する配慮が必要である。

沿岸東部では小鳴門海峡を中心に藻場が広がっているが、減少・消滅箇所も確認されており、藻場の保護・保全に配慮する必要がある。また、海峡独特の美しい自然景観の保全が必要である。

#### (3) 利用面等での課題

現在、海辺でのレクリエーション空間が少なく、また海辺に近づきにくい海岸が多い状況である。地域住民と海岸とのつながりを深めるとともに、漁村集落などの生活環境の向上を図るため、海岸におけるレクリエーション空間の創造や利便性の向上への配慮が必要である。

また、京阪神の大消費地に近く、水産物の流通上の有利性を活かした漁業振興や観光面での連携が必要である。

## 2. 海岸の防護に関する事項

### < 防護面での基本方針 >

- 国道 11 号や集落が存在する海岸では、台風に伴う波浪に対する安全性の向上に努める。
- ウチノ海周辺では、台風に伴う高潮に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。  
また、河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理に向け、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を図る。
- 地震・津波・高潮に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定や水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定・公表などとともに、防災部局や市町村等の関係機関との連携を強ずることにより、津波・高潮に対する地域における実行性のある防災体制の確立を図る。
- 海岸保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけでなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。
- 海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理に努める。
- 水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保に努めるとともに、津波・高潮等の発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。
- 津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水防警報海岸」への指定に向け、その必要性を含め検討を進める。
- 海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定を注視し、必要に応じて検討する。

### < 海岸防護の目標 >

#### ◆防護すべき地域◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- ・高潮や波浪に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要性が認められた地域。
- ・津波に対しては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき徳島県が指定した「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」。**【平成 26 年 3 月 11 日指定】**

◆防護水準◆

(1) 高潮・波浪

- ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- ・過去最大を上回る「想定し得る最大規模の高潮」に対しては、海岸保全施設により「浸水範囲の低減」を図るとともに、「住民の避難を柱」とした対策を充実させる。
- ・地域住民の参画により環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

(2) 侵食

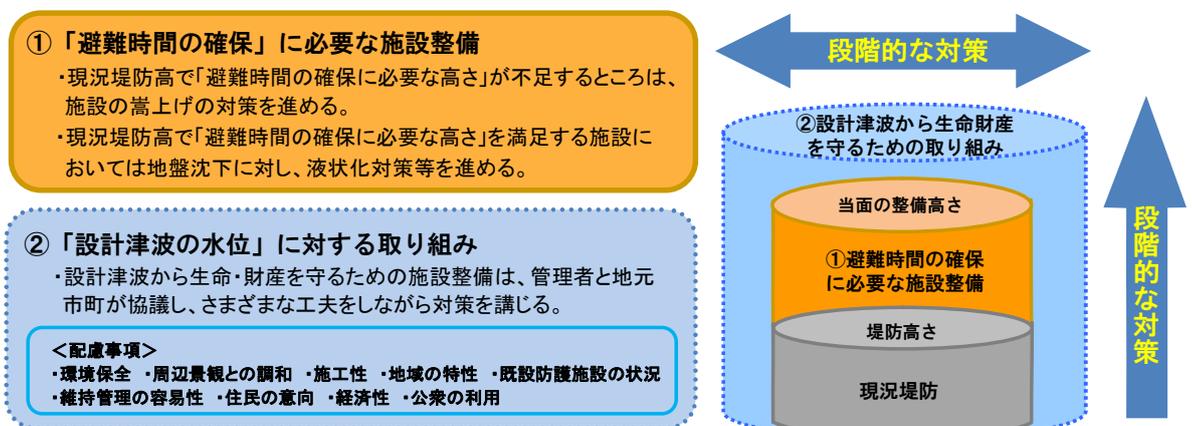
- ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- ・背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

<高潮・波浪、侵食に対する防護水準>

海岸 No.	市町村名	高潮		侵食
		設計高潮位	計画波浪 H <sub>0</sub> ' (換算沖波)、T <sub>0</sub> ' (周期)	
No. 1～No. 11	鳴門市	T.P.+2.30～+2.70m	H <sub>0</sub> ' =2.2m～3.5m T <sub>0</sub> ' =6.0s～7.6s	現在の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復
No. 12～No. 21	鳴門市	T.P.+1.45～+2.40m	H <sub>0</sub> ' =0.6m～3.4m T <sub>0</sub> ' =2.9s～7.6s	

(3) 地震・津波

- ・「設計津波 (L1 津波) の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先に「避難時間の確保」に必要な施設整備を進める。

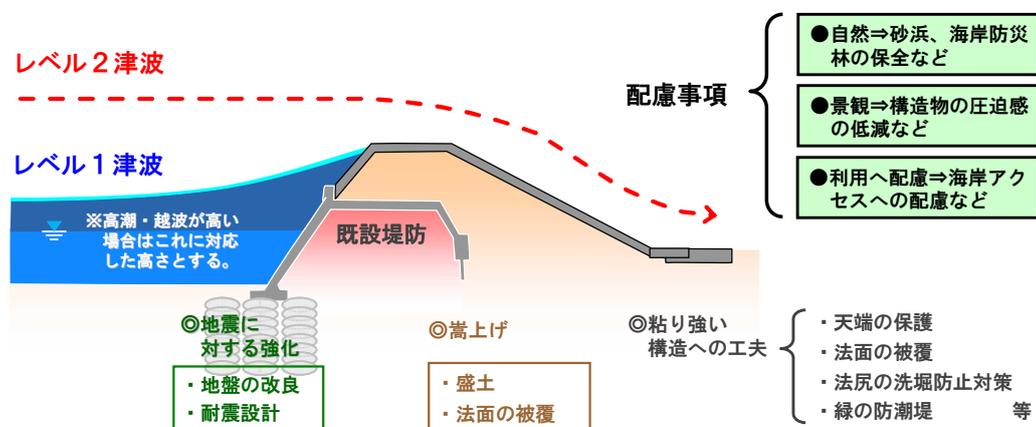


※「避難時間」は、「設計津波 (L1 津波) の水位」に対して、地震発生後における行動開始までの時間と避難場所までの移動時間を加味して「35分間」とする。

## ■コラム ～新しい津波対策の考え方～

- ・今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する。
- ・海岸保全施設は、発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）に対して整備する。
- ・発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な粘り強い構造への工夫を図る。

### 【津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】



### 【二つのレベルの津波】

#### 最大クラスの津波（L2 津波）

##### ○津波レベル

- ・発生頻度は極めて低い。発生すれば甚大な被害をもたらす。

##### ○対策の基本的な考え方（減災）

- ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸としたソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策。

##### ○対策内容

- ・率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携 等）
- ・避難施設（津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定、避難路 等）
- ・津波防護施設の指定（道路嵩上げ 等）

#### 比較的発生頻度の高い津波（L1 津波＝設計津波）

##### ○津波レベル

- ・数十年から百数十年の頻度で発生する。最大クラスの津波に比べて、津波高は低いものの大きな被害をもたらす。

##### ○対策の基本的な考え方（防災）

- ・人命・財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備。

##### ○対策内容

- ・施設整備（液状化対策、海岸保全施設整備 等）

## ■コラム ～高潮とは～

### ● 高潮とは

台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇する現象



潮位の上昇により、陸域での浸水被害をもたらす。

### ● 高潮の要因（3つの効果）

#### ①気圧低下による吸い上げ効果

- 周辺より低い気圧の影響により、海面が上昇する現象。  
気圧が1hPa下がると潮位は約1cm上昇。

#### ②風による吹き寄せ効果

- 海岸に向かって吹く風により、海水が吹き寄せられ、海岸付近の海面が上昇する現象。  
潮位の上昇は風速の2乗に比例。

#### ③波浪効果（ウェーブセットアップ）

- 砕波により汀線近傍（砕波点の岸側）で海面が上昇する現象。

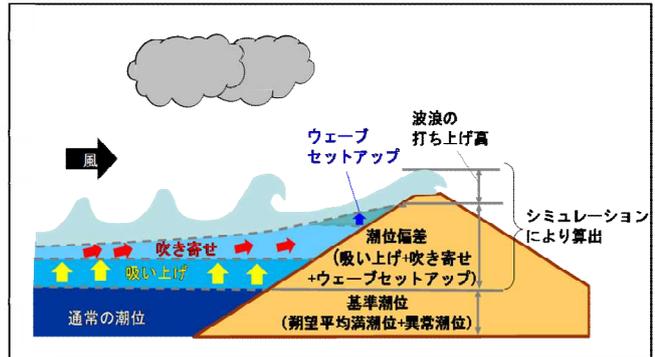


図 高潮の発生メカニズム

### ● 対象とする高潮

高潮浸水想定において対象とする高潮は、「**最大クラスの高潮**」であり、基本的な考え方は以下のとおり。

外力	基本的な考え方
最大クラスの高潮	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住民等の生命を守ることを最優先とし、避難を軸とした<b>総合的な対策</b>を確立。</li> <li>➢ 被害の最小化を主眼とする「減災」の考えに基づき、対策を講ずる。</li> <li>➢ 海岸保全施設のハード対策により被害を軽減し、それを超える外力には、「高潮浸水想定区域図」の作成や避難路の確保など<b>ソフト対策</b>で対応。</li> </ul>
計画規模の高潮	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から<b>海岸保全施設を整備</b>。</li> <li>➢ 海岸保全施設は、比較的発生頻度は高いものの、大きな被害をもたらす高潮を対象として整備を進める。</li> </ul>

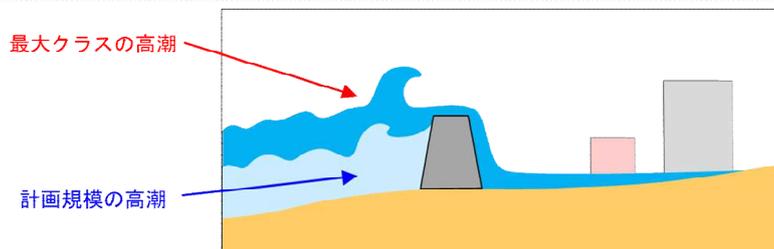
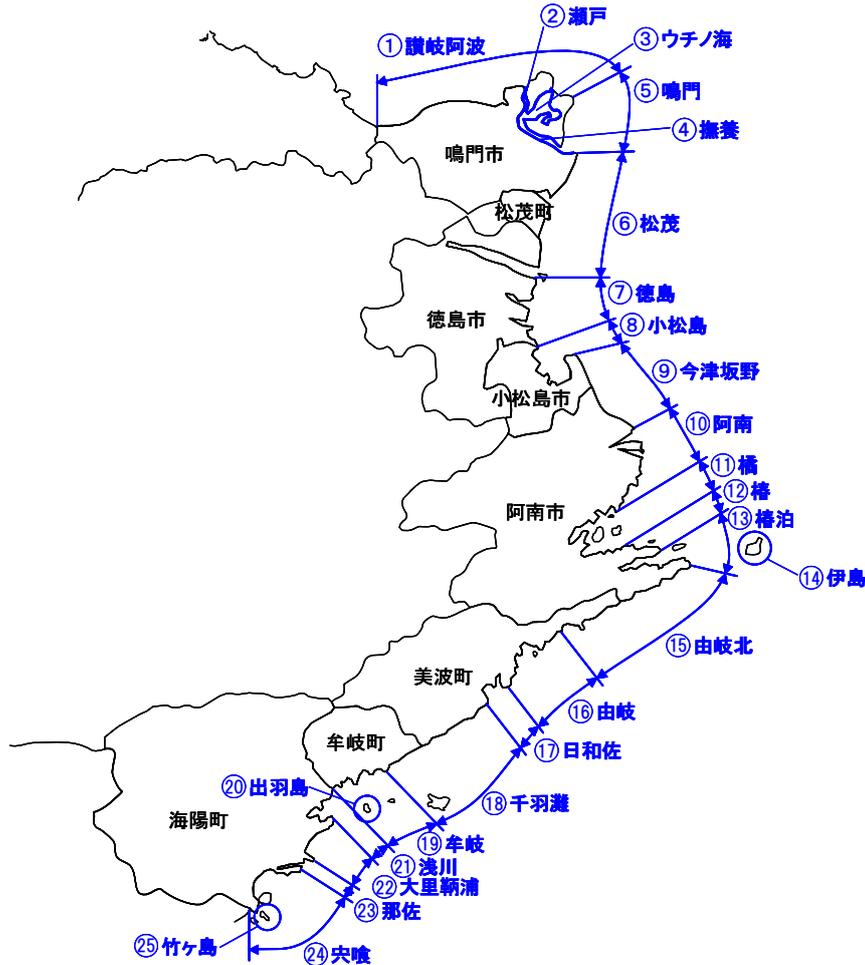


図 高潮のイメージ図

<津波に対する防護水準>



単位:m(TP)

地域海岸名	設計津波の水位 ※1	避難時間を確保するための高さ	津波>高潮のチェック ※2	現況堤防高 ※3	最大クラスの津波高 ※4
1 讃岐阿波	2.0	1.1	高潮波浪	1.5~5.4	2.7
2 瀬戸	2.1	1.1	高潮波浪	0.8~4.3	
3 ウチノ海	2.0	1.1	高潮波浪	1.0~3.4	
4 撫養	2.9 (3.1)	1.0	高潮波浪	1.1~4.9	8.2
5 鳴門	2.9	0.9	高潮波浪	3.3~6.7	
6 松茂	3.8	0.9	高潮波浪	4.1~11.3	6
7 徳島	2.9	0.9	高潮波浪	3.7~6.3	6.2
8 小松島	3.6	0.9	高潮波浪	1.7~7.7	5.5
9 今津坂野	4.9	1.7	高潮波浪	3.0~7.9	5.1
10 阿南	4.1	2.8	高潮波浪	4.0~6.1	
11 橋	7.3 (6.5)	3.2	津波	1.9~4.6	11.9
12 橋	5.2	2.8	津波	2.0~3.7	
13 橋泊	4.8 (7.6)	3.5	津波	2.3~8.0	
14 伊島	2.8	2.5	高潮波浪	6.1~9.5	6.2
15 由岐北	5.9	5.6	高潮波浪	3.3~8.7	20.9
16 由岐	6.3 (7.3)	5.3	高潮波浪	2.1~8.1	12.3
17 日和佐	6.0 (5.2)	4.9	高潮波浪	1.3~9.2	9.8
18 千羽灘	4.3	4.0	高潮波浪	2.7~5.7	
19 牟岐	5.9	4.4	高潮波浪	1.7~7.0	13.4
20 出羽島	4.7	3.3	高潮波浪	4.4~7.6	
21 浅川	6.0 (5.0)	4.3	津波	1.2~7.2	10.5
22 大里鞆裏	4.5	4.5	高潮波浪	1.7~10.0	8.1
23 那佐	5.6 (4.3)	3.6	津波・高潮	1.2~5.4	
24 穴喰	10.3 (13.1)	5.7	津波	1.4~8.5	18.4
25 竹ヶ島	8.6	4.2	津波	1.7~9.0	

※1 中央防災会議 2003 モデル(宝永地震タイプ)を対象地震。少数第2位で切り上げて設定。( )は地域海岸内に細分して設定した区間の設計津波の水位。

※2 堤防等の計画にあたっては、「高潮・波浪に必要な高さ」と「設計津波の水位」の両方を検討する必要がある。

※3 一つの地域海岸には、複数の海岸保全区域があり、海岸の利用状況や整備水準が異なるため、現況堤防高に幅がある。

※4 H24.10.31「徳島県津波浸水想定」の公表値。

出典：「徳島県設計津波の水位（平成 25 年 3 月）」

### 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

#### < 環境面での基本方針 >

- 最新の知見に基づき、様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。

〔 「生物多様性基本法」 平成 20 年 6 月施行  
「生物多様性とくしま戦略」平成 25 年 10 月策定 〕

- 島田島や大毛島一带の瀬戸内海国立公園（第 2 種・第 3 種特別地域）内においては、日出湾周辺や小鳴門海峡を中心とした藻場や海峡特有の自然環境・景観の保全に努める。

- 自然環境の維持や保全を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー啓発及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動等を促進する。

〔 「海岸漂着物処理促進法 平成 21 年 7 月 15 日施行」  
海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け 〕

- 小鳴門海峡を中心とした藻場の保全に努めるとともに、良好な水質の維持を推進する。

### 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

#### < 利用面での基本方針 >

- 自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルートや津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。

- 高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。

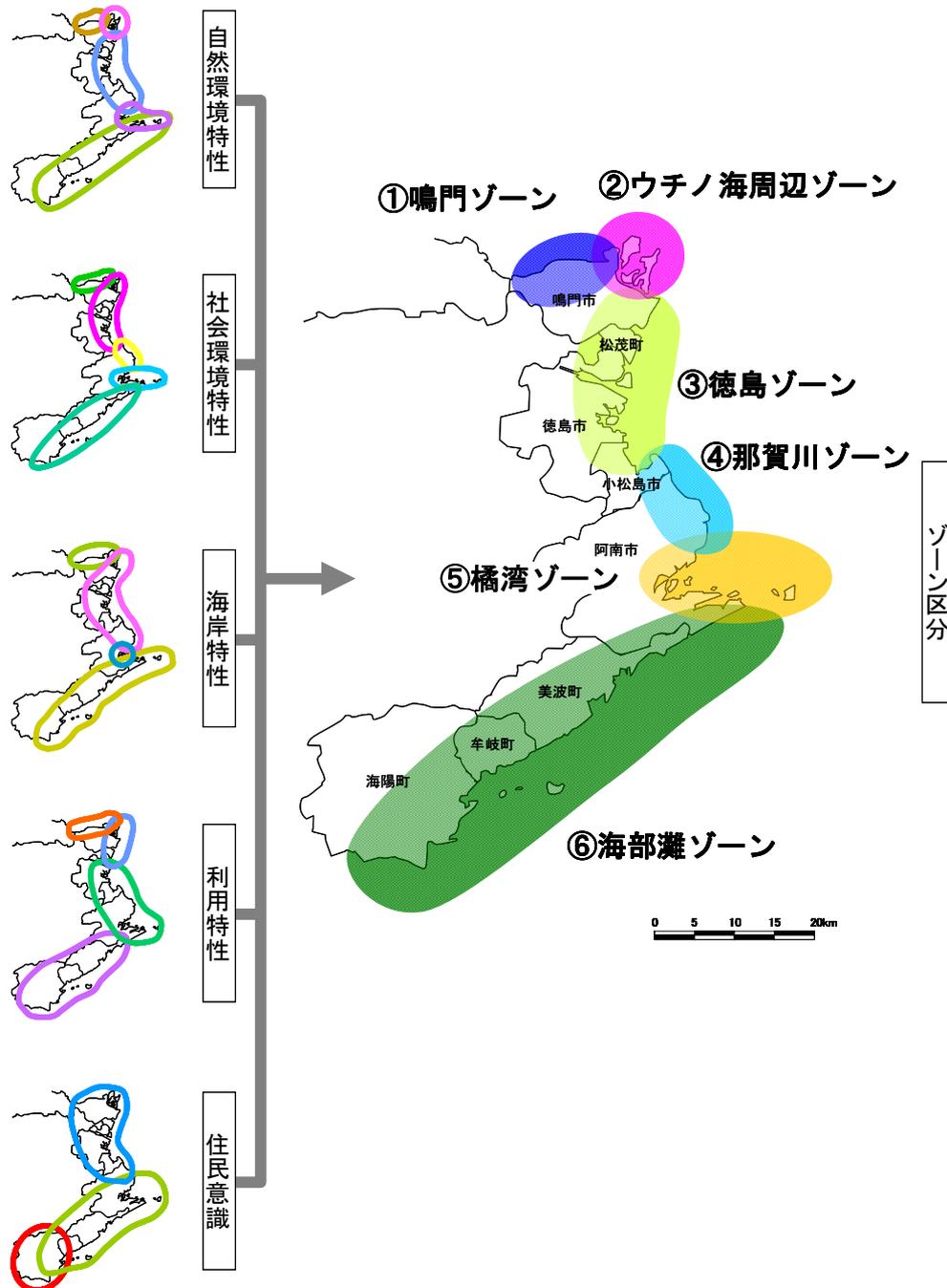
- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

- 水産物流通上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。

## 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

この中で、讃岐阿波沿岸（播磨灘：徳島県域）は、①鳴門ゾーンと②ウチノ海ゾーンの2つのゾーンに位置づけている。各ゾーンの基本方針を次頁に示す。



## ①鳴門ゾーン

### ゾーンの基本方針

漁業生産・生活環境・海岸景観の向上への配慮

#### 【防護の方針】

- 国道 11 号や集落の波浪に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる砂浜の保全・回復に努める。

#### 【環境の方針】

- 景観面に配慮した施設整備に努める。
- 美化活動などモラルの向上に対する啓発に努める。

#### 【利用の方針】

- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

## ②ウチノ海周辺ゾーン

### ゾーンの基本方針

漁業・観光振興への配慮とウチノ海的环境保全

#### 【防護の方針】

- 小鳴門海峡における津波・高潮対策に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

#### 【環境の方針】

- 海峡独特の海岸景観の保全に努める。
- 小鳴門海峡を中心に広がる藻場の保全に努める。

#### 【利用の方針】

- 水産物流上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。
- 海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

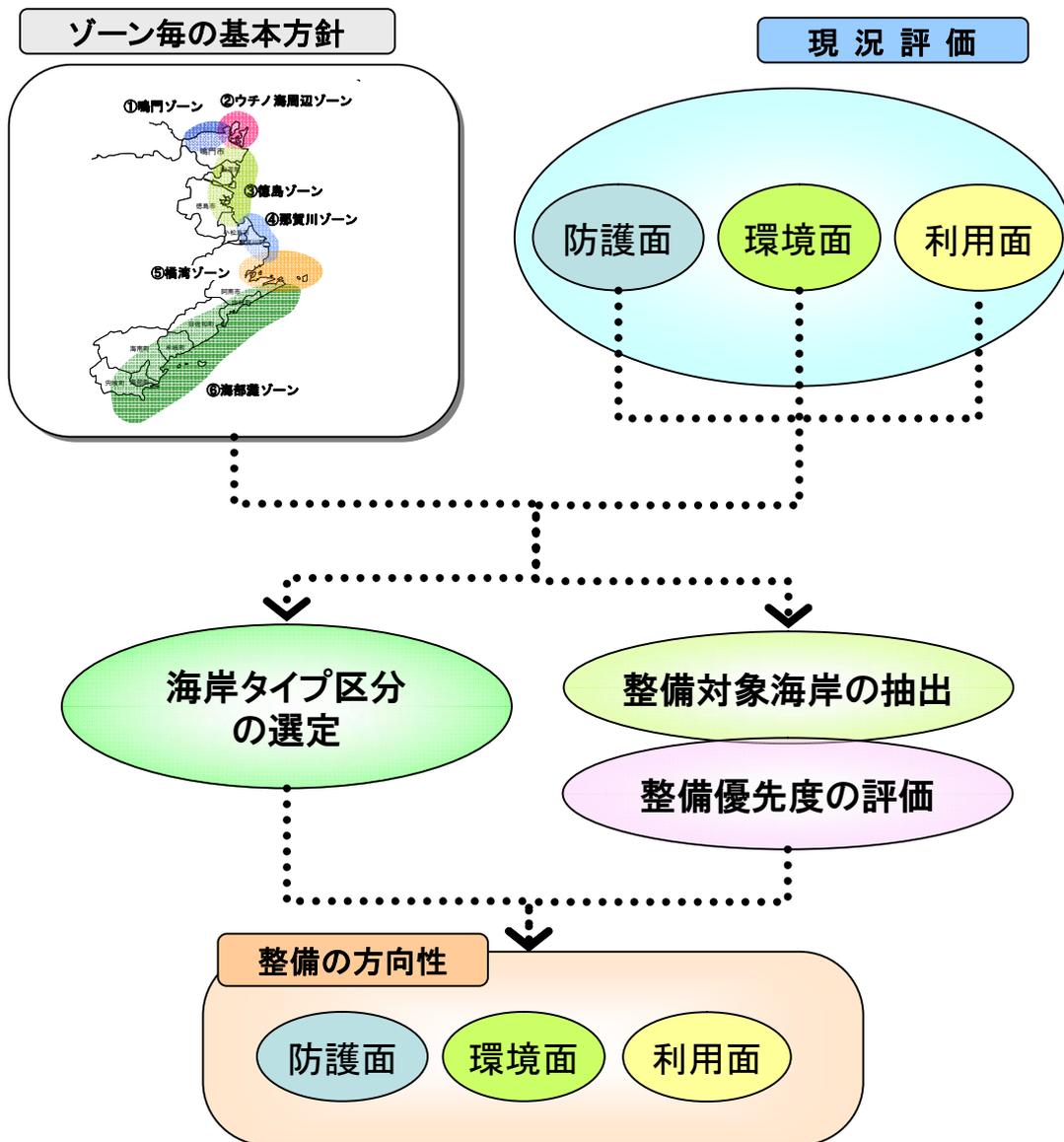
## 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域（整備対象海岸）

#### 1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方

##### (1) 検討フロー

徳島県下 136 地区の海岸について、防護・環境・利用面の各視点から現況を評価するとともに、個々の海岸が含まれるゾーンの基本方針を踏まえ、海岸の長期的な整備の方向性を示す「海岸タイプ（4つの区分）」の選定と整備対象海岸の抽出を行う。さらに、整備対象海岸の整備優先度の評価を行い海岸タイプを考慮して、具体的な整備の方向性を定める。



検討フロー

## (2) 現況評価の考え方

### 1) 防護面における現況評価の視点

防護面については、「①津波対策の必要性」、「②高潮対策の必要性」、「③侵食対策の必要性」、「④背後地の重要度」の4つの視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価基準を示す。

#### ①津波対策の必要性

津波対策 ランク	評価基準
A	・「避難時間の確保に必要な高さ」に対し、堤防高が不足している。
B	・「設計津波（L1 津波）の水位」に対し、堤防高が不足する。
C	・「設計津波（L1 津波）の水位」に対し、所定の堤防高を有する。
—	・背後に防護すべき対象のない海岸である。（自然のまま残されている海岸など）

注) 堤防高は地震による沈下を考慮する。

#### ②高潮対策の必要性

高潮対策 ランク	評価基準
A	・これまで越波・浸水等の被害がある。
B	・今後、越波・浸水等の可能性がある。
C	・これまで高潮対策施を実施し、所定の防護機能を有する。
—	・背後に防護すべき対象のない海岸である。（自然のまま残されている海岸など）

### ③侵食対策の必要性

侵食対策 ランク	評価基準
A	・現在、砂浜の侵食が進行している。
B	・今後、砂浜が侵食される可能性がある。
C	・これまで侵食対策を実施し、効果が発揮されている。
—	・侵食の恐れのない海岸である。

### ④背後地の重要度

背後地 ランク	評価基準
A	a：市街地や工業地帯が形成されている。 b：人口集中地区（D I D地区）である。
B	a：集落が連なって形成されている。 b：国道や主要地方道などの幹線道路が沿岸に隣接している。
C	a：集落が点在している。 b：広大な農地が存在する。
D	a：谷あい等に小規模な農地が存在する。 b：山付けで民家は殆ど存在していないが市町村道等を有する。

※ a,bに分かれている評価基準では、いずれかに該当する場合にそのランクを適用する。

## 2) 環境面における現況評価の視点

海岸整備にあたっての配慮内容の違い等から自然環境要素を体系的に整理し、現況評価を行う。

### ◆自然環境要素の体系的整理◆

自然環境要素を「a:貴重な動植物等」、「b:自然環境保全上の指定地域」、「c:生物の生息地等の特異な生態系」、「d:水質等」の4つの区分にて抽出し、さらに、環境要素の保護・保全を重視する「①環境保全要素」、環境要素への十分な配慮のもとに防護面・利用面との調和を図る「②環境配慮要素」の2つに区分し、自然環境要素を体系的に再整理する。

区分	自然環境要素	環境保全上注目すべき要素	備考
① 環境 保全 要素	a: 貴重な動植物等	○天然記念物（国、県、市町村） ○特別天然記念物（国） ○希少野生動植物種（国内、国際）、特定植物群落 ○レッドリスト、レッドデータブック ＜現状環境への依存性の強い絶滅危惧Ⅰ類＞	学術上あるいは自然保護上重要な動植物
	b: 自然環境保全上の指定地域	○自然公園区域（国立、国定、県立） ＜特別保護地区、第1種特別地域、海城公園区域＞ ○名勝、日本の重要湿地 500 ○防護水面、鳥獣保護区特別保護地区 ○ウミガメ上陸地・産卵地の保護地域 ○車両乗り入れ規制 ○その他環境省等による自然環境保全上の指定地区	法令等により、自然環境の保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域
	c: 生物の生息地等 特異な生態系	○特に保全が必要な藻場（減少傾向） <sup>注1</sup> ○特に保全が必要な干潟（減少傾向） ○サンゴ礁、自然海岸	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、特に保護が必要な地域
② 環境 配慮 要素	b: 自然環境保全上の指定地域	○自然公園区域（国立、国定、県立） ＜第2種・第3種特別地域、普通地域＞ ○自然海浜保全地区 ○保安林（魚つき保安林、風致保安林） ○日本の自然景観、日本の渚 100 選 ○日本の白砂青松 100 選、日本の水浴場 88 選	法令等により、景観保全及び海岸利用上の規制や指定を受け、自然環境への十分な配慮が必要な地域
	c: 生物の生息地等 特異な生態系	○レッドリスト、レッドデータブック ＜現状環境への移動性が低い絶滅危惧Ⅰ類、その他全ての絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧＞ ○ウミガメ上陸地（確認情報） ○藻場 <sup>注1</sup> ○干潟	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、保全への配慮が必要な地域
	d: 水質等	○海域の水質環境基準（類型） <sup>注2</sup>	水質汚濁の指標
	e: 自然環境保全上の要対策地域等	○海岸漂着物対策重点区域	海岸漂着物対策の特に必要な海岸

注1)「藻場」については両方の要素としたが、各海岸毎でその重要性を判断して区分する。

注2) 海域の水質環境基準（生活環境の保全に関する基準）は次表のとおり。

類型	利用目的の適用性	備考
A	水産1級、水浴、自然環境及びB以下の欄に掲げるもの	水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	水産2級:ボラ、リ等の水産生物
C	環境保全	環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩道等を含む)において不快感を生じない限度

◆評価基準◆

評価ランク	評価基準
保 全	①環境保全要素が存在する地域であり、自然環境の保護・保全が必要である。
配 慮	②環境配慮要素が存在する地域であり、自然環境へ配慮し、開発と環境の調和を図ることが必要である。
維 持	①環境保全要素、②環境配慮要素が存在しない地域であり、現状の自然環境の維持に努める。

注) 「①環境保全要素」と「②環境配慮要素」の両方が存在する場合は、「保全」ランクとする。

3) 利用面における現況評価の視点

利用面については、各海岸における現状の海岸利用を、利用内容の公衆性、利用内容に対する便利施設の状況・必要性及び地域ニーズ等から、「①利用促進要素」と「②利用配慮要素」に区分することにより、現況評価を行う。

なお、本計画での「海岸利用」とは、祭り、伝統行事、レジャー、スポーツ、体験活動及び学習活動等の「公衆の適正な利用」を対象とするものである。そのため、港湾関係者や漁業者の産業活動のための利用については対象外であるが、こうした産業活動への支障を及ぼさないなどの配慮は必要である。

◆現状の海岸利用形態◆

区分	利用上注目すべき要素	備 考
①利用促進要素	○海水浴、海浜公園、キャンプ場 ○マリンスポーツ(サーフing、カック、ダビングなど) ○祭り、伝統行事、環境学習、各種イベント など	便利施設(駐車場、トイレ、休憩施設など)を特に必要とするレクリエーション利用がされている海岸
	○レクリエーション利用の新規導入要望 ○現状の便利施設の改善要望 など	現状利用の有無に関わらず、地域からの利用面での整備要望が挙がっている海岸
②利用配慮要素	○ジョギング、散歩、サイクリング ○水遊び など	便利施設(駐車場、トイレ、休憩施設など)はあまり必要としないレクリエーション利用がされている海岸
	○漁港 ○港湾 など	「公衆の適正な利用」の対象外であるが、産業活動の利用がされている海岸

◆評価基準◆

評価ランク	評価基準
促 進	①利用促進要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もしくは機能改良を行う。
配 慮	②利用配慮要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ支障を及ぼさないなどの配慮が必要である。
維 持	現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない海岸であり、現状の維持に努める。

### (3) 総合的な視点からの海岸タイプ

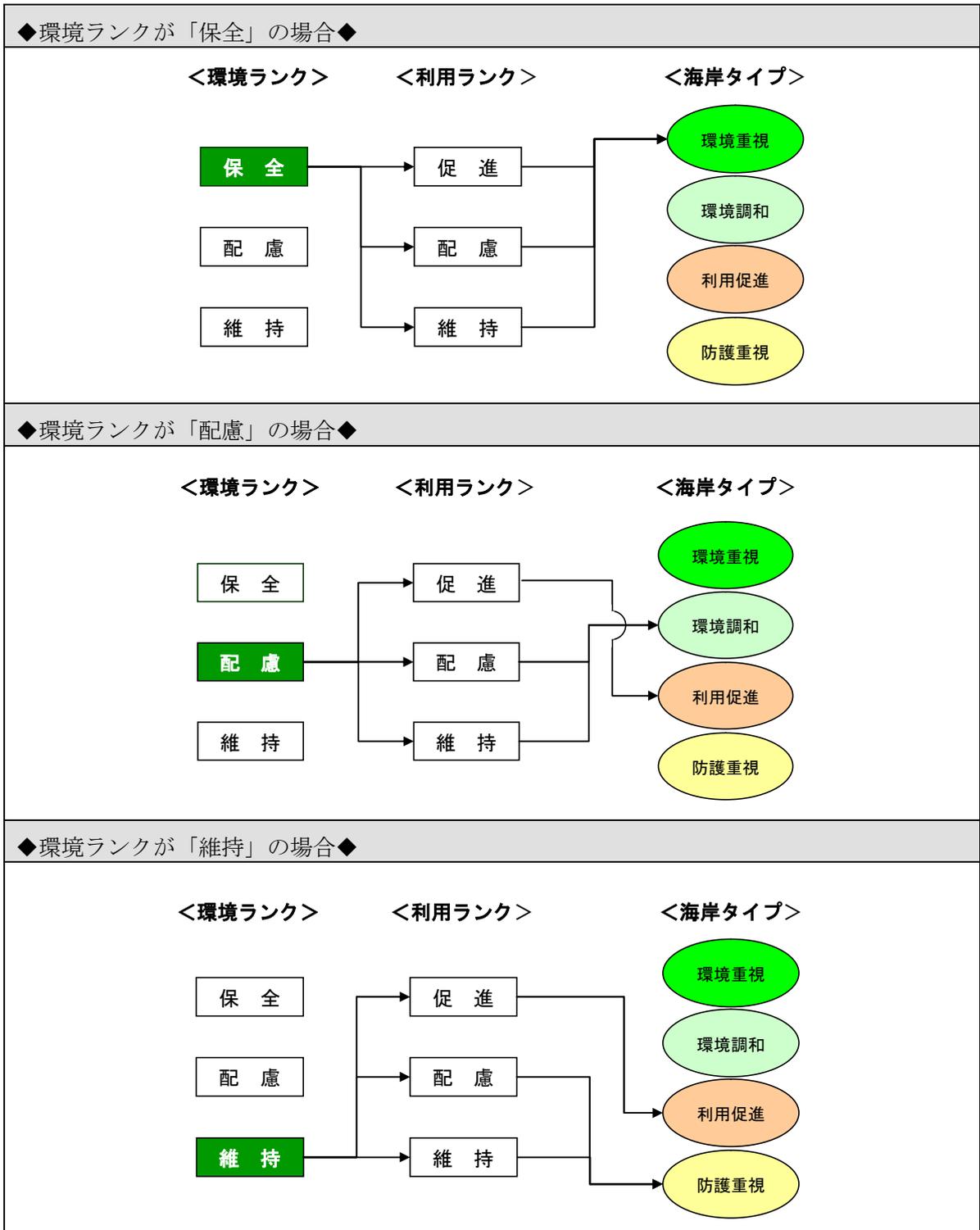
防護を基本としつつ、総合的な視点から海岸を整備するに当たっての配慮事項と整備の方向性を示す指標として以下の4タイプに区分する。

#### 防護・環境・利用の総合的な視点からの海岸タイプ

タイプ	評価の考え方
<p>環境重視</p>	<p>貴重な自然環境・景観資源等が豊富な地域であり、特に自然環境の保護・保全に配慮する。</p> 
<p>環境調和</p>	<p>自然環境と人々の生活、レクリエーション活動及び漁業等の産業活用の利用が共存している地域であり、環境面と利用面の調和に配慮する。</p> 
<p>利用促進</p>	<p>特にレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域、海岸利用のニーズの高い地域であり、環境面に配慮しつつ海岸利用の促進を図る。</p> 
<p>防護重視</p>	<p>利用・環境面については現状の維持に努め、防護面の強化を図る。</p> 

「海岸タイプ」の区分は、防護・環境・利用の調和の取れた海岸整備を行うための配慮事項と整備の方向性を示すものであり、詳細な整備内容の検討に当たっては、地域住民や地元自治体の意見も参考にしながら事業計画を進めていく。

なお、「海岸タイプ」の決定根拠は、特に生態系については原則として既存の文献調査結果を参考とするが、最終的には海岸背後地の自然環境や開発状況、保全施設の整備状況なども考慮しながら、海岸環境を総合的に捉えて判断する。また、今後行われる各種調査や海岸事業の実施に伴う事前調査などの結果から、現在の「海岸タイプ」を必要に応じて見直す。



(4) 整備対象海岸の抽出、整備優先度の決定の考え方

○海岸事業\*を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。

したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから、手を加えない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。

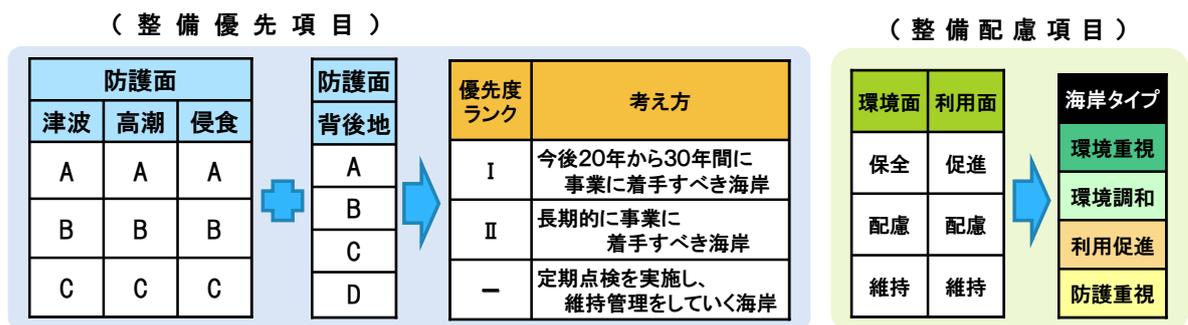
※海岸事業

略 称	事 業 名
高潮	高潮対策事業
侵食	侵食対策事業
耐震	海岸耐震対策緊急事業
老朽化	海岸堤防等老朽化対策緊急事業
海岸環境	海岸環境整備事業
津波・高潮	津波・高潮危機管理対策緊急事業
海域浄化	海域浄化整備事業

○整備対象海岸については、防護面における緊急度・重要度（国土保全）を優先に「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や「背後地の重要度」から整備の優先度を3段階に区分する。

○ 整備対象海岸のうち、対象期間内（今後 20 年から 30 年間）に着手する海岸は、優先度ランク I とする。

なお、事業中の海岸について早期完成を図るとともに、残る海岸については、優先順位を検討の上、順次、早期に事業着手できるよう取り組む。



※優先度ランク区分の考え方

I	①津波、高潮、侵食の項目に A が1つ以上、かつ背後地の項目がA, B
II	①津波、高潮、侵食の項目に A が1つ以上、かつ背後地の項目がC ②津波、高潮、侵食の項目に B が1つ以上、かつ背後地の項目がA~C
-	上記以外

## 1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

### <鳴門ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
1	碁の浦漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	635	C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
2	大須地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	270	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
3-1	折野港海岸(大須地区)	国土(港湾)	鳴門市	1021	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
3-2	折野港海岸(北灘西地区)	国土(港湾)	鳴門市	1575	C	A	B	B	I	配慮	維持	環境調和	高潮、侵食
3-3	折野港海岸(折野中地区)	国土(港湾)	鳴門市	825	C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
3-4	折野港海岸(折野東地区)	国土(港湾)	鳴門市	1468	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
4	三津漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	690	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
5	烏ヶ丸地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	560	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
6-1	大浦漁港海岸(烏ヶ丸地区)	農水(水産)	鳴門市	933	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
6-2	大浦漁港海岸(大浦地区)	農水(水産)	鳴門市	627	C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
7	大浦地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	175	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
8	粟田地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	1088	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
9	粟田漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	526	B	A	—	B	I	配慮	維持	環境調和	高潮
10	榑木地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	635	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
11-1	榑木漁港海岸(東山地区)	農水(水産)	鳴門市	566	B	A	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
11-2	榑木漁港海岸(西山地区)	農水(水産)	鳴門市	256	C	C	—	C	—	配慮	配慮	環境調和	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

<ウチノ海ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
12-1	日出漁港海岸（日出地区）	農水(水産)	鳴門市	1757	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
12-2	日出漁港海岸（小海地区）	農水(水産)	鳴門市	1205	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
13	小池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	115	C	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
14-1	瀬戸漁港海岸（大島田地区）	農水(水産)	鳴門市	245	C	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
14-2	瀬戸漁港海岸（堂浦北泊第1地区）	農水(水産)	鳴門市	296	B	C	C	B	II	配慮	配慮	環境調和	
14-3	瀬戸漁港海岸（堂浦北泊第2地区）	農水(水産)	鳴門市	2555	B	C	C	B	II	配慮	配慮	環境調和	
14-4	瀬戸漁港海岸（堂浦地廻地区）	農水(水産)	鳴門市	530	B	C	C	B	II	配慮	配慮	環境調和	
14-5	瀬戸漁港海岸（向地区）	農水(水産)	鳴門市	330	A	C	C	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
14-6	瀬戸漁港海岸（阿波井小島田地区）	農水(水産)	鳴門市	1020	A	A	A	C	II	配慮	配慮	環境調和	
14-7	瀬戸漁港海岸（堂の浦・阿波井地区）	農水(水産)	鳴門市	710	B	C	C	C	II	配慮	配慮	環境調和	
15-1	室漁港海岸（田ノ浦地区）	農水(水産)	鳴門市	448	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
15-2	室漁港海岸（在所谷地区）	農水(水産)	鳴門市	558	C	C	—	C	—	配慮	配慮	環境調和	
16	亀浦漁港海岸（福池地区）	農水(水産)	鳴門市	441	B	C	—	B	II	配慮	配慮	環境調和	
17	高島地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	1760	B	C	—	C	II	配慮	促進	利用促進	
18	三ツ石地区海岸	国土(水管理)	鳴門市	674	B	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
19	鳴門海岸（横山地区）	農水(農村)	鳴門市	1370	B	A	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
20	撫佐漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	1277	B	A	—	D	—	配慮	促進	利用促進	
21	堂の浦地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	557	B	C	—	B	II	配慮	維持	環境調和	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

# ■ 海岸位置図



## 2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要

各海岸における整備の方向性と計画の概要を次頁以降に示す。

具体的な施設の規模・構造・工法や環境・利用面の配慮事項等については、次の事項に留意し、詳細な検討を行い、地元市町や関係機関等との協議・調整を経て決定する。

### 【留意事項】

- 海岸タイプが「環境重視」の海岸や貴重な動植物が存在する可能性のある海岸については、環境アドバイザー制度などを活用するとともに、関係機関・団体等と連携を図り、今後の環境調査の進展に伴う最新の情報に基づき、生態系の保全・回復のための検討を行う。
- 松林や砂浜などの地域を代表する景勝地においては、地元市町や関係部局と連携し、自然景観の保全・回復、眺望の確保等に努める。
- 海岸保全施設の設計に際しては、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」（平成23年11月）を参考とするとともに、新たな知見に基づく工法の検討に加え、生態系の保全や水産資源の育成などの視点を考慮する。

今後、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行う。

また、高潮、波浪、地震、津波等の災害により、海岸保全施設の被災や著しい海岸侵食等が発生した場合には、速やかに海岸保全機能の回復を図ることとする。

さらに施設の原形復旧だけでは再度災害が発生することが予測される場合には、整備対象海岸や優先度に関わらず必要な施設整備を緊急に実施する。

## 3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な維持・修繕等の措置を講じる。

また、今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、長寿命化計画に基づいた維持又は修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

### (1) 海岸保全施設の存する区域

施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の存する区域を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

### (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置

施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

### (3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

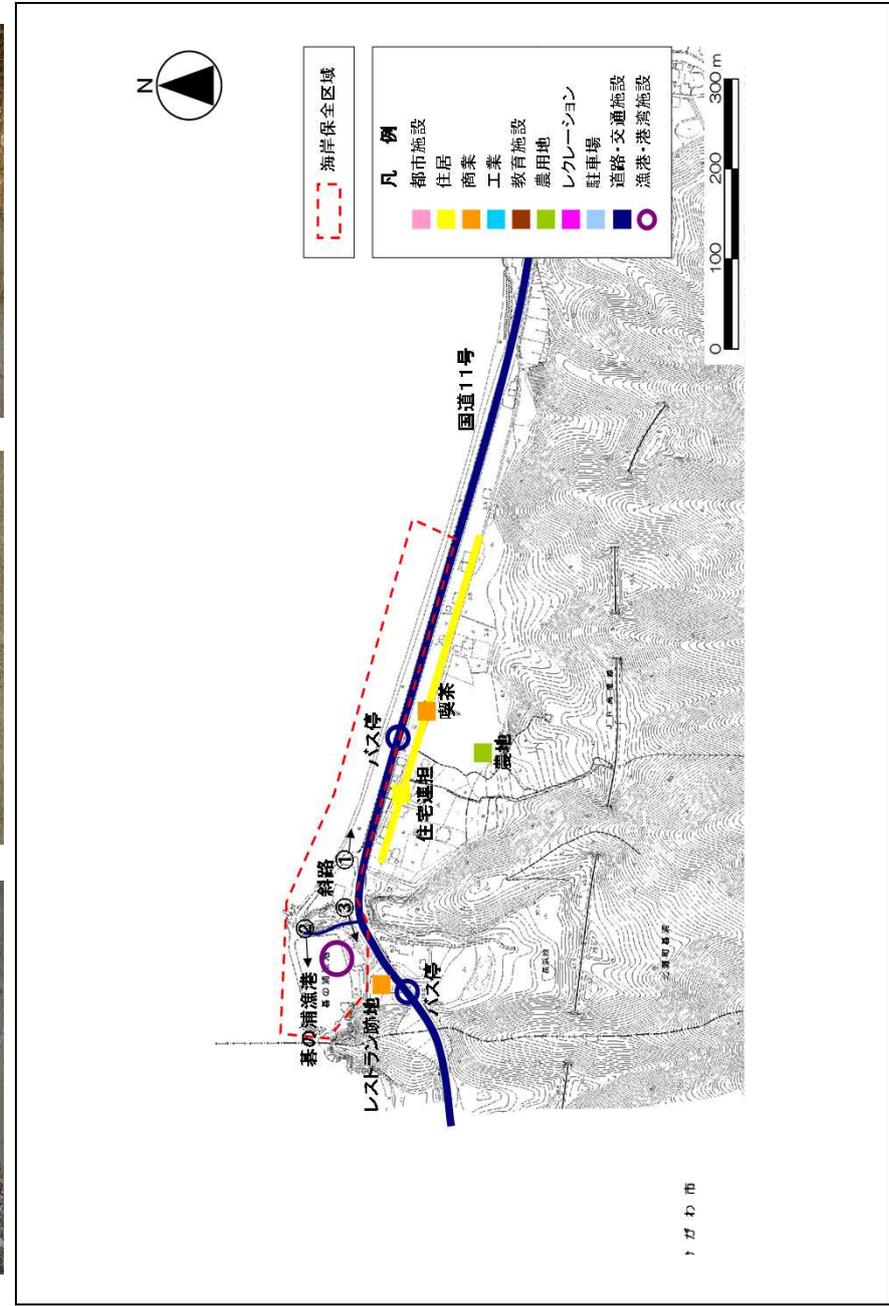
各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案した維持又は修繕の考え方を、巻末の海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。

No.	海岸名	海岸タイプ
1	讃岐阿波 碓の浦漁港海岸 <td>海岸タイプ 環境調和</td>	海岸タイプ 環境調和

ゾーン名	保全延長	市町村	所管
①鳴門ゾーン	635	鳴門市	農水(水産)

①海岸状況	②漁港	③民間のレストラン跡
		



海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題は少ないが、海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防

施設の健全度は特に問題ない。  
海岸保全区域の概況  
海岸は砂利層が堆積しており背後は国道11号線である。

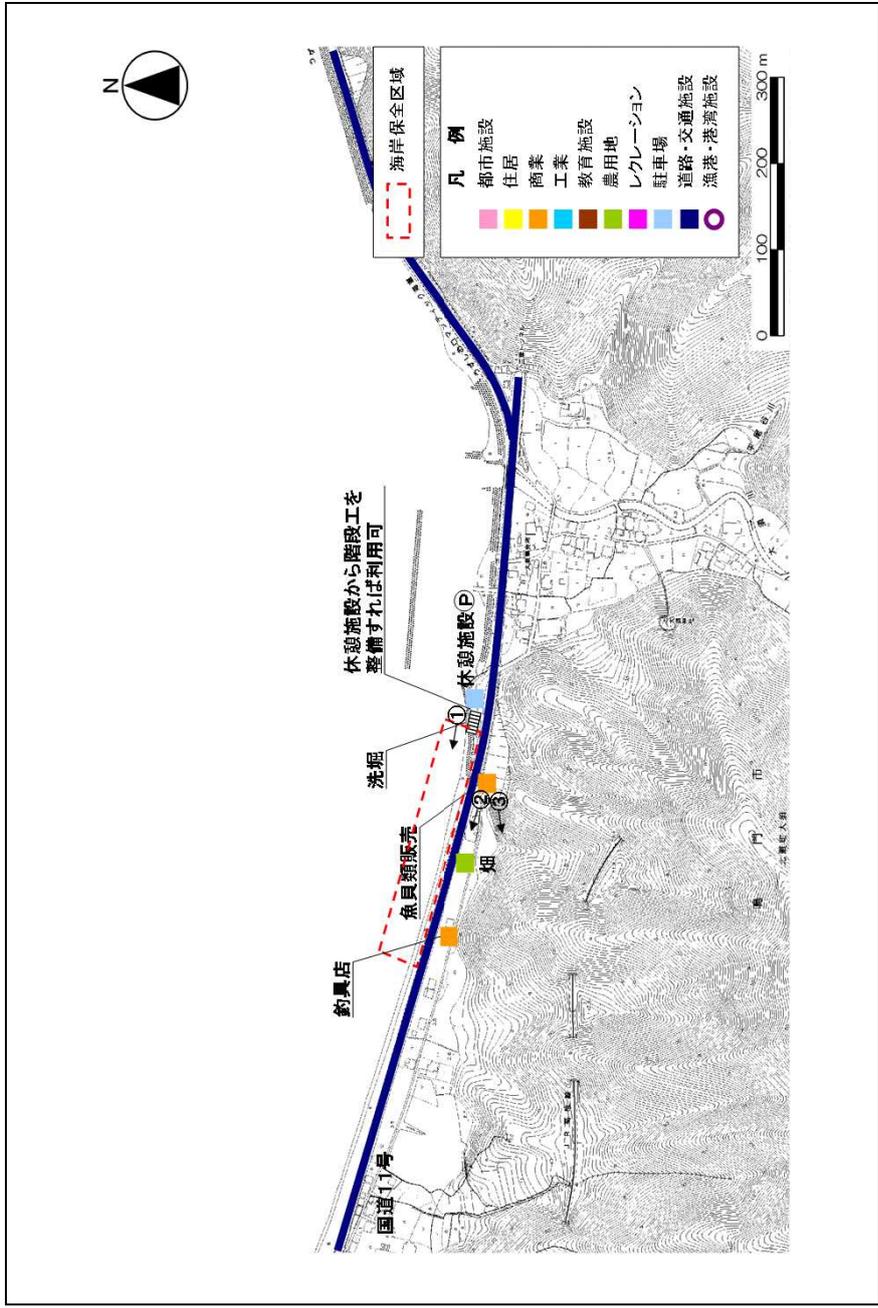
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	磯浜
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)		

水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海塩環境	塩場	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令		

利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	隣接
アクセス道路	2車線		
海岸へのアプローチ	改良の必要性あり		
海岸利用状況	漁港		
地境からの申請	-		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-

No.	海岸名	大須地先海岸	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
2	讃岐阿波		国土(水管理)	鳴門市	270	①鳴門ゾーン	環境調和
	①海岸状況						
	②国道11号						
	③背後地状況						



		海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題は無いが、海岸景観の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。		
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。		
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。		
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。		
防護項目		現況特性	
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防・消波工
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	海岸は砂利層に覆われている。背後は国道11号線である。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	磯浜
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海岸環境	藻場	干潟	サンゴ
配慮すべき資源	自然関係法令		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	隣接
アクセス道路	2車線		
海岸へのアプローチ	改良の必要性あり		
海岸利用状況	なし		
地域からの要望	-		
計画概要	計画概要		
受益規模	-	導入事業	-
配慮事項	-		

No.	海岸名	折野港海岸	大項地区	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
3-1	讃岐阿波	折野港海岸	大項地区	国土(港湾)	鳴門市	1021	①鳴門ゾーン	環境調和

①海岸状況



②休憩所状況



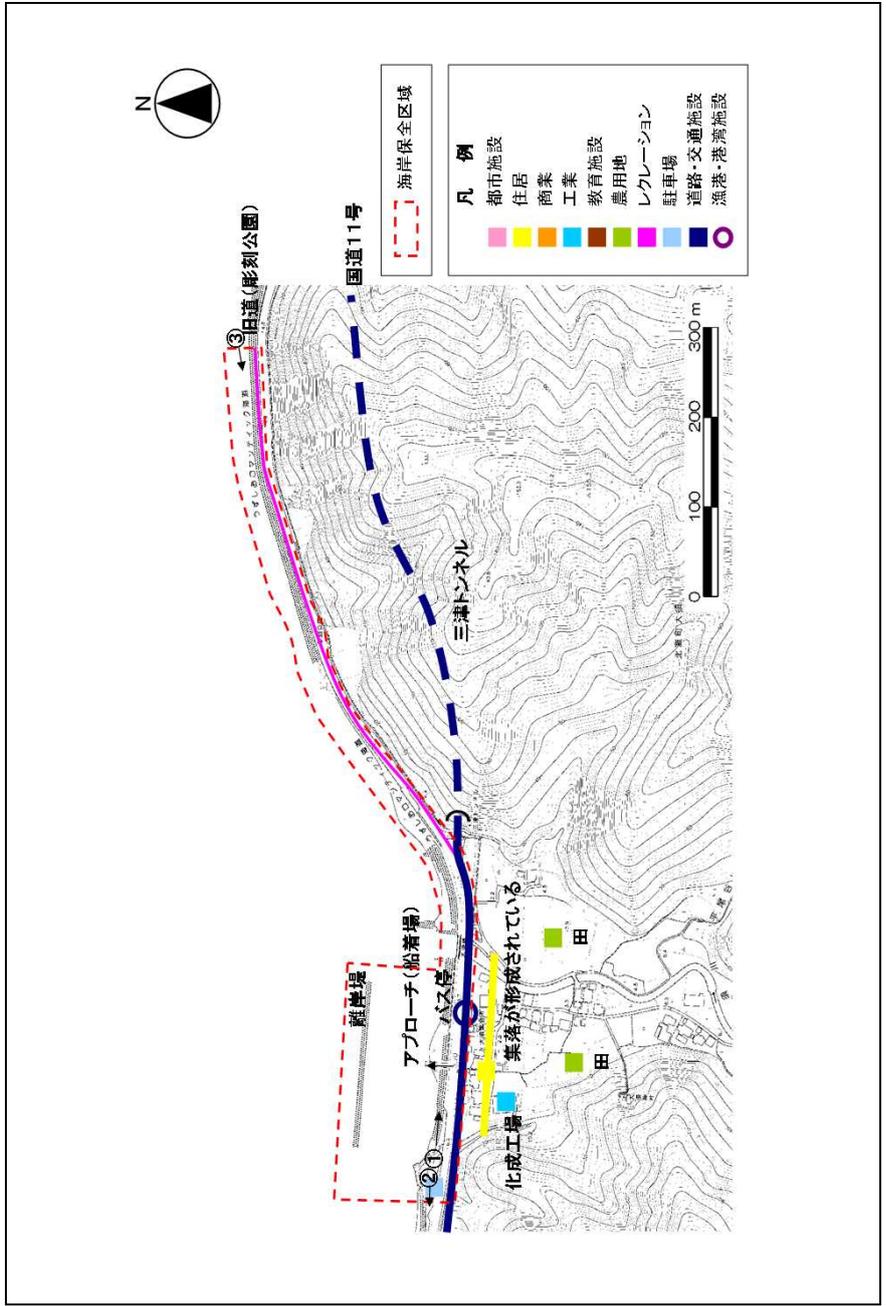
③彫刻公園(旧道)

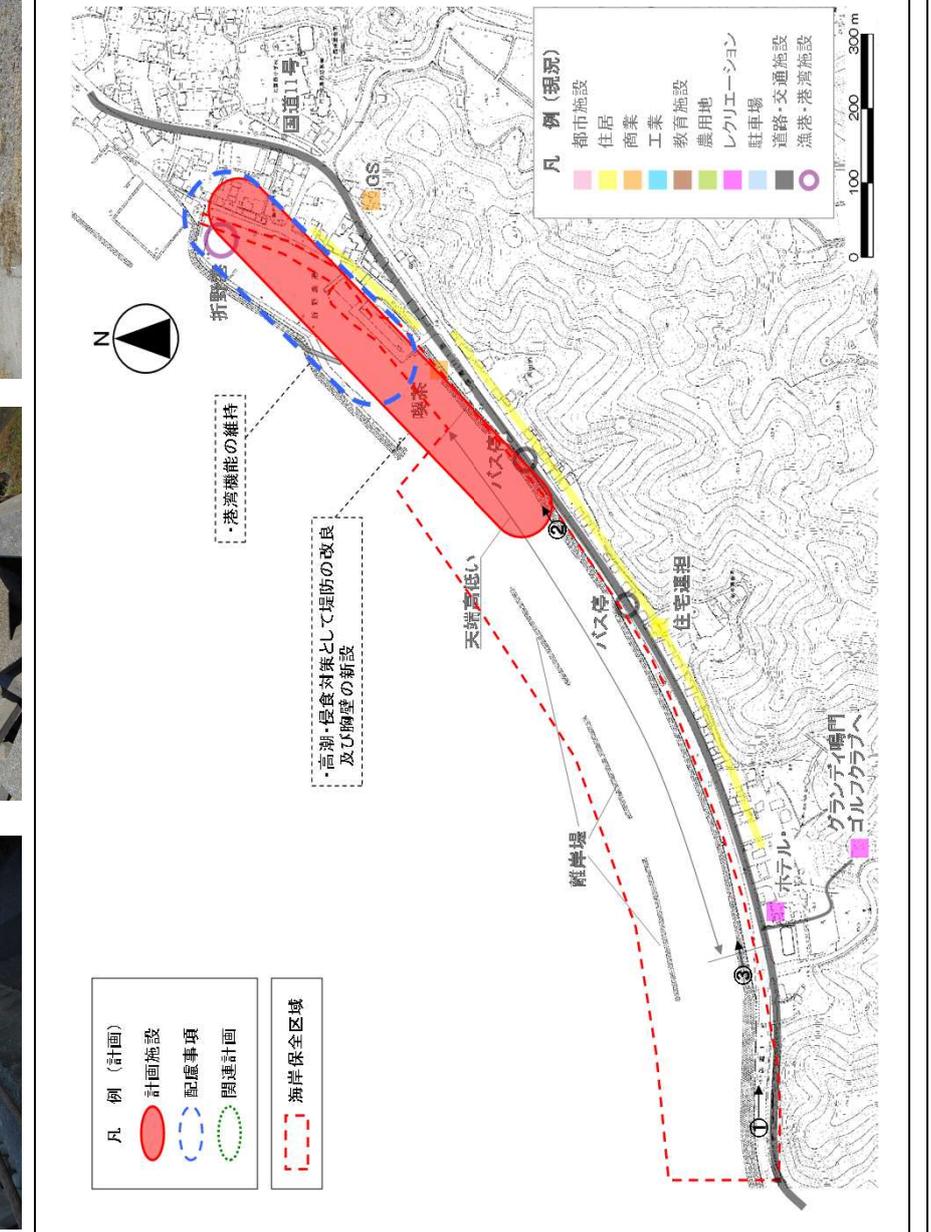


海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題は無いが、海岸景観の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防・消波工・離岸堤
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	侵食性海岸であり、護岸前面に消波工・根固工・離岸堤が整備されている。背後は国道11号線である。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	ブロック
自然関係法令	国立公園(海上：普通)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●
海境環境	藻場	干潟	—
配慮すべき資源	自然関係法令		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	隣接
アクセス道路	2車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	なし		
地域からの要請	—		

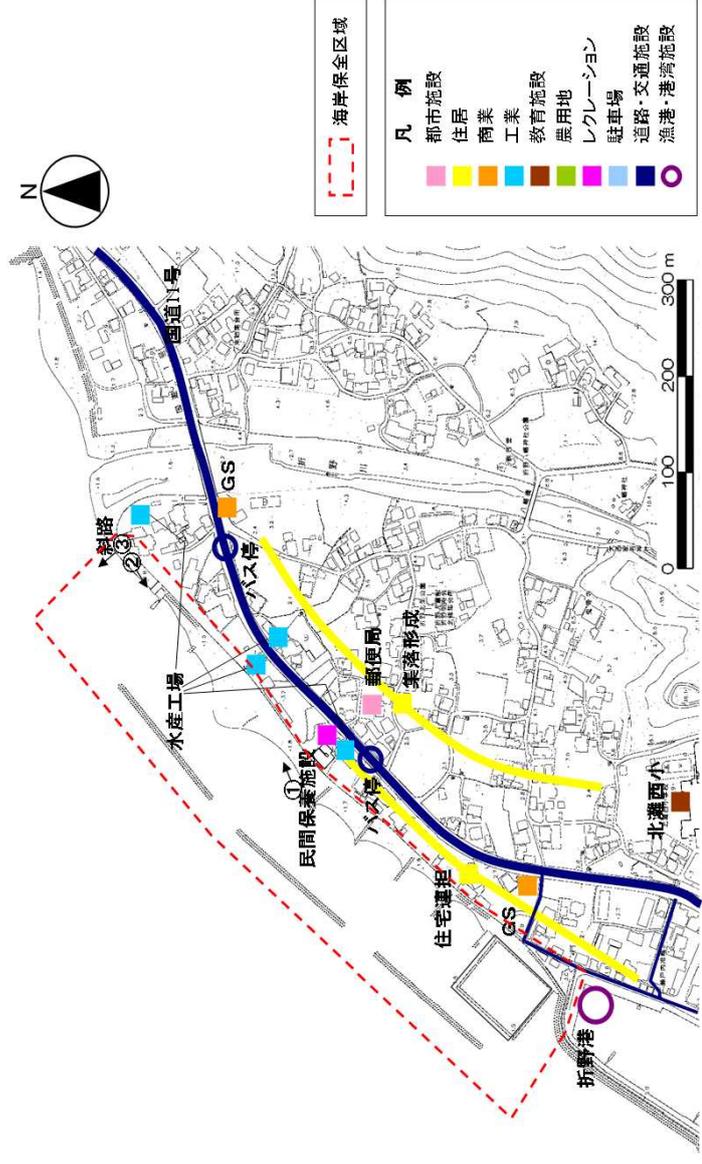
計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	—
配慮事項	—



No.	海岸名	折野港海岸	北灘西地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
3-2	讃岐阿波	折野港海岸	北灘西地区	国土(港湾)	鳴門市	1575	①鳴門ゾーン	環境調和
<p>①海岸状況</p>  <p>②事業中箇所状況</p>  <p>③護岸背後地状況</p> 								
 <p>凡例(計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画施設 (Red solid line)</li> <li>配慮事項 (Blue dashed line)</li> <li>関連計画 (Green dotted line)</li> <li>海岸保全区域 (Red dashed box)</li> </ul> <p>凡例(現況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市施設 (Pink)</li> <li>住居 (Yellow)</li> <li>商業 (Orange)</li> <li>工業 (Light Blue)</li> <li>教育施設 (Light Green)</li> <li>農用地 (Light Purple)</li> <li>レクリエーション (Light Blue)</li> <li>駐車場 (Light Green)</li> <li>道路・交通施設 (Light Blue)</li> <li>漁港・港湾施設 (Light Blue)</li> </ul>								

海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。海岸景観の保全や隣接する港湾機能に配慮した施設整備を図る。
防護面	越波・浸水や侵食等の可能性があり、対策を行う。
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。
利用面	隣接する港湾機能への配慮に努める。
防護項目	
津波対策ランク	現状特性 C 高潮対策ランク A 侵食対策ランク B
背後地ランク	B 既存保全施設 護岸・堤防・消波工・離岸堤
施設の健全度	風化・劣化が見られる。
海岸保全区域の概況	侵食性海岸であり、護岸前面に消波工・根固工・離岸堤が整備されている。背後は国道11号線である。
環境項目	
環境配慮ランク	現状特性 配慮 海岸の状況 ブロック・離岸堤・護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 ●
海塩環境	藻場 - 干潟 - サング
配慮すべき資源	自然関係法令
利用項目	
利用配慮ランク	現状特性 維持 幹線道路からの距離 隣接
アクセス道路	2車線
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり
海岸利用状況	なし
地域からの要請	-
計画概要	
計画概要	高潮・侵食対策として堤防の改良等及び胸壁の新設を行う。
受益規模	約3.0ha 導入事業 高潮・侵食
配慮事項	港湾機能の維持

No.	海岸名	折野港海岸	折野中地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
3-3	讃岐阿波	折野港海岸	折野中地区	国土(港湾)	鳴門市	825	①鳴門ゾーン	環境調和

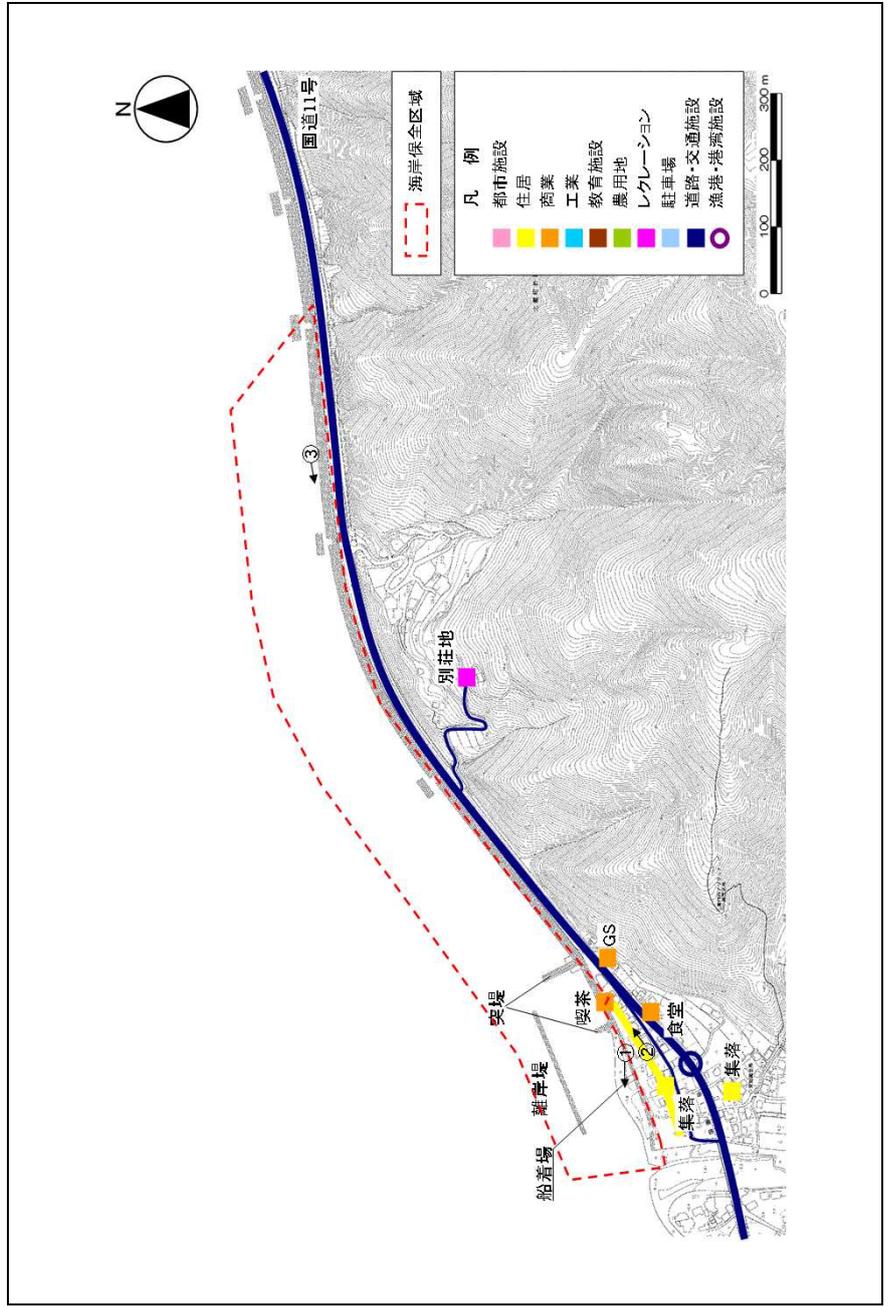


海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題は無いが、海岸景観や親水空間の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。
利用面	水遊び等の可能な親水性のある海辺空間への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防・消波工・突堤・離岸堤
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	海岸優食対策として、護岸・突堤・離岸堤が暫時整備されてきた。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	磯浜・突堤・離岸堤
自然関係法令	国立公園(海上：普通)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●
海環境	藻場	干潟	—
配慮すべき資源	自然関係法令		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	500m以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	水遊び		
地域からの要請	—		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	—
配慮事項	—

No.	海岸名	折野港海岸	折野真地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
3-4	讃岐阿波	折野港海岸	折野真地区	国土(港湾)	鳴門市	1468	①鳴門ゾーン	環境調和



海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題はないが、海岸景観や砂浜の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。
防護項目	
津波対策ランク	C 高潮対策ランク C 侵食対策ランク C
背後地ランク	B 既存保全施設 護岸・堤防
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。
海岸保全区域の概況	背後は国道11号である。
環境項目	
環境配慮ランク	配慮 海岸の状況 磯浜・ブロック・護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 ●
海塩環境	藻場 - 干潟 - サング
配慮すべき資源	自然関係法令
利用項目	
利用配慮ランク	維持 幹線道路からの距離 隣接
アクセス道路	2車線
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり
海岸利用状況	なし
地域からの要請	砂浜の保全
計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-

No.	海岸名	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
4	讃岐阿波	農水(水産)	鳴門市	690	①鳴門ゾーン	環境調和

①斜路と海岸状況



②海岸状況



③背後地の状況(国道11号)



海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題は無いが、海岸景観の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防・消波工

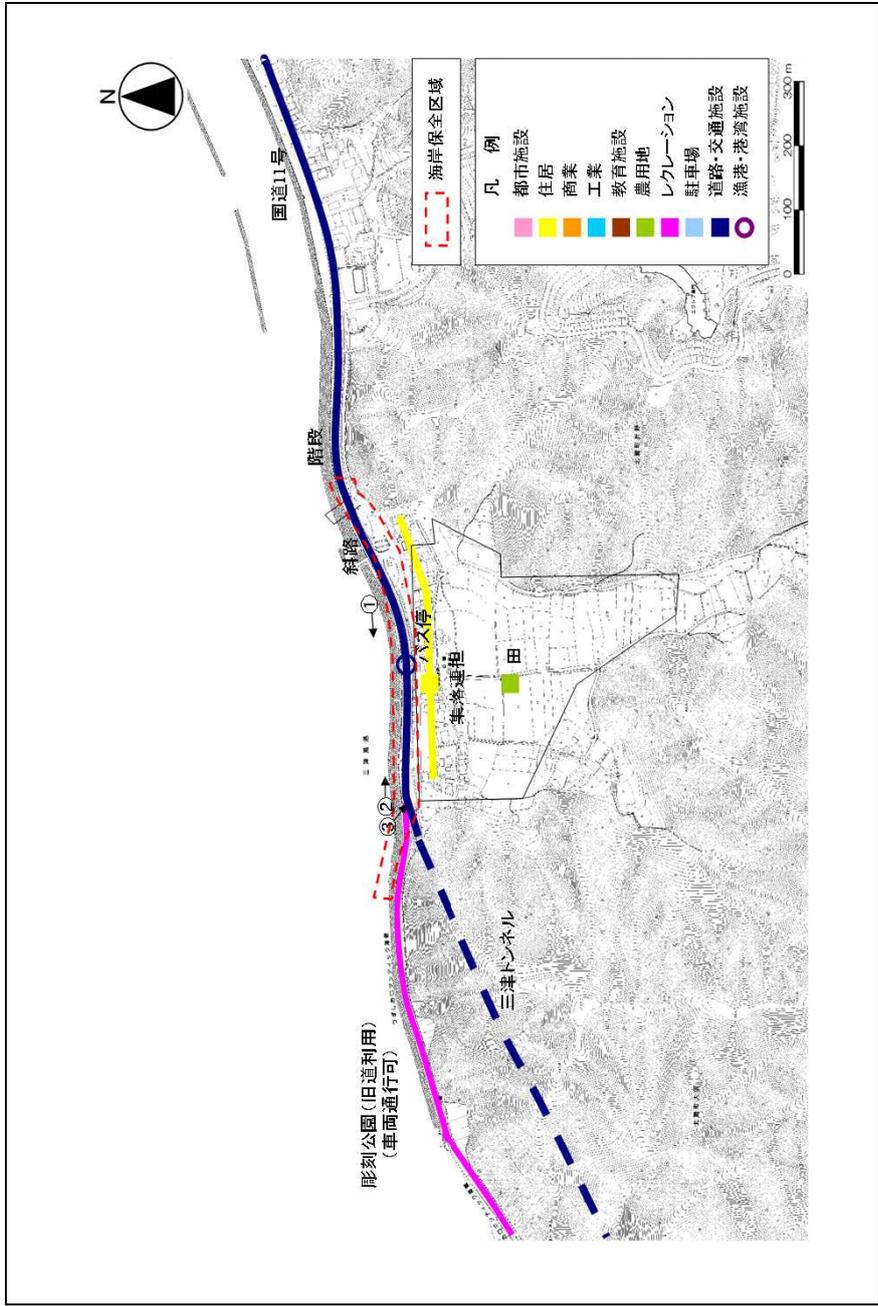
施設の健全度は特に問題ない。

海岸保全区域の概況  
海岸は砂利用に覆われている。現在は消波工が整備されている。

環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	ブロック
自然関係法令	国立公園(海上：普通)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海草環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令		

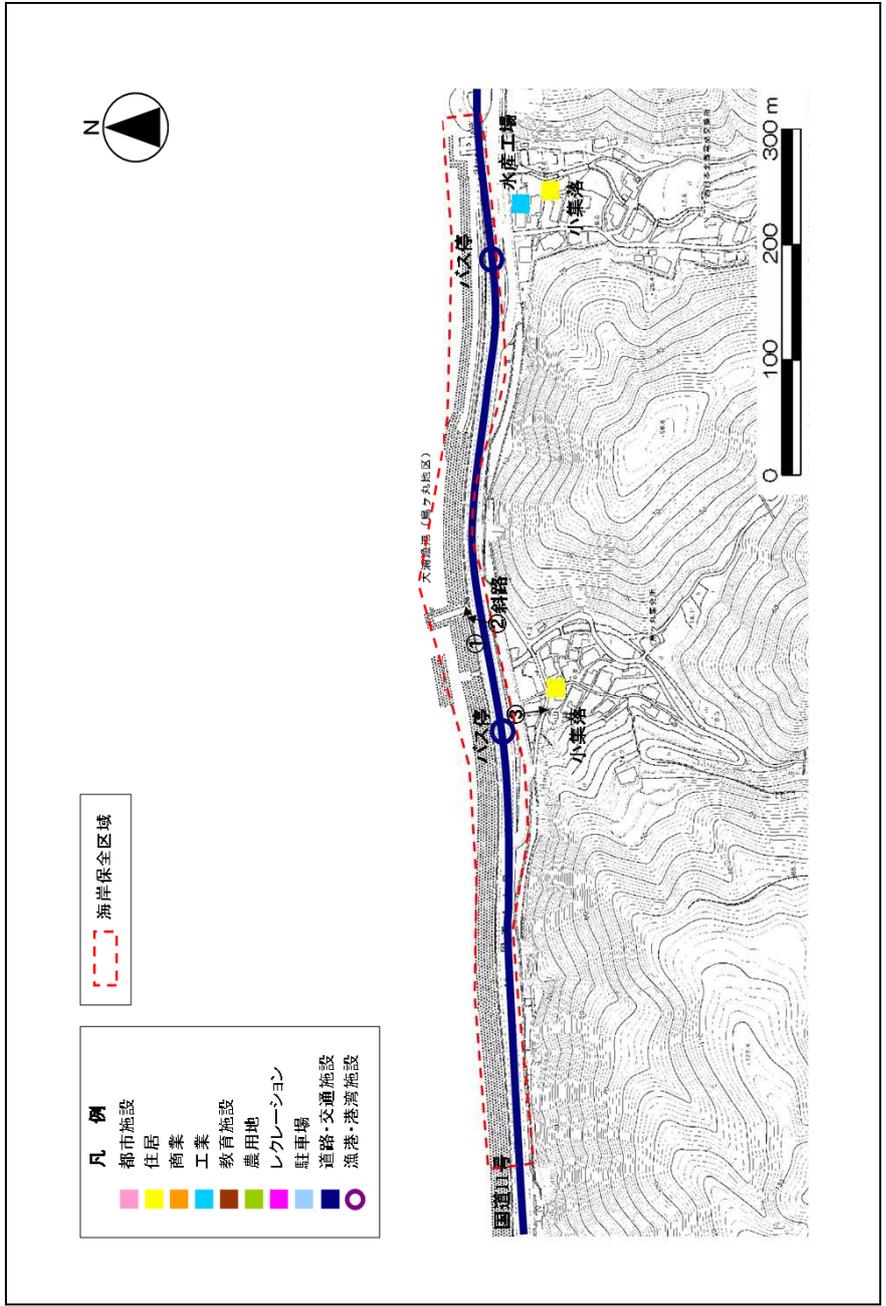
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	隣接
アクセス道路	2車線		
海岸へのアプローチ	良好		
海岸利用状況	なし		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-





No.	海岸名	海岸タイプ
6-1	讃岐阿波 大浦漁港海岸 <td>海岸タイプ 環境調和</td>	海岸タイプ 環境調和
	鳥ヶ丸地区	ゾーン名 ①鳴門ゾーン
	所管 農水(水産)	保全延長 933
	市町村 鳴門市	

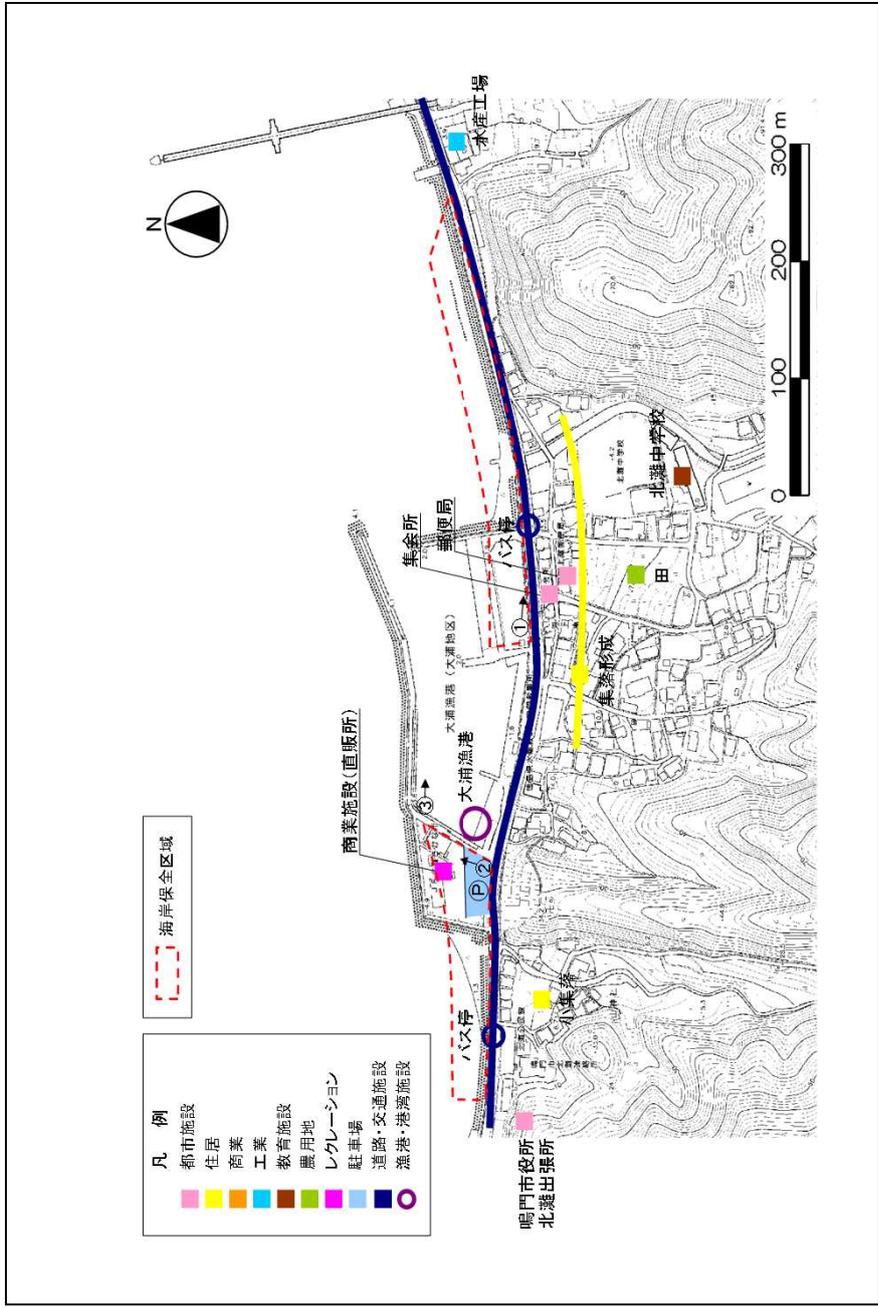


海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題は無いが、海岸景観の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

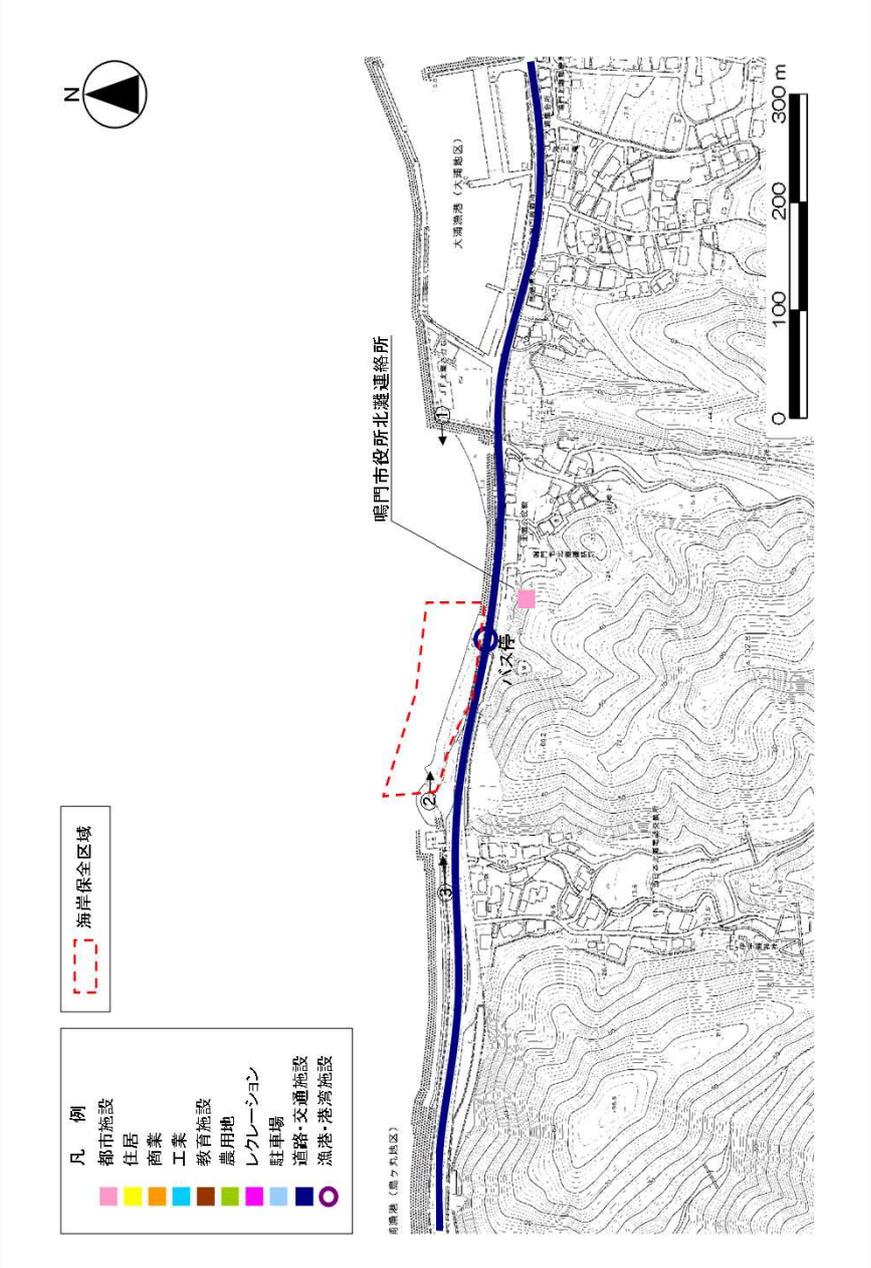
防護項目		現況特性	
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防・消波工
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	護岸前面には、消波工が設置されており、背後は国道11号線である。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	磯浜・ブロック
自然関係法令	国立公園(海上：普通)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海塩環境	蒸場	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	隣接
アクセス道路	2車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	なし		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-

No.	海岸名	大浦漁港海岸	大浦地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
6-2	讃岐阿波	大浦漁港海岸	大浦地区	農水(水産)	鳴門市	627	①鳴門ゾーン	環境調和
  								



海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題はないが、海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。
防護項目	
津波対策ランク	現況特性
C	高潮対策ランク C 侵食対策ランク C
背後地ランク	B 既存保全施設 護岸・堤防・消波工
施設の健全度 施設の健全度は特に問題ない。	
海岸保全区域の漁港環境整備事業が実施されており、護岸前面には消波工が設置されている。現在、維持補修工事が進められている。	
環境項目	
環境配慮ランク	現況特性
配慮	海岸の状況 磯浜・ブロック
自然関係法令 国立公園(海上：普通)	
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 ●
海岸環境	藻場 干潟 サング
配慮すべき資源 自然関係法令	
利用項目	
利用配慮ランク	現況特性
配慮	幹線道路からの距離 隣接
アクセス道路	2車線
海岸へのアプローチ	困難
海岸利用状況	漁港
地域からの要請	-
計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業 -
配慮事項	-

No.	海岸名	大浦地先海岸	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
7	讃岐阿波	大浦地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	175	①鳴門ゾーン	環境調和
							
							

海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題はないが、海岸景観の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。
防護項目	
津波対策ランク	C 高潮対策ランク C 侵食対策ランク -
背後地ランク	B 既存保全施設 自然海岸
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。
海岸保全区域の概況	築山となっている。
環境項目	
環境配慮ランク	配慮 海岸の状況 磯浜
自然関係法令	国立公園(海上：普通)
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 -
海域環境	藻場 - 干潟 - サンゴ -
配慮すべき資源	自然関係法令
利用項目	
利用配慮ランク	維持 幹線道路からの距離 隣接
アクセス道路	2車線
海岸へのアプローチ	困難
海岸利用状況	なし
地域からの要請	-
計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-

No.	海岸名	海岸タイプ
8	讃岐阿波 粟田地先海岸	海岸タイプ 環境調和
	所管	ゾーン名
	国土(水管理)	①鳴門ゾーン
	市町村	保全延長
	鳴門市	1088

①海岸状況(西側)



②海岸状況(東側)



③護岸状況(旧道から)



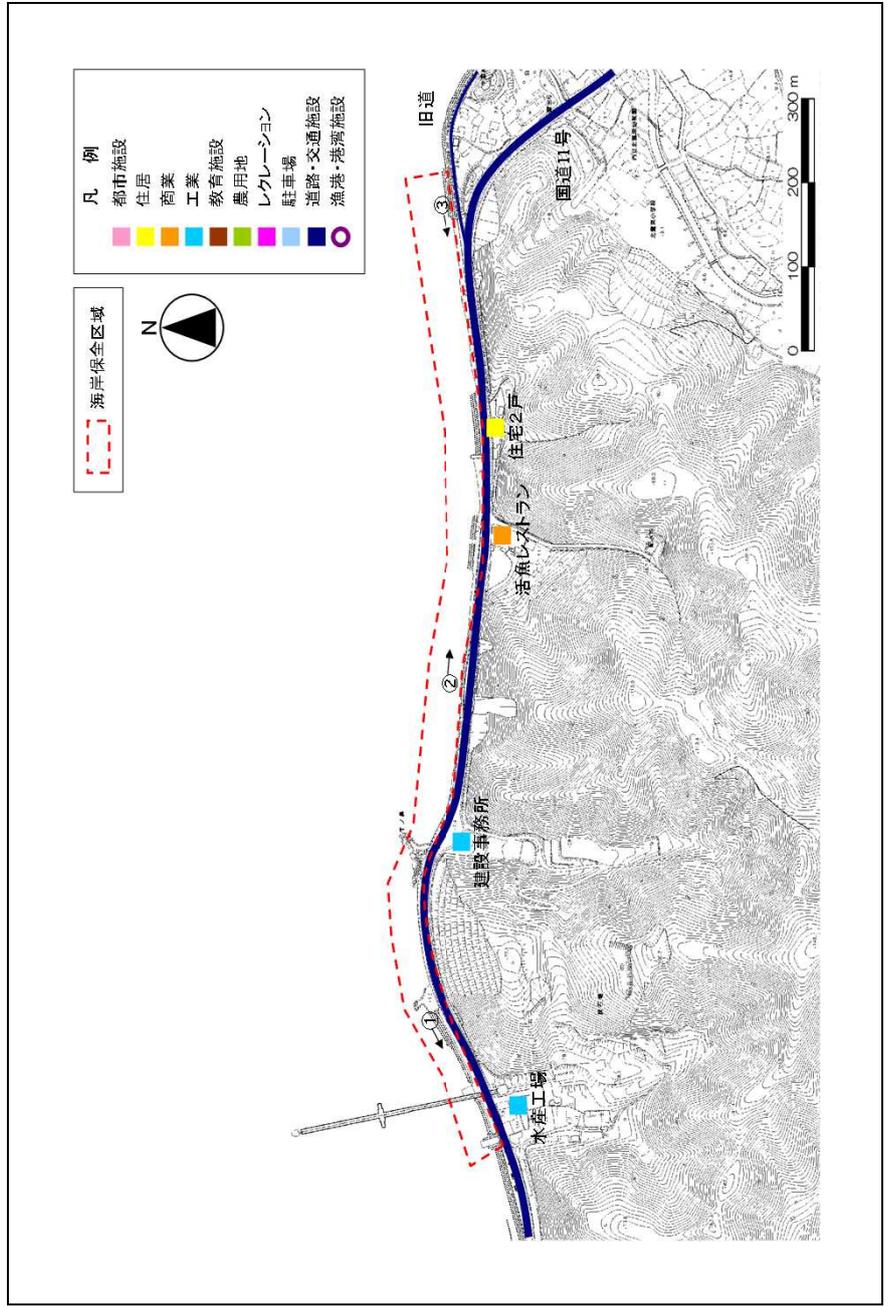
海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題はないが、海岸景観の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

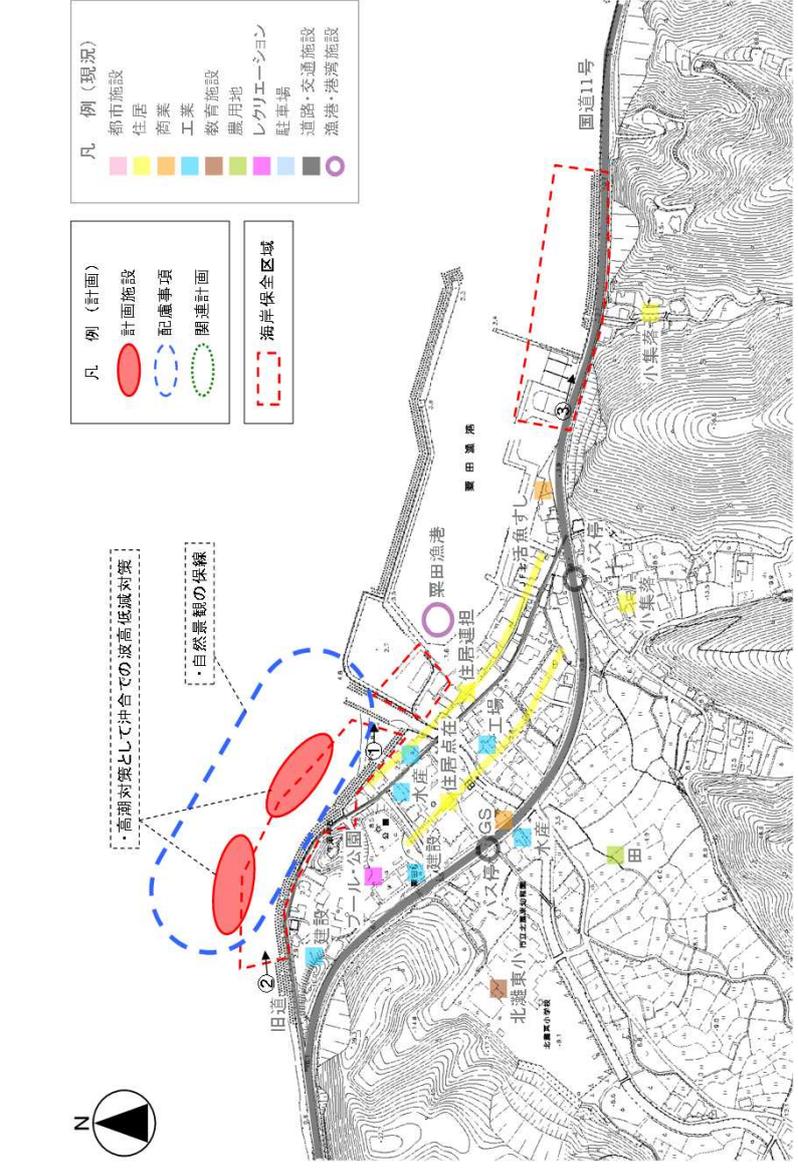
防護項目		現況特性	
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防・消波工
施設の健全度	若干の洗掘が見られる。		
海岸保全区域の概況	背後は国道11号線である。海岸保全延長のうち、東側については消波工が投入されているが、西側の大部分は未投入である。		

環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	磯浜・ブロック
自然関係法令	国立公園(海上：普通)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海境環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令		

利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	隣接
アクセス道路	2車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	なし		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-

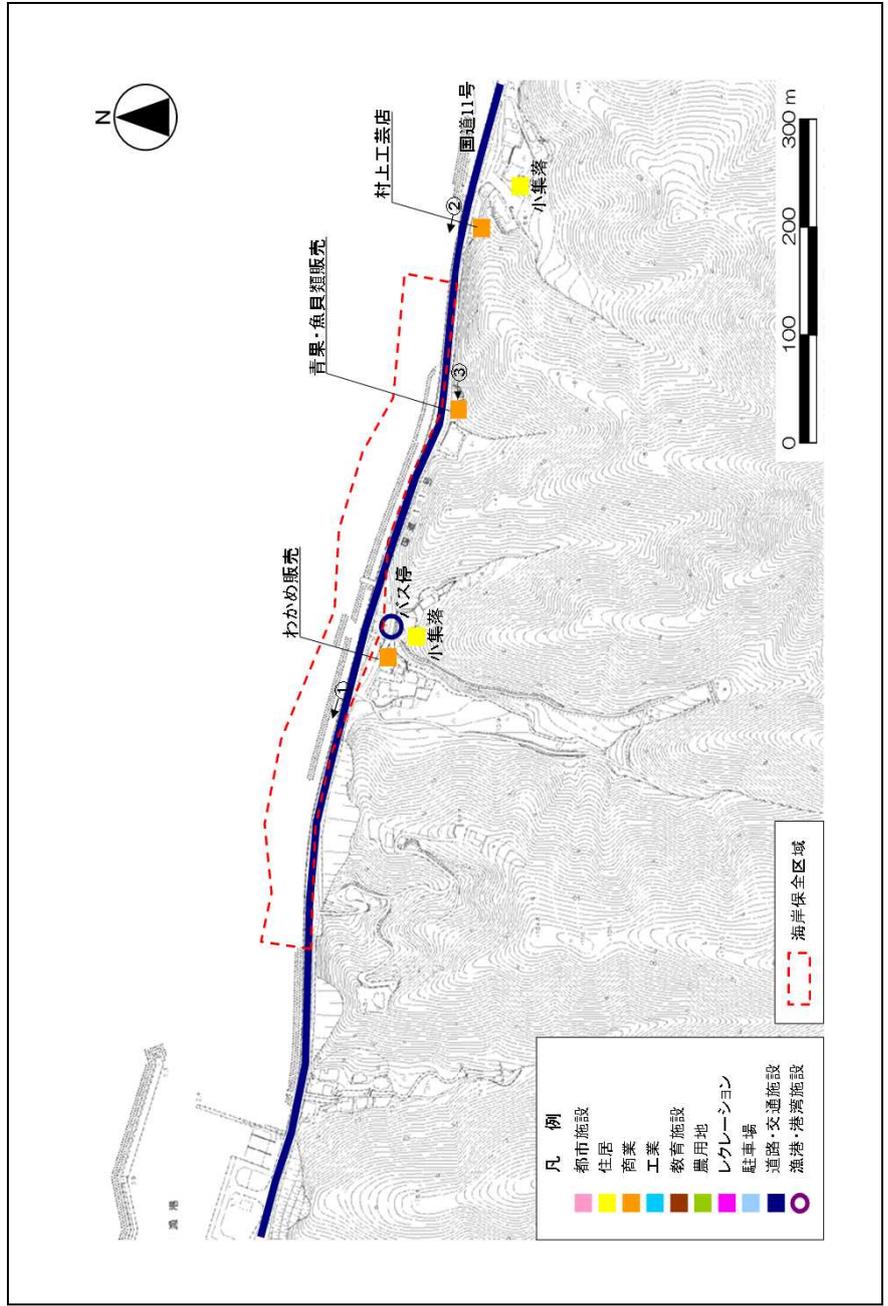


No.	海岸名	海岸タイプ			
9	讃岐阿波 粟田漁港海岸	海岸タイプ 環境調和			
	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
	農水(水産)	鳴門市	526	①鳴門ゾーン	環境調和
	①海岸状況	②護岸状況	③海岸状況		
					
					

海岸整備の方向性							
全体	防護面での対策が必要である。海岸景観の保全に配慮した施設整備を図る。						
防護面	越波・浸水等の可能性があり、対策を行う。						
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。						
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。						
防護項目							
津波対策ランク	<table border="1"> <tr> <th>現状特性</th> <th>現状特性</th> </tr> <tr> <td>B 高潮対策ランク</td> <td>A 侵食対策ランク</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>-</td> </tr> </table>	現状特性	現状特性	B 高潮対策ランク	A 侵食対策ランク	B	-
現状特性	現状特性						
B 高潮対策ランク	A 侵食対策ランク						
B	-						
背後地ランク	B 既存保全施設 護岸・堤防・消波工						
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。						
海岸保全区域の概況	背後には民家があり、国道11号も平行している。護岸は嵩上げ及び消波工が投入されている。						
環境項目							
環境配慮ランク	<table border="1"> <tr> <th>現状特性</th> <th>現状特性</th> </tr> <tr> <td>配慮</td> <td>海岸の状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>磯浜・ブロック・護岸</td> </tr> </table>	現状特性	現状特性	配慮	海岸の状況		磯浜・ブロック・護岸
現状特性	現状特性						
配慮	海岸の状況						
	磯浜・ブロック・護岸						
自然関係法令	国立公園(海上：普通)						
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 ●						
海境環境	<table border="1"> <tr> <td>藻場</td> <td>-</td> <td>干潟</td> <td>-</td> <td>サンゴ</td> <td>-</td> </tr> </table>	藻場	-	干潟	-	サンゴ	-
藻場	-	干潟	-	サンゴ	-		
配慮すべき資源	自然関係法令						
利用項目							
利用配慮ランク	<table border="1"> <tr> <th>現状特性</th> <th>現状特性</th> </tr> <tr> <td>維持</td> <td>幹線道路からの距離</td> </tr> <tr> <td>1車線</td> <td>500m以内</td> </tr> </table>	現状特性	現状特性	維持	幹線道路からの距離	1車線	500m以内
現状特性	現状特性						
維持	幹線道路からの距離						
1車線	500m以内						
アクセス道路	1車線						
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり						
海岸利用状況	なし						
地域からの要請	磯浜の保全						
計画概要							
計画概要	高潮対策として沖合での波高低減対策を行う。						
受益規模	約3ha 導入事業 高潮						
配慮事項	自然景観の保全						

No.	海岸名	海岸タイプ
10	讃岐阿波	海岸タイプ 環境調和

保全延長	ゾーン名	市町村	所管
635	①鳴門ゾーン	鳴門市	国土(水管理)



海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題は無いが、海岸景観の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

防護項目	現況特性
津波対策ランク	C 高潮対策ランク C 侵食対策ランク -
背後地ランク	B 既存保全施設 護岸・堤防・消波工
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。
海岸保全区域の概況	背後は土留擁壁を有する国道11号線に沿う海岸線である。消波工投入部とそうでない区間が混在する。
環境項目	現況特性
環境配慮ランク	配慮 海岸の状況 磯浜・ブロック
自然関係法令	国立公園(海上：普通)
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 -
海環境	漂場 - 干潟 - サング
配慮すべき資源	自然関係法令
利用項目	現況特性
利用配慮ランク	維持 幹線道路からの距離 隣接
アクセス道路	2車線
海岸へのアプローチ	困難
海岸利用状況	なし
地域からの要請	-

計画概要	計画概要
定期点検を実施し、維持管理を行う。	
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-

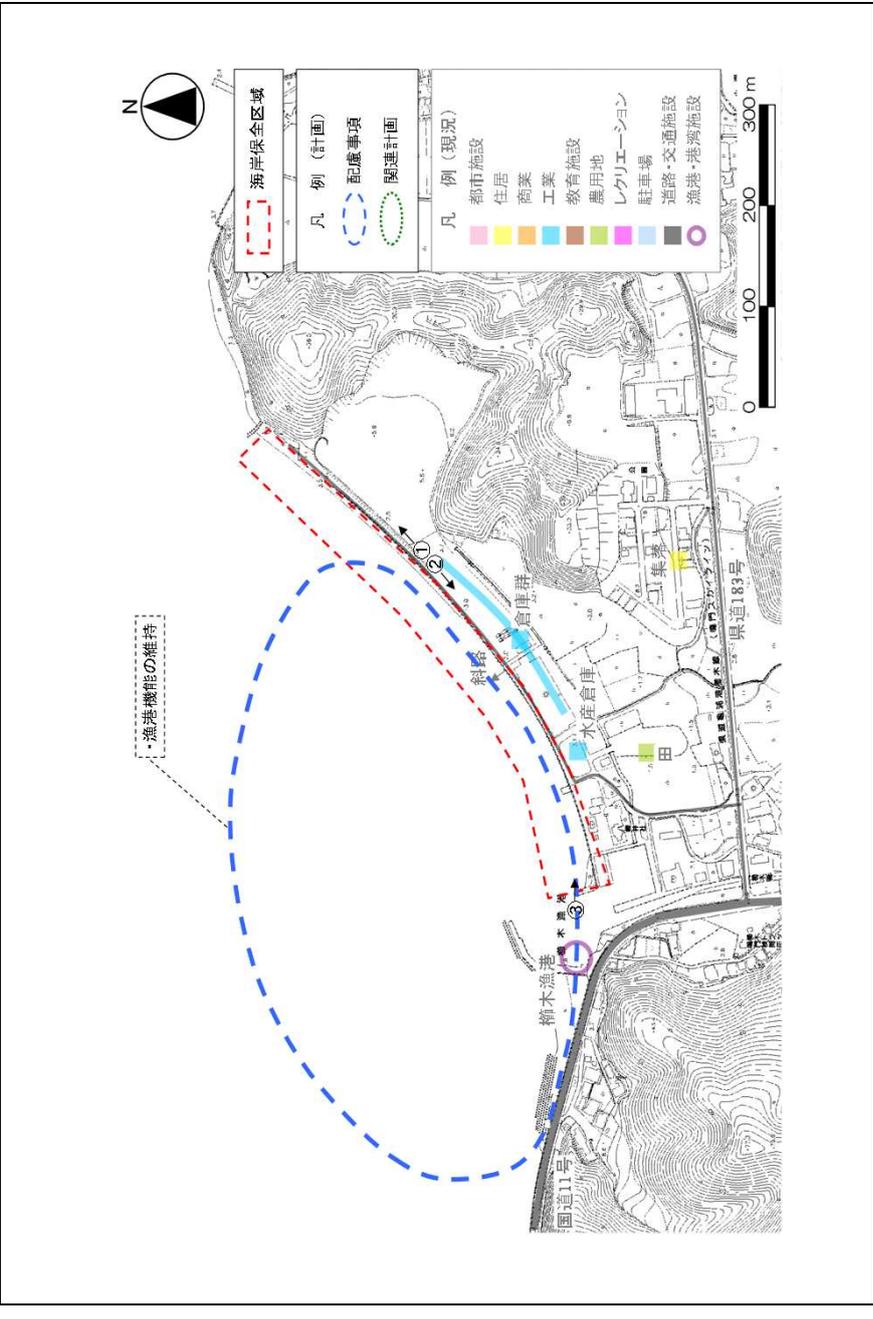
No.	海岸名	海岸タイプ
11-1	讃岐阿波 柳木漁港海岸	海岸タイプ 環境調和
	東山地区	市町村 鳴門市
	所管 農水(水産)	保全延長 566
	①海岸状況(東側・背後はブロック製作ヤード)	①鳴門ゾーン
	②海岸状況(西側・背後は倉庫群)	③海岸状況(全景)
	③海岸状況(全景)	







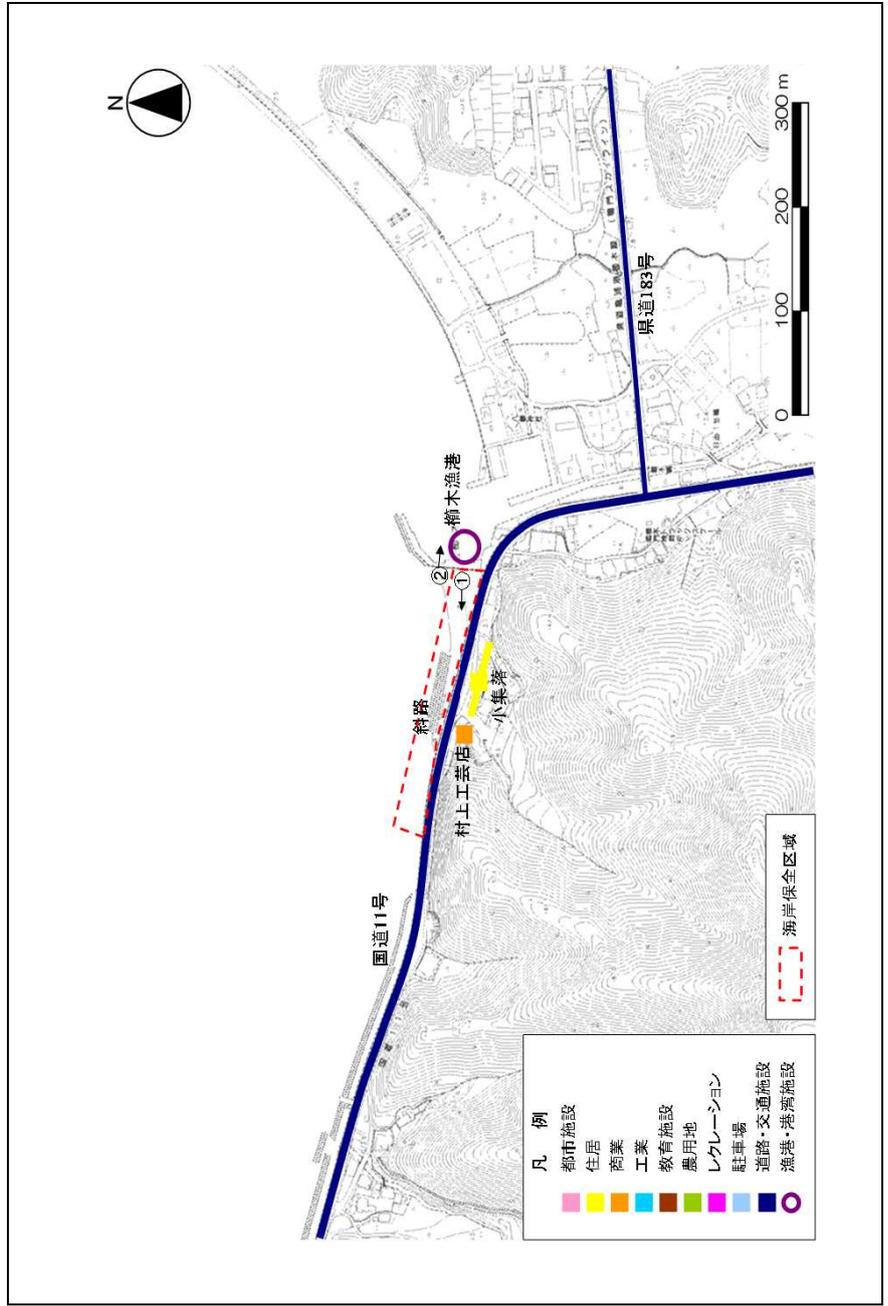
海岸整備の方向性											
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。										
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。										
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。										
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。										
防護項目											
津波対策ランク	<table border="1"> <tr> <td>B</td> <td>高潮対策ランク</td> <td>A</td> <td>侵食対策ランク</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>既存保全施設</td> <td></td> <td>護岸・堤防</td> <td></td> </tr> </table>	B	高潮対策ランク	A	侵食対策ランク	-	C	既存保全施設		護岸・堤防	
B	高潮対策ランク	A	侵食対策ランク	-							
C	既存保全施設		護岸・堤防								
背後地ランク	施設の健全度は特に問題なし。										
施設の健全度	海岸保全区域の概況										
海岸保全区域の概況	消波工が無く、隣接区間に対して防波機能が低いと考えられる。										
環境項目											
環境配慮ランク	<table border="1"> <tr> <td>配慮</td> <td>海岸の状況</td> <td>磯浜</td> </tr> </table>	配慮	海岸の状況	磯浜							
配慮	海岸の状況	磯浜									
自然関係法令	国立公園(海上：普通)										
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 ●										
海塩環境	<table border="1"> <tr> <td>藻場</td> <td>-</td> <td>干潟</td> <td>-</td> <td>サンゴ</td> <td>-</td> </tr> </table>	藻場	-	干潟	-	サンゴ	-				
藻場	-	干潟	-	サンゴ	-						
配慮すべき資源	自然関係法令										
利用項目											
利用配慮ランク	<table border="1"> <tr> <td>配慮</td> <td>幹線道路からの距離</td> <td>500m以内</td> </tr> </table>	配慮	幹線道路からの距離	500m以内							
配慮	幹線道路からの距離	500m以内									
アクセス道路	1車線										
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり										
海岸利用状況	漁港										
地域からの要請	-										
計画概要											
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。										
受益規模	- 導入事業 -										
配慮事項	漁港機能の維持										

No.	海岸名	海岸タイプ
11-2	讃岐阿波 柳木漁港海岸	海岸タイプ 環境調和
	西山地区	ゾーン名 ①鳴門ゾーン
	所管 農水(水産)	保安延長 256
	市町村 鳴門市	

①海岸状況



②海岸状況 (船だまり)



海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題は少ないが、海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全に努める。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C
背後地ランク	C	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	消波工がなく、隣接区間に対して防波機能が低いと考えられる。		

環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	磯浜
自然関係法令	国立公園(海上：普通)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●
海境環境	藻場	干潟	サンゴ
配慮すべき資源	自然関係法令、貴重種(カブトガニ：CR+EN)		

利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	隣接
アクセス道路	2車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	漁港		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
配慮事項	導入事業
	-

No.	海岸名	日出漁港海岸	市町村	所管	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
12-1	讃岐阿波	日出漁港海岸	鳴門市	農水(水産)	1757	②ウチノ海ゾーン	環境調和

①海岸状況(東側)



②海岸状況(北側)



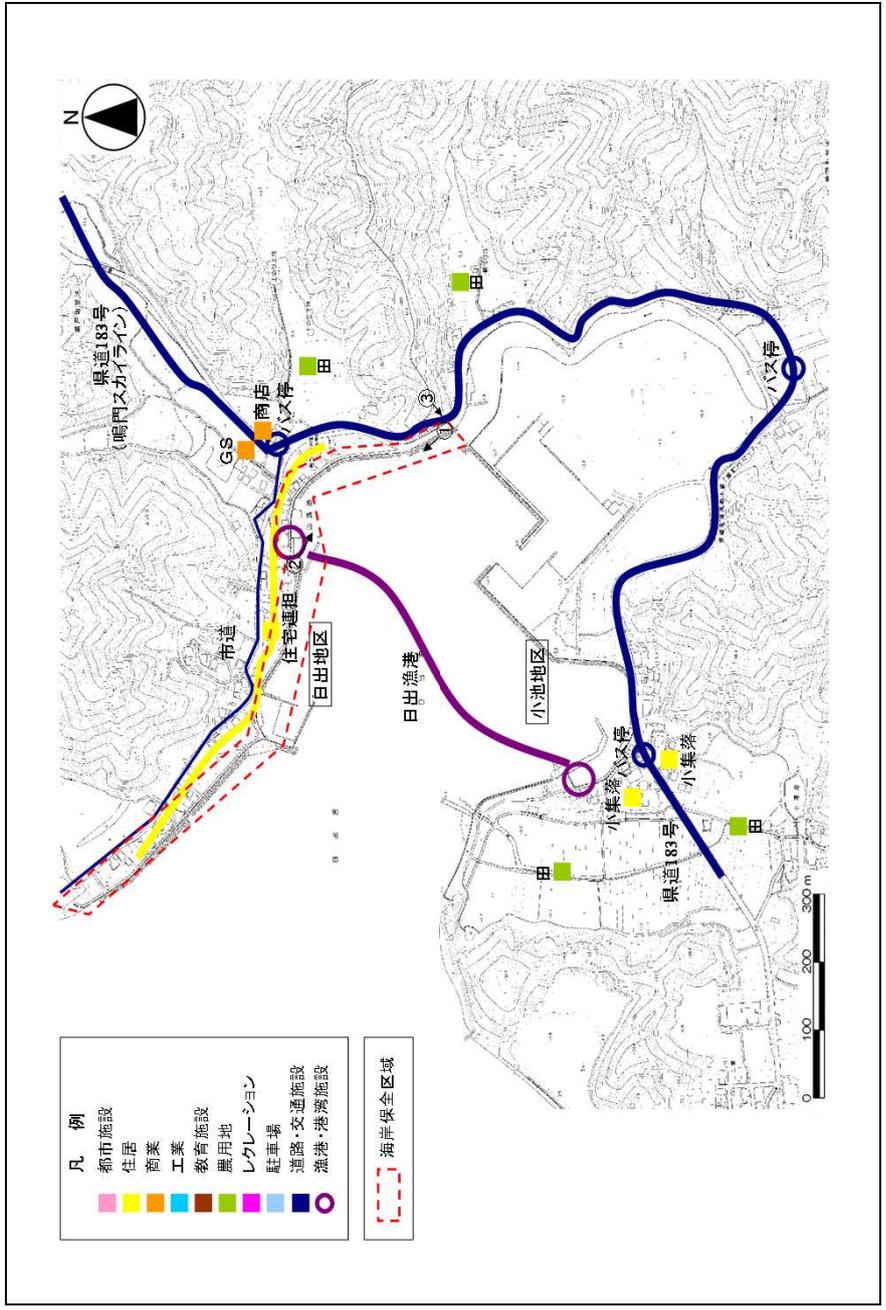
③ヨットハーバー(埋立地)

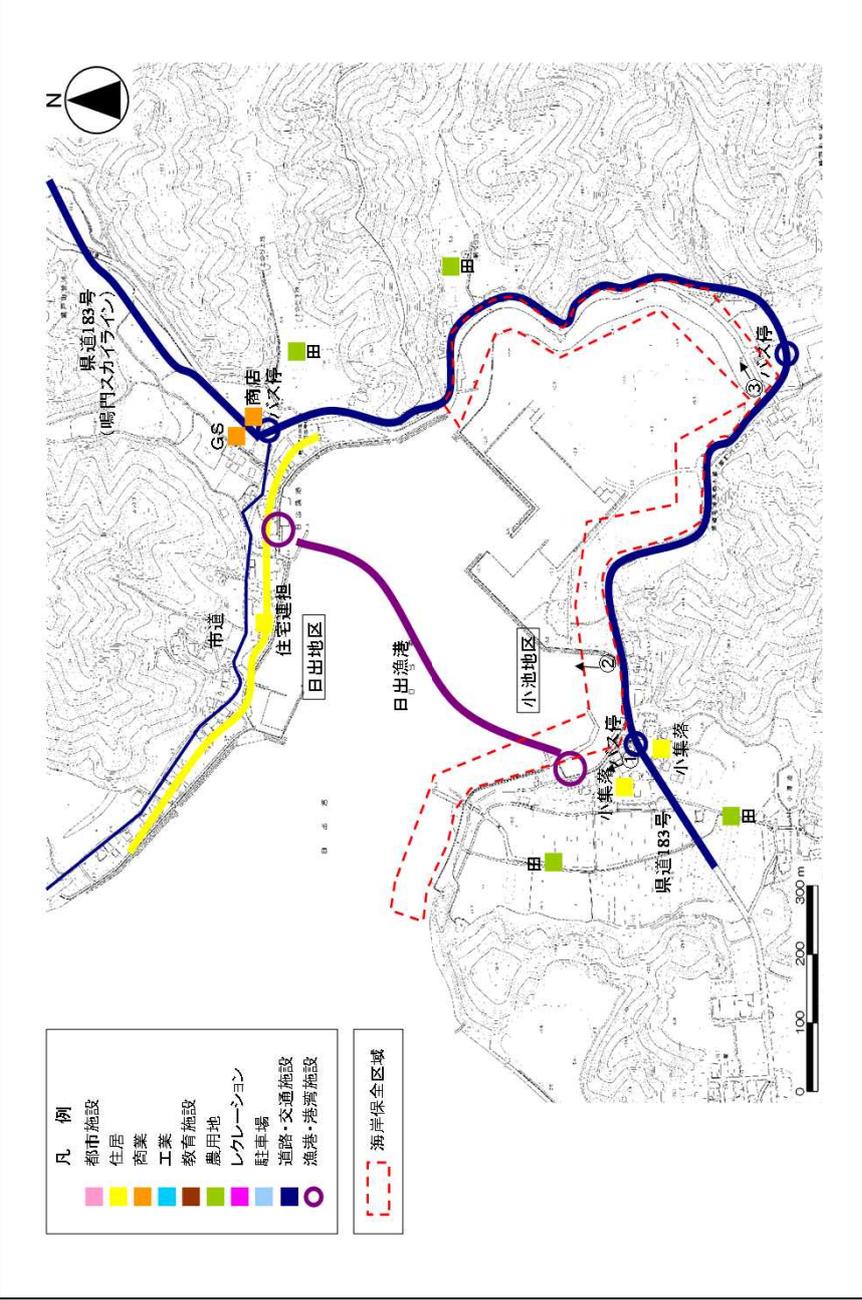


海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	運着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図り、海岸景観の保全・創出に努める。また、日出漁港は防錆性が強く、水質保全の観点から海水交換を妨げないように留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B 高潮対策ランク	C 侵食対策ランク	-
背後地ランク	C 既存保全施設	護岸・堤防・消波工	
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	湾奥はマリナーが形成されており、湾内は潮回しとなっている。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	ブロック
自然関係法令	国立公園(海上：普通)		
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域		●
海環境	藻場	●	干潟
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	2車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	漁港		
地域からの要請	-		

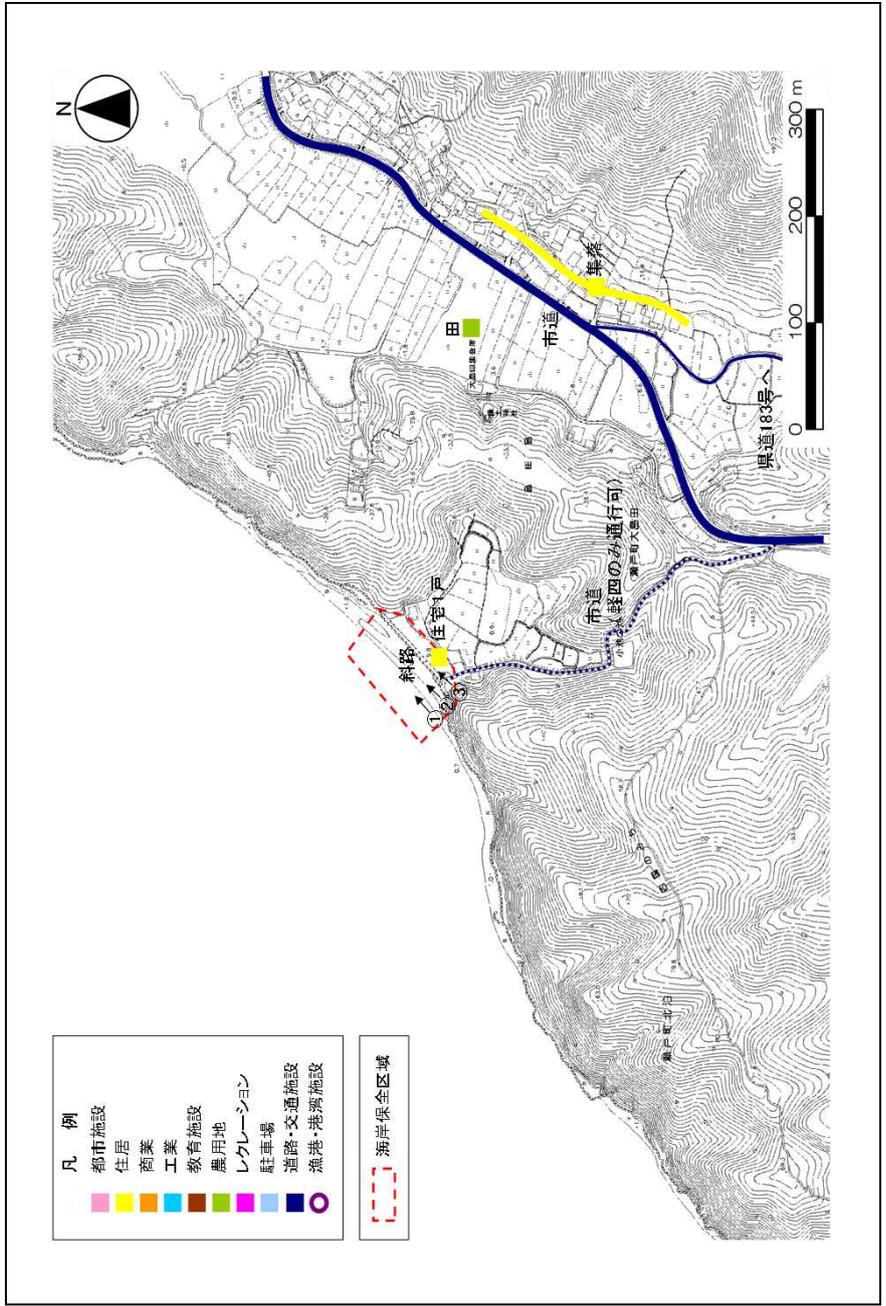
計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-



No.	海岸名	日出漁港海岸	小海地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
12-2	讃岐阿波	日出漁港海岸	小海地区	農水(水産)	鳴門市	1205	②ウチノ海ゾーン	環境調和
<p>①漁港の状況</p>  <p>②護岸状況</p>  <p>③護岸状況</p> 								
 <p><b>凡 例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市施設</li> <li>住居</li> <li>商業</li> <li>工業</li> <li>教育施設</li> <li>農用地</li> <li>レクリエーション</li> <li>駐車場</li> <li>道路・交通施設</li> <li>漁港・港湾施設</li> <li>海岸保全区域</li> </ul>								

海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	運着ゴミ等の清浄化など海岸化の推進を図り、海岸線の保全・創出に努める。また、日出湾は閉鎖性が強く、水質保全の観点から海水交換を妨げないように留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。
現況特性	
津波対策ランク	B 高潮対策ランク C 侵食対策ランク -
背後地ランク	C 既存保全施設 護岸・堤防・消波工
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。
海岸保全区域の概況	湾奥はマリナーが形成されており、湾内は潮回しとなっている。
環境項目	
環境配慮ランク	配慮 海岸の状況 ブロック
自然関係法令	国立公園(海上：普通)
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 ●
海環境	藻場 ● 干潟 - サンゴ -
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場
利用項目	
利用配慮ランク	配慮 幹線道路からの距離 隣接
アクセス道路	2車線
海岸へのアプローチ	困難
海岸利用状況	漁港
地域からの要請	-
計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-

No.	海岸名	小池地先海岸	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
13	讃岐阿波	小池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	115	②ウチノ海ゾーン	環境調和



海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題はないが、海岸景観の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な藻場、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。
防護項目	
津波対策ランク	C 高潮対策ランク C 侵食対策ランク -
背後地ランク	D 既存保全施設 護岸・堤防
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。
海岸保全区域の概況	潮流の激しい海岸であり、その面側は山からすぐ海岸になった自然海岸で海岸侵食が見られるが、施設への影響はないと考えられる。
環境項目	
環境配慮ランク	配慮 海岸の状況 砂礫浜
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域
海環境	藻場 ● 干潟 - サンゴ -
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観
利用項目	
利用配慮ランク	維持 幹線道路からの距離 2km以内
アクセス道路	車でのアクセス困難
海岸へのアプローチ	困難
海岸利用状況	なし
地域からの要請	-
計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-

No.	海岸名	海岸タイプ
14-1	讃岐阿波	海岸タイプ 環境調和
	瀬戸漁港海岸	ゾーン名 ②ウチノ海ゾーン
	大島田地区	保全延長 245
	所管 農水(水産)	市町村 鳴門市

①海岸状況(西側)



②海岸状況(真側)



③顕彰碑



海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題はないが、海岸景観や漁場の保全、漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な藻場、鳴門(多良海)の傷めた海岸景観の保全に努める。また、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目	現況特性	
津波対策ランク	C 高潮対策ランク	C 侵食対策ランク
背後地ランク	D 既存保全施設	護岸・堤防・消波工

施設の健全度  
若干の沈下が見られる。

海岸保全区域の概況  
背後地は農地が細長く南にのびている。護岸前面に消波工が設置されている。

環境項目	現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況 磯浜・ブロック

自然関係法令  
国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)

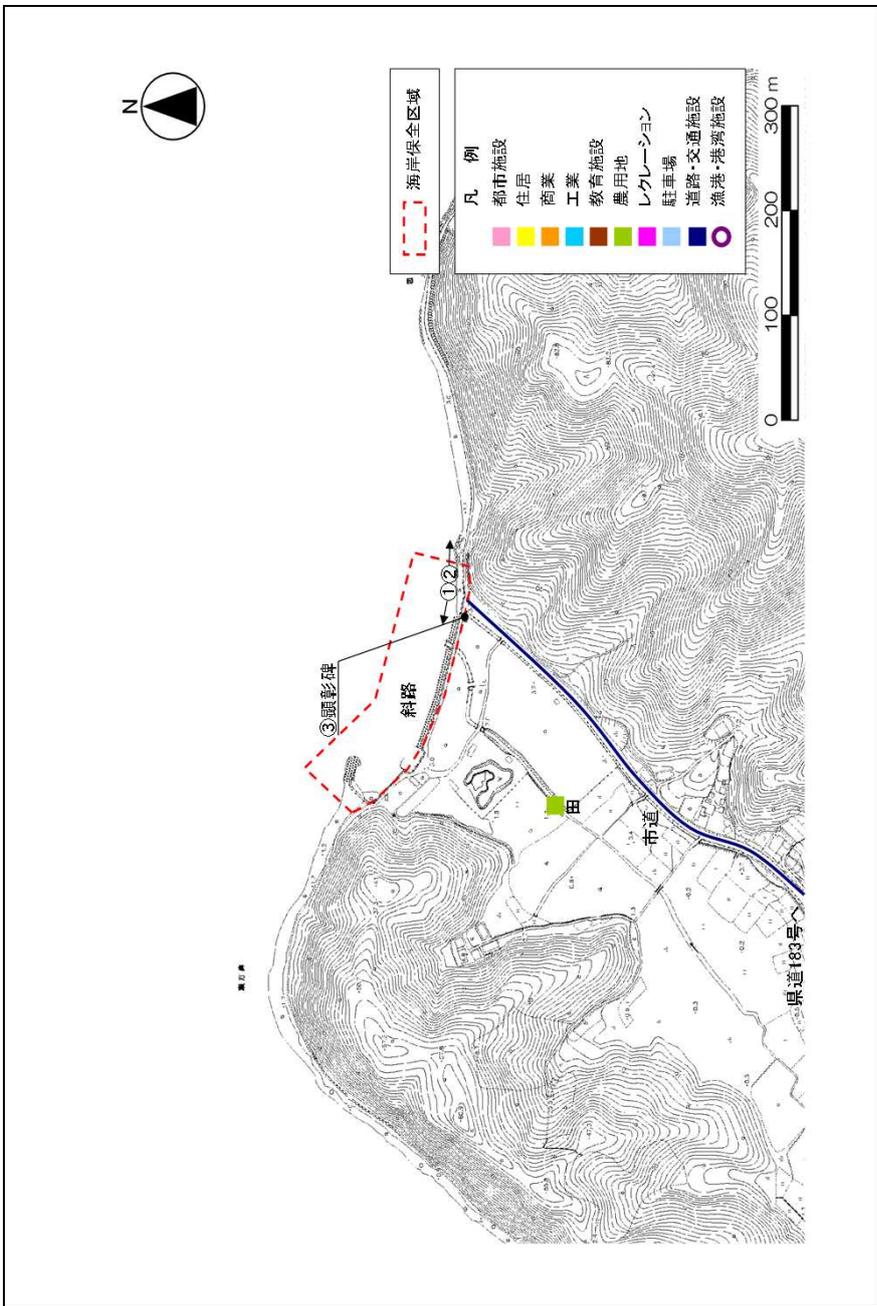
水質環境基準(類型)  
A 海岸漂着物対策重点区域 ●

海環境  
● 干潟  
— サング

配慮すべき資源  
自然関係法令、藻場、自然景観

利用項目	現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離 2km以内
アクセス道路	1車線	
海岸へのアプローチ	困難	
海岸利用状況	漁港	
地域からの要請	—	

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	— 導入事業
配慮事項	—



No.	海岸名	海岸タイプ
14-2	讃岐阿波	海岸タイプ 環境調和
	瀬戸漁港海岸	ゾーン名 ②ウチノ海ゾーン
	堂浦北泊第1地区	保安延長 296
	所管	市町村 鳴門市
	農水(水産)	



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	小鳴門海峡(潮流、海流、潮間、鳴門(多島海)の限られた海岸景観の保全に努めるとともに、夏場など観光客が集中する時期には海岸地帯に発生するゴミ、水質保全の観点から海水交換を妨げるようないかに留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防・消波工

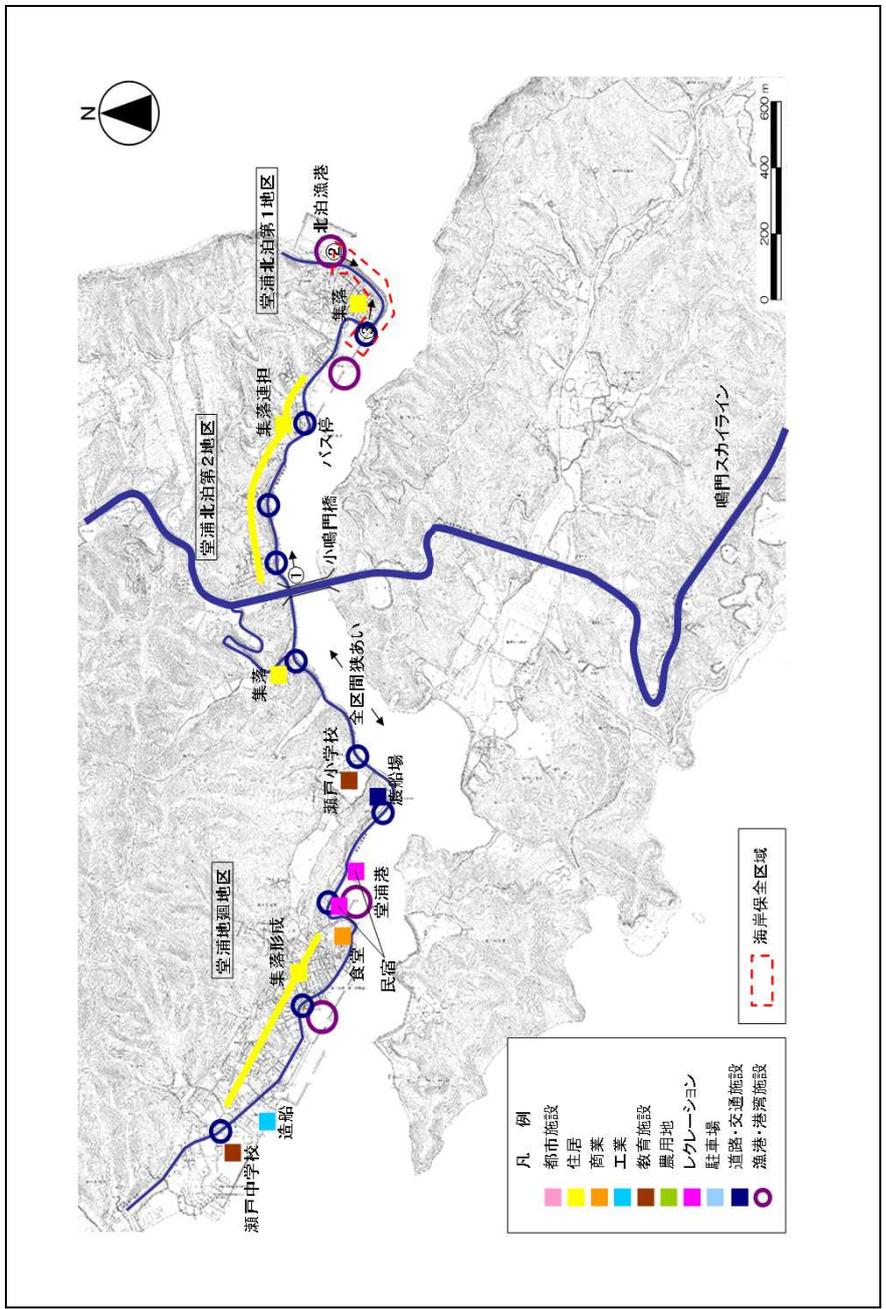
施設の健全度  
若干の劣化・風化が見られる。

海岸保全区域の  
小鳴門海峡に面し、非常に潮流が早い。瀬戸内側は消波工及び根回工が施工されているが、他は護岸で前面は係船施設がある。

環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)		
水質環境基準(類型)	A	海岸着岸物対策重点区域	●
海境環境	藻場	干潟	—
配慮すべき資源	自然関係法令、自然景観、漁港突堤北側の磯海岸の保全(四国初記録のママアライソウガニの生息)	サンゴ	—

利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	漁港		
地域からの要請	—		

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	—
配慮事項	—



No.	海岸名	堂浦北泊第2地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
14-3	讃岐阿波	瀬戸漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	2555	②ウチノ海ゾーン	環境調和



①全景

②全景

③護岸状況

海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	小鳴門海峡(潮流・海流・海苔)・鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保全に努めるとともに、瀬戸内海及び瀬戸内海と海峽を隔てる重要な自然環境を有する点に留意する。また、水質保全の観点から海水交換を妨げるようなものに留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防・消波工

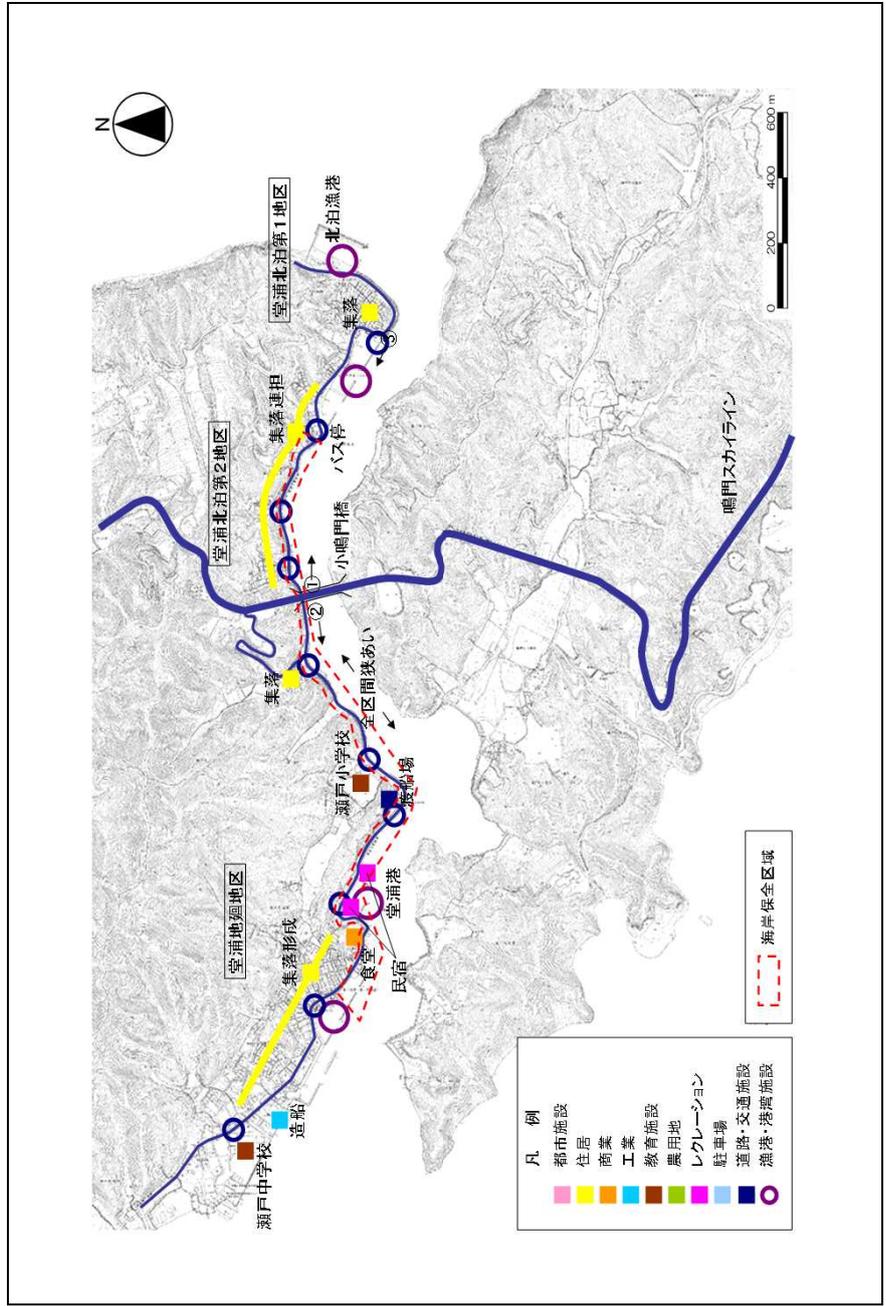
施設の健全度  
若干の劣化・風化が見られる。

海岸保全区域の  
小鳴門海峡に面し、非常に潮流が早く侵食が予想される。瀬戸内側は消波工及び根固工が施工されているが、他は護岸で前面は係船施設がある。

環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A	海岸着物対策重点区域	●
海塩環境	藻場	干潟	—
配慮すべき資源	自然関係法令、自然景観		

利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	漁港		
地域からの要請	—		

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	—
配慮事項	—



No.	海岸名	堂浦地廻地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
14-4	讃岐阿波	瀬戸漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	530	②ウチノ海ゾーン	環境調和

①漁港の状況



②護岸状況



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	小鳴門海峡(潮流・渦流)、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保全に努める。また、水域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることはないよう留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目			現況特性		
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C	侵食対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防・消波工		

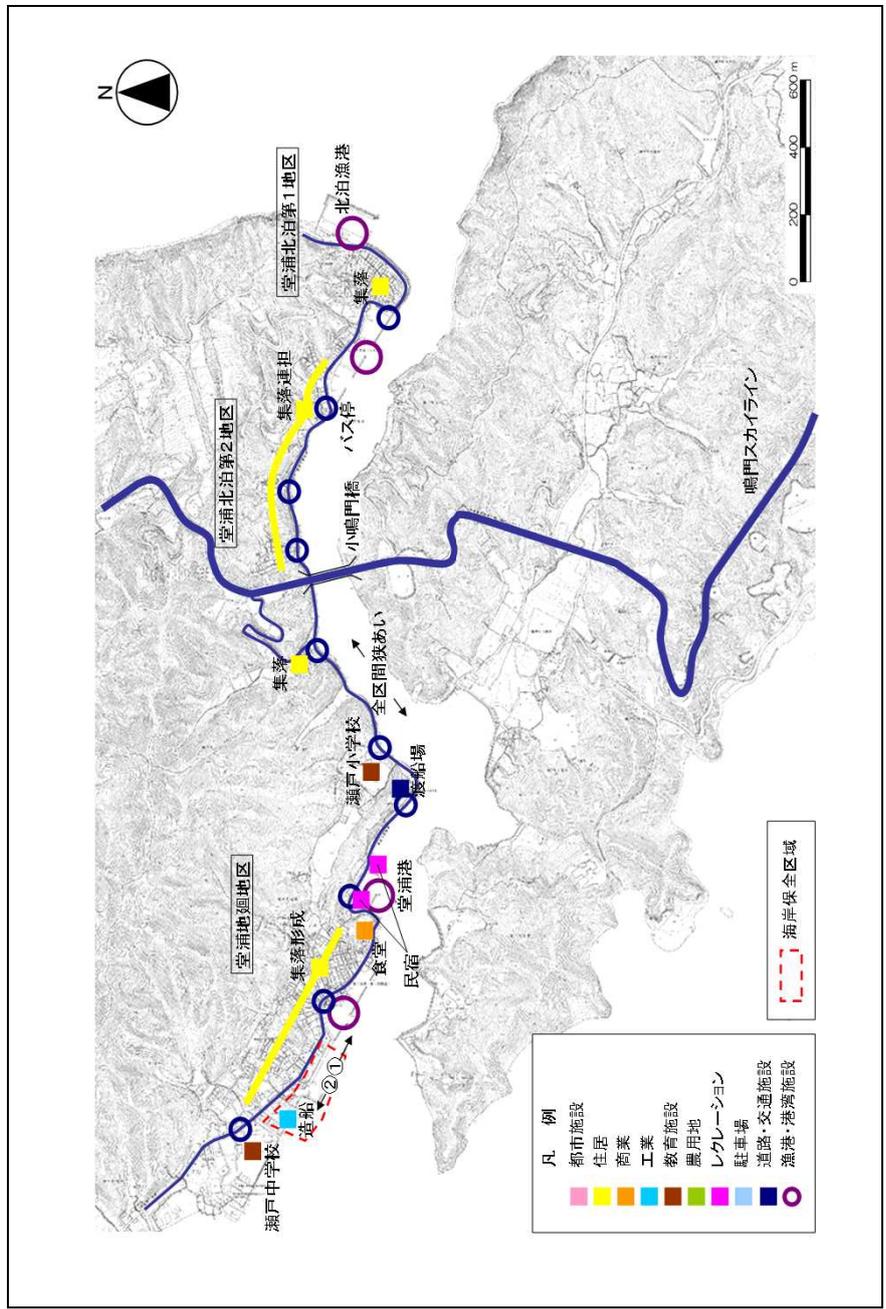
施設の健全度 若干の劣化・風化が見られる。

海岸保全区域の概況 小鳴門海峡に面し、非常に潮流が早い。瀬戸内側は消波工及び根回工が施工されているが、他は護岸と前面は係船施設がある。

環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)		
水質環境基準(類型)	A	海岸着物対策重点区域	—
海草環境	藻場	干潟	—
配慮すべき資源	自然関係法令、自然景観		

利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	漁港		
地域からの要請	—		

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	— 導入事業 —
配慮事項	—



No.	海岸名	瀬戸漁港海岸	向地区	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
14-5	讃岐阿波	瀬戸漁港海岸	向地区	農水(水産)	鳴門市	330	②ウチノ海ゾーン	環境調和

①護岸状況(船がだまりになっている)



②護岸状況(対岸より撮影)



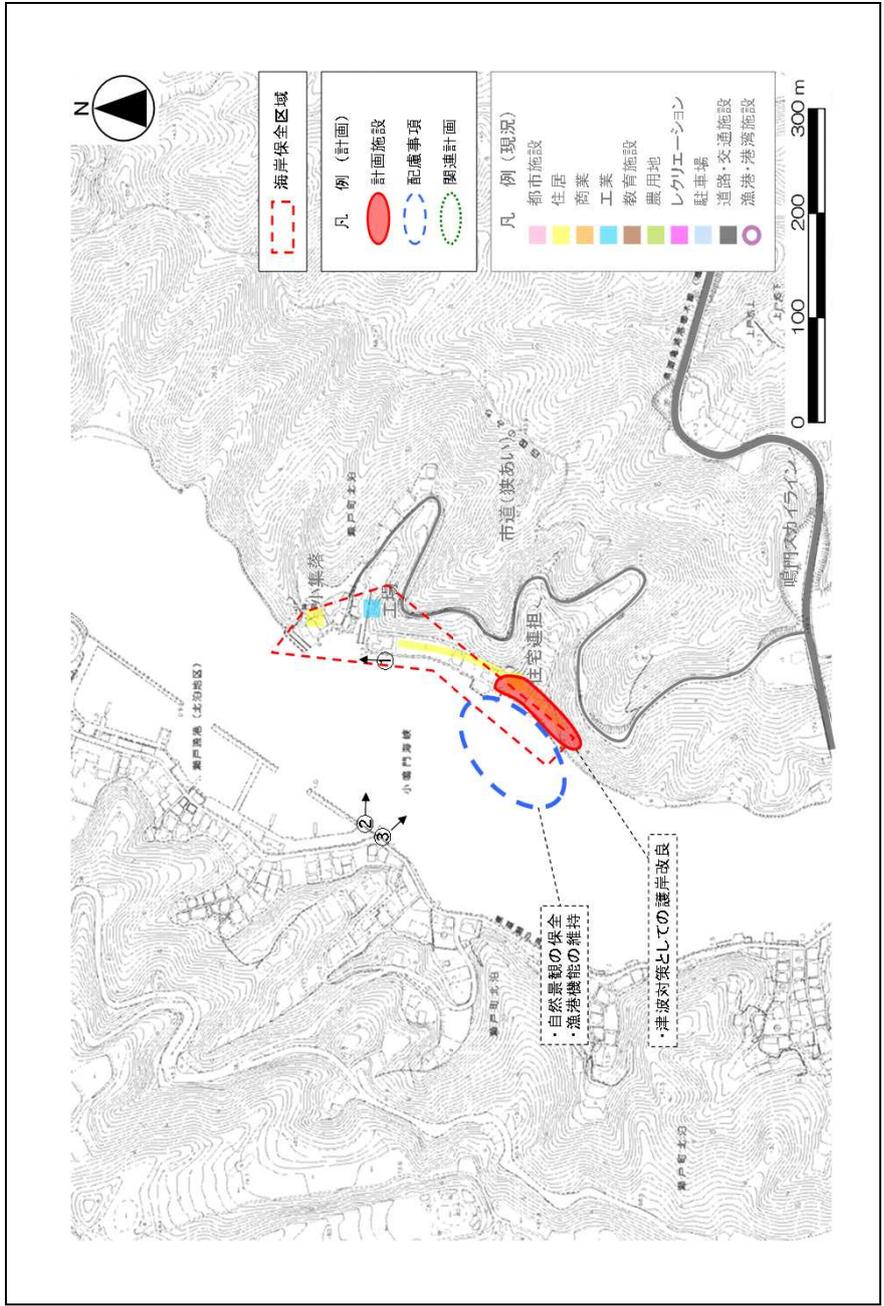
③海岸状況(対岸より撮影)



海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。
防護面	し津波による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	小鳴門海峡(潮流・渦流)、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保全に努める。また、水産の持続性が特に強いので、水産保全の観点から海水交換を妨げることに留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現状特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク	C	C 侵食対策ランク
背後地ランク	B 既存保全施設	護岸・堤防	
施設の健全度 施設の健全度は特に問題ない。			
海岸保全区域の概況 小鳴門海峡に面し、非常に潮流が早く侵食が予想される。護岸背後は濘り集落となっている。			
環境項目		現状特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令 国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第3種)			
水質環境基準(類型)	A 海岸着物対策重点区域	-	
海域環境	濘場	干潟	サンゴ
配慮すべき資源	自然関係法令、自然景観		
利用項目		現状特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	漁港		
地境からの要請	-		

計画概要	
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。
受益規模	約1ha 導入事業 津波・高潮、高潮
配慮事項	自然景観の保全、漁港機能の維持



No.	海岸名	海岸タイプ
14-6	讃岐阿波	海岸タイプ 環境調和

阿波井小島田地区	所管	市町村	保全延長	ゾーン名
瀬戸漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	1020	②ウチノ海ゾーン

①護岸状況(南側)



②海岸状況(対岸より撮影)



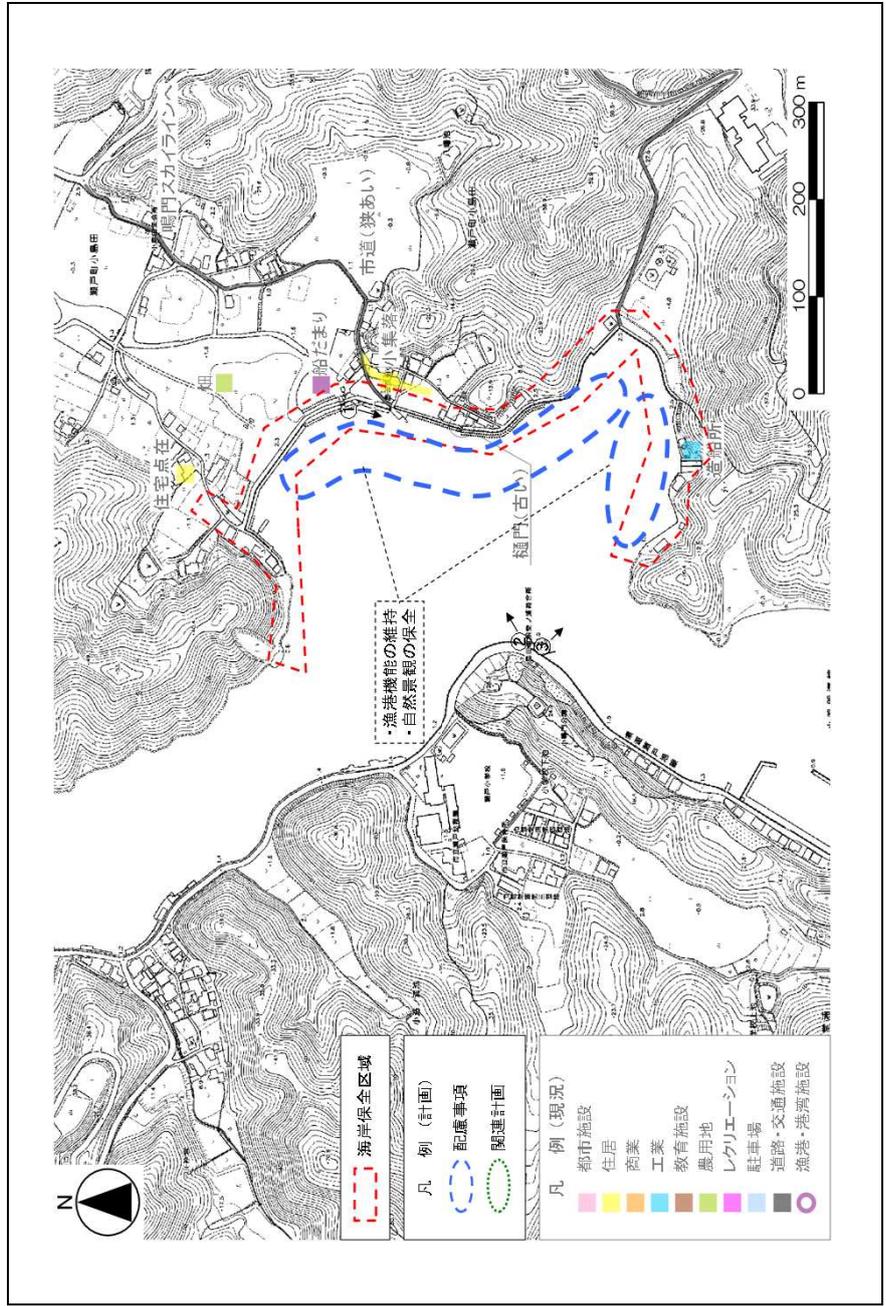
③海岸状況(対岸より撮影)

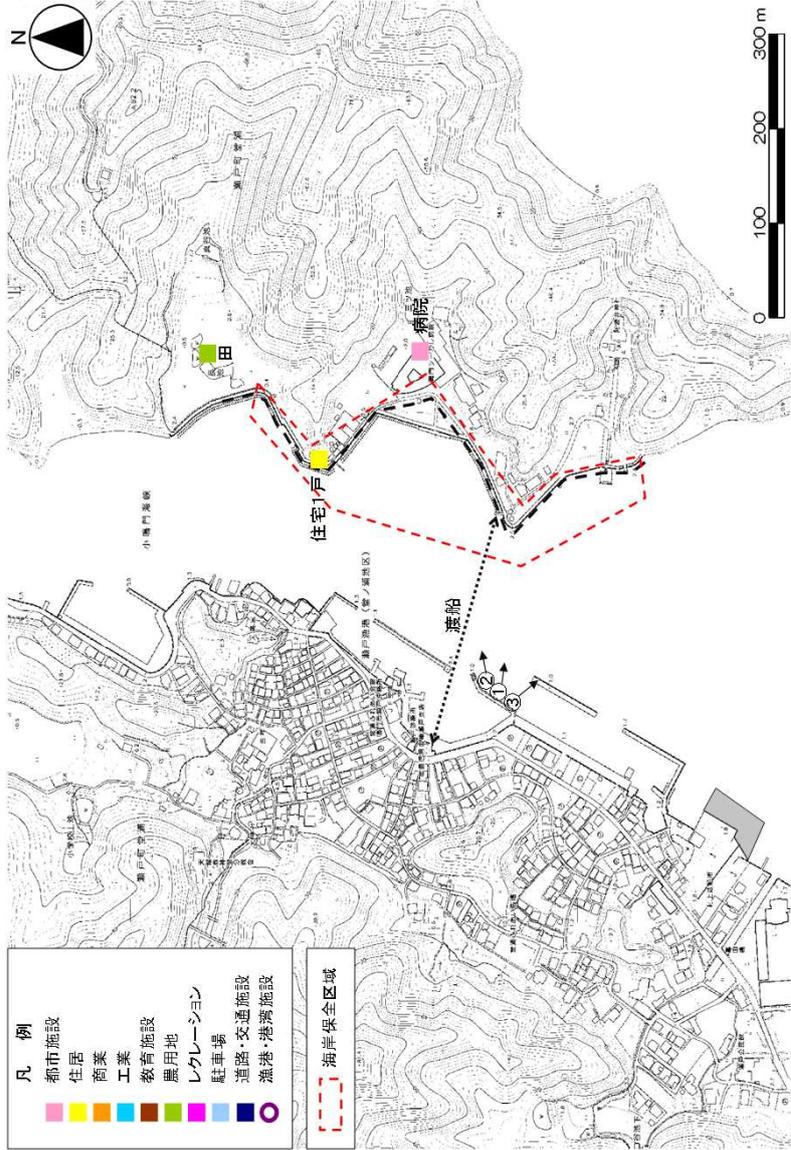


海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	小鳴門海峡(潮流、渦流、渦門(多島海)の傷れた海岸景観の保全に努める。また、水域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることに留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	A	高潮対策ランク	A
背後地ランク	C	既存保全施設	護岸・堤防、消波工
施設の健全度	沈下が顕著に見られる。		
海岸保全区域の概況	小鳴門海峡に面し、非常に潮流が早く侵食が予想される。欄干周辺の護岸の沈下が激しい。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	—
海環境	藻場	干潟	—
配慮すべき資源	自然関係法令、自然景観		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり		
海岸利用状況	漁港		
地境からの要請	—		

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	—
導入事業	—
配慮事項	漁港機能の維持、自然景観の保全



No.	海岸名	瀬戸漁港海岸	堂の浦・阿波井地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
14-7	讃岐阿波	瀬戸漁港海岸	堂の浦・阿波井地区	農水(水産)	鳴門市	710	②ウチノ海ゾーン	環境調和
<p>①海岸状況(全景・対岸より撮影)</p>  <p>②海岸状況(対岸より撮影)</p>  <p>③海岸状況(対岸より撮影)</p> 								
								

海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	小鳴門海峡(潮流・漁業)、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保全に努める。また、水産の持続性が特に強いため、水産保全の観点から海水交換を妨げることに留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。
防護項目	現況特性
津波対策ランク	B 高潮対策ランク C 侵食対策ランク C
背後地ランク	C 既存保全施設 護岸・堤防
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。
海岸保全区域の概況	立ち入り不能(渡船でしか行けない)
環境項目	現況特性
環境配慮ランク	配慮 海岸の状況 磯浜・護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域
海境環境	藻場 干潟 サング
配慮すべき資源	自然関係法令、自然景観
利用項目	現況特性
利用配慮ランク	配慮 幹線道路からの距離 2km以上
アクセス道路	車でのアクセス困難
海岸へのアプローチ	困難
海岸利用状況	漁港
地域からの要請	-
計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-

No.	海岸名	室瀬港海岸	田ノ浦地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
15-1	讃岐阿波	室瀬港海岸	田ノ浦地区	農水(水産)	鳴門市	448	②ウチノ海ゾーン	環境調和

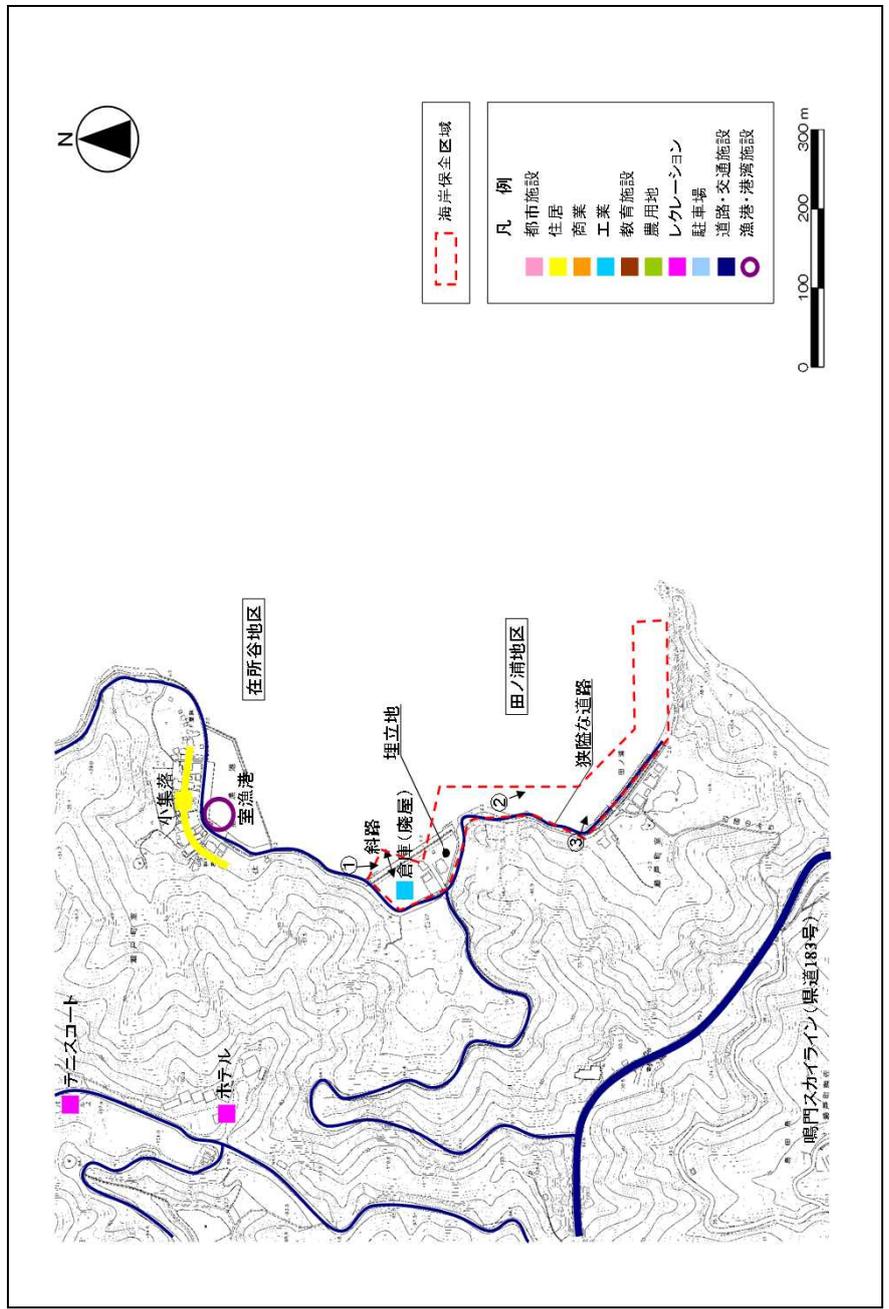
①海岸状況(埋立地)



②海岸状況



③海岸状況



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な藻場、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保全に努める。また、藻場ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。
現況特性	
津波対策ランク	B 高潮対策ランク C 侵食対策ランク -
背後地ランク	C 既存保全施設 護岸・堤防
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。
海岸保全区域の概況	区域南部は一部埋立てられており、新しい護岸が整備されている。背後は漁業集落である。一部区間には保安施設(ハラブット)がないため危くなっている。
環境項目	
環境配慮ランク	配慮 海岸の状況 砂浜・磯浜
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 ●
海環境	藻場 ● 干潟 - サング
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観
利用項目	
利用配慮ランク	配慮 幹線道路からの距離 2km以内
アクセス道路	1車線
海岸へのアプローチ	困難
海岸利用状況	漁港
地域からの要請	-
計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。計画概要 当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-

No.	海岸名	室漁港海岸	在所谷地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
15-2	讃岐阿波	室漁港海岸	在所谷地区	農水(水産)	鳴門市	558	②ウチノ海ゾーン	環境調和

①海岸状況



②護岸状況



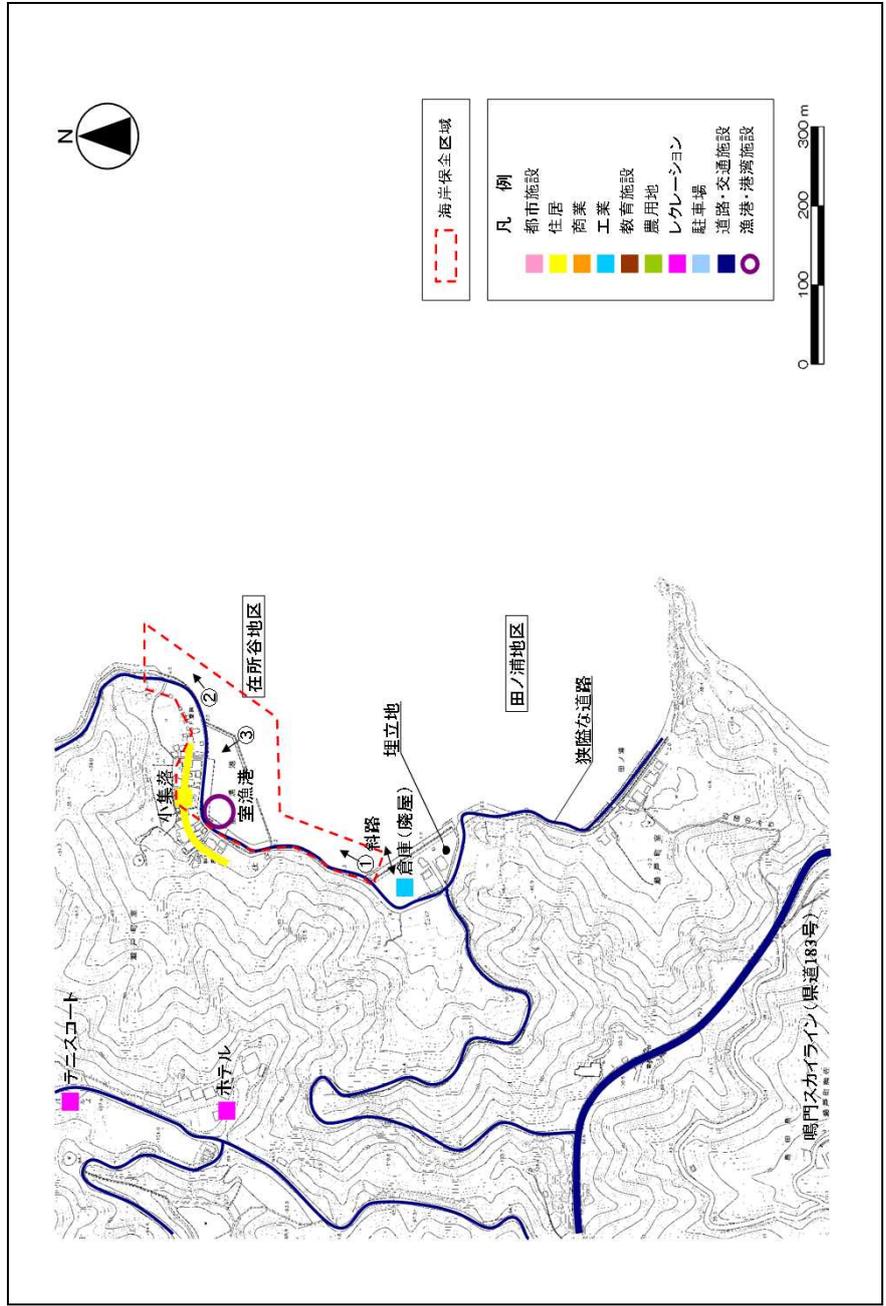
③漁港の状況



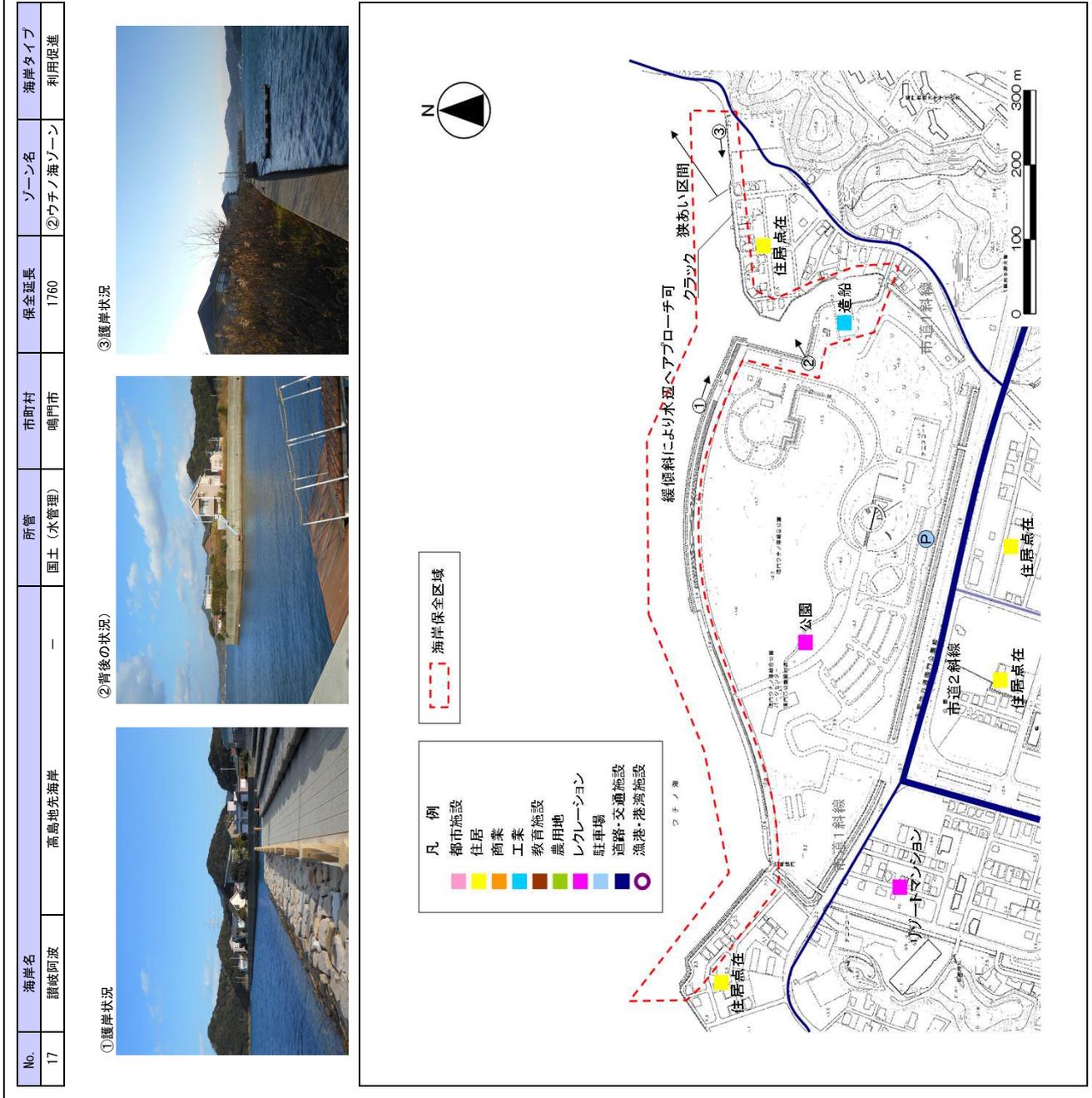
海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題は少ないが、海岸景観の保全や漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な藻場、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保全に努める。また、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C
背後地ランク	C	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	区域南部は一部埋立てられており、新しい護岸が整備されている。背後は漁業集落である。一部区間には保全施設(ハラブット)がないため低くなっている。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・磯浜
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●
海境環境	藻場	干潟	—
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	漁港		
地域からの要請	—		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	—
配慮事項	—







海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観や濫墾の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な濫墾、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保護、保全に努める。また、海域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることをいまいよに留意する。
利用面	区間西側では、公園整備中(02)で海岸利用の促進に努める。区間東側では、主な遊歩利用はなく現状の維持に努める。
防護項目	
津波対策ランク	現状特性 B 高潮対策ランク C 侵食対策ランク -
背後地ランク	C 既存保全施設 護岸・堤防、消波工、矢板式
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。
海岸保全区域の状況	区間西側は埋め立てによりウチノ海総合公園や新しい護岸が整備されている。区間東側についてはクラックや沈下が現れるが、機能的に問題はないと考えられる。
環境項目	
環境配慮ランク	現状特性 配慮 海岸の状況 護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 -
海環境	藻場 ● 干潟 - サンゴ -
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観
利用項目	
利用配慮ランク	現状特性 促進 幹線道路からの距離 500m以内
アクセス道路	1車線
海岸へのアプローチ	良好
海岸利用状況	CCZ
地域からの要請	-
計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。計画概要 当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-



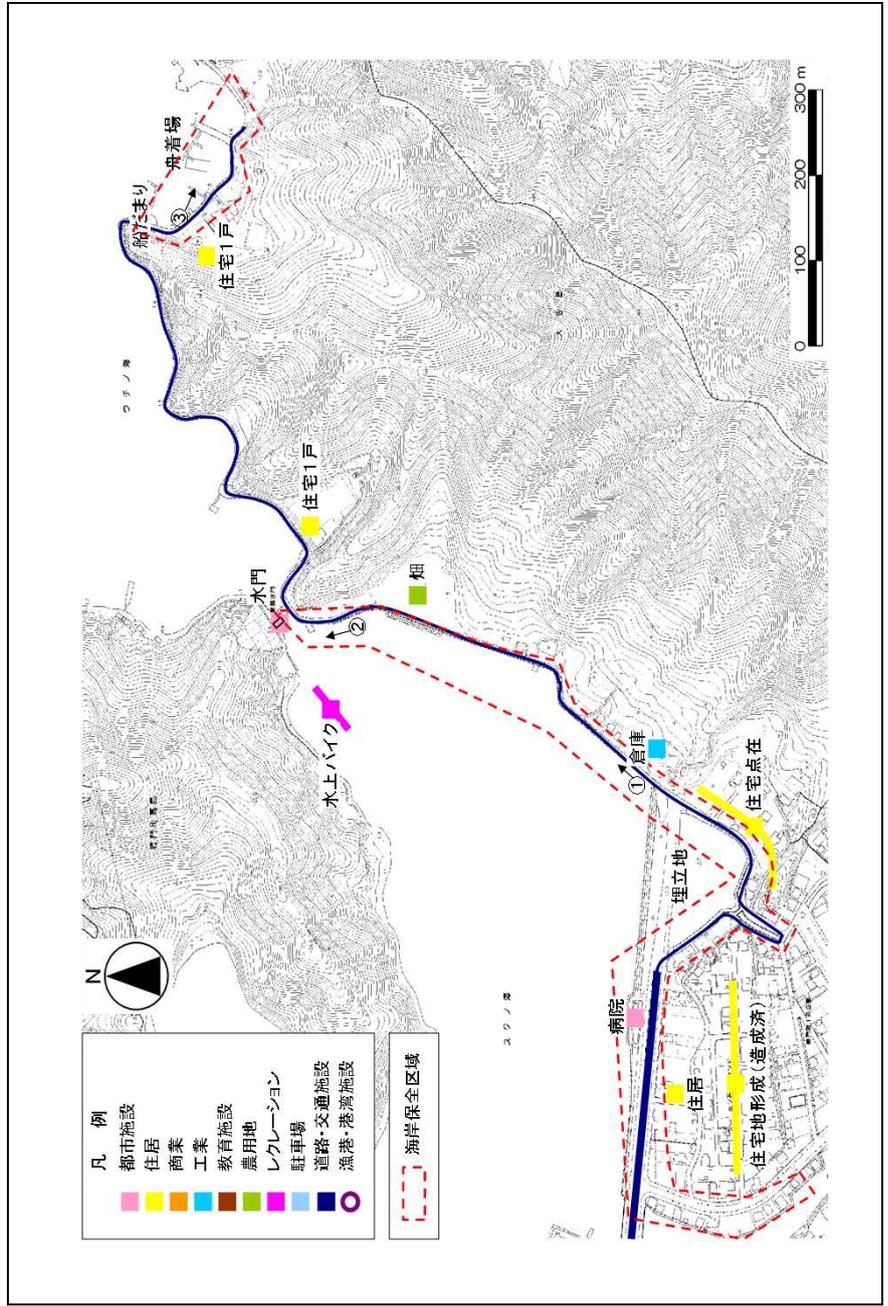
No.	海岸名	横山地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
19	讃岐阿波	鳴門海岸	農水(農村)	鳴門市	1370	②ウチノ海ゾーン	環境調和



①護岸状況(真側)

②水門

③船だまり(北側)



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観や濠場の保全、船着場等の現状利用に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	越波・浸水等の可能性があり、対策を行う。
環境面	生物の生息環境として重要な濠場、水門(多島海)の優れた海岸景観の保護・保全に努める。
利用面	船着場等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現状特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	A
背後地ランク	D	既存保全施設	護岸・堤防・樋門

施設の健全度は特に問題ない。

海岸保全区域の南部地区の一部で埋立により、新しく護岸が完成している。前面はスクリュー海である。

環境項目		現状特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	磯浜・護岸

国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)

水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
------------	---	-------------	---

海環境	瀬場	干潟	-
		サンゴ	-

配慮すべき資源  
自然関係法令、濠場、自然景観

利用項目		現状特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	隣接

アクセス道路  
2車線

海岸へのアプローチ  
ローナ

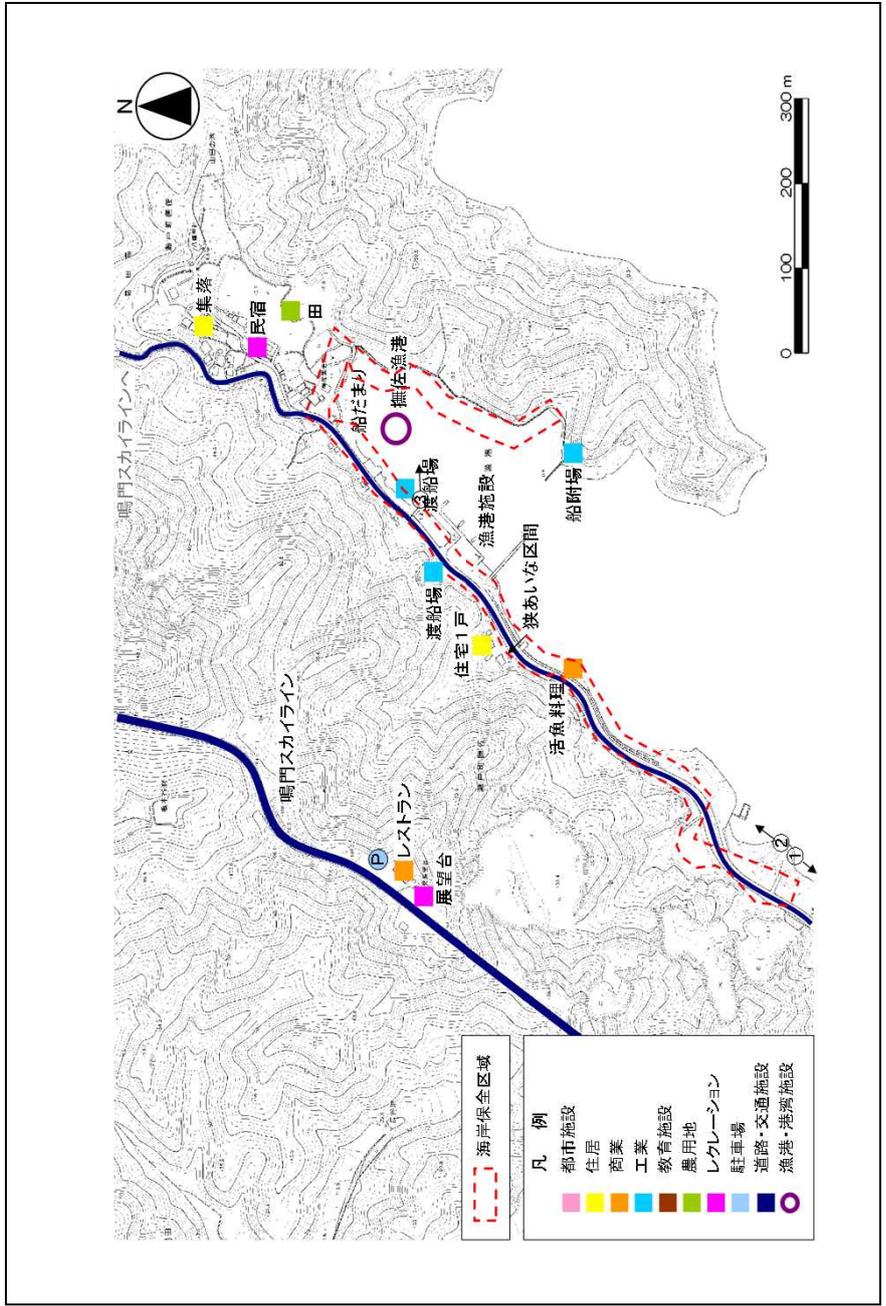
海岸利用状況  
船着場

地域からの要請  
-

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
配慮事項	-

計画概要	
定期点検	実施
受益規模	-
配慮事項	-

No.	海岸名	海岸タイプ
20	讃岐阿波	無佐漁港海岸
	所管	市町村
	農水(水産)	鳴門市
	保安延長	ゾーン名
	1277	②ウチノ海ゾーン
		利用促進



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸利用を促進するための施設整備を図る。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生態環境として豊かな環境、鳴門(名瀬海)の内外と海洋環境の保護(保全)に努め、また、水質汚濁防止や、水質汚濁防止など海洋環境の保全を図る。また、岩礁の多様性が特に高いため、水質保全の観点から海水交換を始めることにも留意する。
利用面	現在漁業関連事業が進行中、及び新マリノベーション計画が計画中である。
現況特性	
津波対策ランク	B 高潮対策ランク A 侵食対策ランク -
背後地ランク	D 既存保全施設 護岸・堤防
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。
海岸保全区域の概況	港の奥に平野があるが、他は山が迫っている。海浜は砂料であり、比較的大きな岩石も見られる。古い石積護岸であるが、機能的問題はないと考えられる。
環境項目	
環境配慮ランク	配慮 海岸の状況 磯浜・護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第3種)
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 ●
海環境	藻場 ● 干潟 - サング
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観
利用項目	
利用配慮ランク	促進 幹線道路からの距離 2km以内
アクセス道路	1車線
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり
海岸利用状況	新マリノベーション計画
地域からの要請	新マリノベーション計画の拠点・漁港
計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-



# 卷末資料

「海岸保全施設整理表」

区域 番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況		
1	鳴門市	鳴門市 (水産庁)	基の浦漁港海岸 (鳴門市北灘町基の浦1の1番地～大須字長浜56番地地先)	護岸		97m	5.5	-	-	鳴門市北灘町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
2	鳴門市	徳島県 (水管理・国土保全局)	大須地先海岸 (鳴門市北灘町大須字長浜57番の2地先～鳴門市北灘町大須字長浜55番の3地先)	護岸		276m	4.9	-	-	鳴門市北灘町の一部	商業地 農用地 駐車場 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
3-1	鳴門市	徳島県 (港湾局)	折野港海岸 大須地区 (鳴門市北灘町大須字長浜57の2番地先～鳴門市北灘町折野字上三津1の1番地)	護岸		302m	4.7～4.9	-	-	鳴門市北灘町の一部	住居 工業 レクリエーション 農用地 幹線道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				突堤		4基 93m	-0.5～1.8	-	-	-	-		-
				離岸堤		1基 194m	2.3	-	-	-	-		-
				陸開		3基	-	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
3-2	鳴門市	徳島県 (港湾局)	折野港海岸 北灘西地区 (鳴門市北灘町折野字上三津111番地先～鳴門市北灘町折野字屋敷87番地)	護岸		1001m	2.3～4.8	-	-	鳴門市北灘町の一部	住居 都市施設 商業 幹線道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				胸壁	○	402m	3.9～4.3	257m	4.3		-		-
				離岸堤		3基 528m	2.3	-	-	-	-	-	
				陸開		4基	2.3	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
3-3	鳴門市	徳島県 (港湾局)	折野港海岸 折野中地区 (鳴門市北灘町折野字屋敷38の1番地～鳴門市北灘町折野字屋敷371の3番地)	護岸		696m	4.1～4.4	-	-	鳴門市北灘町の一部	住居 工業 レクリエーション 商業 都市施設 教育施設 幹線道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				突堤		8基 320m	-	-	-	-	-		
				離岸堤		3基 450m	2.5～2.6	-	-	-	-		
				陸開		5基	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
3-4	鳴門市	徳島県 (港湾局)	折野港海岸 折野東地区 (鳴門市北灘町折野字東地290の2番地～鳴門市北灘町折野字上東地4番地)	護岸		308m	4.4～4.8	-	-	鳴門市北灘町の一部	住居 商業 レクリエーション 幹線道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				突堤		2基 100m	-	-	-	-	-		
				離岸堤		1基 200m	2.5	-	-	-	-		
				陸開		5基	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
4	鳴門市	鳴門市 (水産庁)	三津漁港海岸 (鳴門市北灘町折野字上三津1の1番地地先～11番地地先)	護岸		478m	-	-	-	鳴門市北灘町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
5	鳴門市	徳島県 (水管理・国土保全局)	鳥ヶ丸地先海岸 (鳴門市北灘町鳥ヶ丸字ツツラ谷字界～鳴門市北灘町折野字上東地4番地地先)	護岸		561m	4.8	-	-	鳴門市北灘町の一部	道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
6-1	鳴門市	鳴門市 (水産庁)	大浦漁港海岸 鳥ヶ丸地区 (鳴門市北灘町鳥ヶ丸字ツツラ谷字界地先～宿毛谷字クロハエ88の2番地地先)	護岸		-	-	-	-	鳴門市北灘町の一部	住居 工業	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
6-2	鳴門市	鳴門市 (水産庁)	大浦漁港海岸 大浦地区 (鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ83の3番地地先～大浦字向の上202番地地先)	護岸		258m	4.9	-	-	鳴門市北灘町の一部	住居 農用地 商業 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				陸開		1基	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	

区域 番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法		
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況			
7	鳴門市	徳島県 (水管理・国土保全局)	大浦地先海岸 (鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ113番地地先～鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ88番地地先)	護岸		173m	4.8	-	-	鳴門市北灘町の一部	都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。		
8	鳴門市	徳島県 (水管理・国土保全局)	粟田地先海岸 (鳴門市北灘町粟田字西傍示293の4番地地先～鳴門市北灘町大浦字向山の上22番地地先)	護岸		1177m	4.6～8.7	-	-	鳴門市北灘町の一部	住居 工業 商業 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。		
				消波工		341m	-	-	-					
9	鳴門市	徳島県 (水産庁)	粟田漁港海岸 (鳴門市鳴門市北灘町粟田字西傍示293の4番地地先～北灘町粟田字大岸82番地地先)	護岸	○	535m	4.8～5.3	-	-	鳴門市北灘町の一部	住居 工業 商業 幹線道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。		
				陸開		2基	-	-	-				-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
10	鳴門市	徳島県 (水管理・国土保全局)	榎木地先海岸 (鳴門市北灘町榎木字西山199の1番地地先～鳴門市北灘町粟田字大岸82番地地先)	護岸		642m	4.7～4.8	-	-	鳴門市北灘町の一部	住居 商業 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。		
				消波工		417m	-	-	-				-	
11-1	鳴門市	鳴門市 (水産庁)	榎木漁港海岸 東山地区 (鳴門市北灘町榎木字東山東防波堤～榎木字東山4の1番地地先)	護岸		551m	4.4	-	-	鳴門市北灘町の一部	工業 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。		
				陸開		1基	-	-	-				-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
11-2	鳴門市	鳴門市 (水産庁)	榎木漁港海岸 西山地区 (鳴門市北灘町榎木字西山199の1番地地先～榎木字西山東防波堤)	護岸		62m	4.4	-	-	鳴門市北灘町の一部	住居	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。		
12-1	鳴門市	鳴門市 (水産庁)	日出漁港海岸 日出地区 (鳴門市瀬戸町北泊字小海182番地地先～堂浦湊谷58番地地先)	護岸		1033m	4.5～5.6	-	-	鳴門市瀬戸町の一部	住居	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。		
				樋門		8基	-	-	-				-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
12-2	鳴門市	鳴門市 (水産庁)	日出漁港海岸 小海地区 (鳴門市瀬戸町北泊字小海182番地地先～堂浦湊谷58番地地先)	護岸		1243m	4.5～5.6	-	-	-	-	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。		
				樋門		6基	-	-	-				-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
13	鳴門市	徳島県 (水管理・国土保全局)	小池地先海岸 (鳴門市瀬戸町大島田小池4地先)	堤防		120m	6.8～6.9	-	-	鳴門市瀬戸町の一部	住居 農用地 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。		
14-1	鳴門市	徳島県 (水産庁)	瀬戸漁港海岸 大島田地区 (徳島県鳴門市大島田字浜ヶ谷1番地地先～鳴門市大島田前山1番地地先)	護岸		247m	2.2～4.8	-	-	鳴門市瀬戸町の一部	農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。		
				陸開		1基	-	-	-				-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		2基	-	-	-				-	
14-2	鳴門市	徳島県 (水産庁)	瀬戸漁港海岸 堂浦北泊第1地区 (鳴門市瀬戸町北泊字北泊201番地地先～鳴門市瀬戸町北泊字北泊75番地地先)	護岸		277m	3.7	-	-	鳴門市瀬戸町の一部	住居	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。		
				陸開		6基	-	-	-				-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		1基	-	-	-				-	
14-3	鳴門市	徳島県 (水産庁)	瀬戸漁港海岸 堂浦北泊第2地区 (鳴門市瀬戸町北泊字北泊224番地地先～鳴門市瀬戸町堂の浦字地廻2の323の2番地地先)	護岸		2397m	3.6～3.7	-	-	鳴門市瀬戸町の一部	住居 商業 レクリエーション 教育施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。		
				陸開		46基	-	-	-				-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		1基	-	-	-				-	

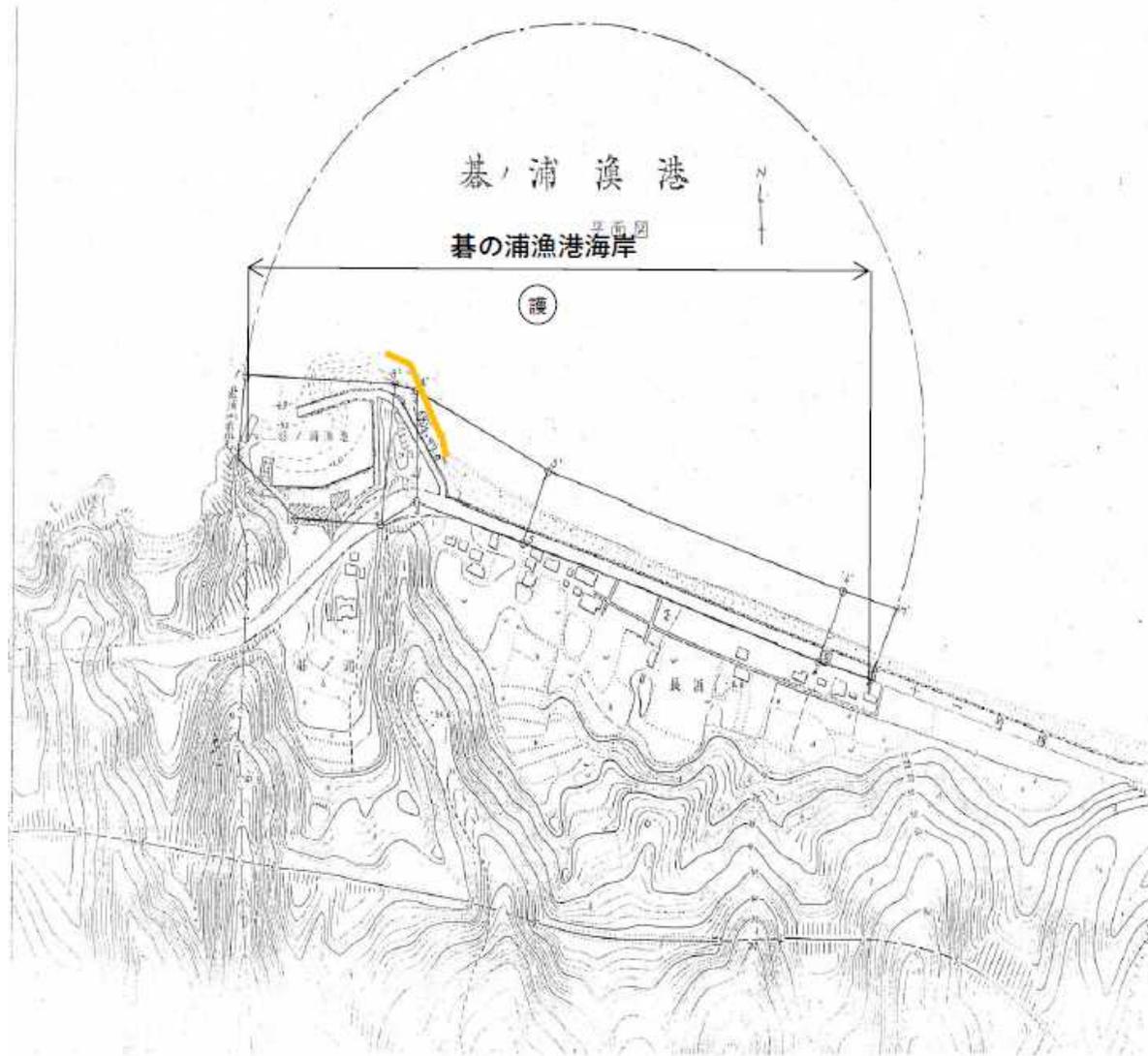
区域 番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
14-4	鳴門市	徳島県 (水産庁)	瀬戸漁港海岸 堂浦地廻地区 (鳴門市瀬戸町堂の浦字地廻2の68の2番地地先～鳴門市瀬戸町堂の浦埋立地96の4番地地先)	護岸	◎	500m	4.6～5.4	—	—	鳴門市瀬戸町の一部	工業用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		10基	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
14-5	鳴門市	徳島県 (水産庁)	瀬戸漁港海岸 向地区 (鳴門市瀬戸町北泊字北泊48番地地先～鳴門市瀬戸町北泊字北泊3番地地先)	護岸	○	376m	2.8～3.5	—	—	鳴門市瀬戸町の一部	住居 工業用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		5基	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
14-6	鳴門市	徳島県 (水産庁)	瀬戸漁港海岸 阿波井小島田地区 (鳴門市瀬戸町堂の浦字阿波井72の4番地地先～鳴門市瀬戸町古島田字上戸29の2番地地先)	護岸	○	902m	1.1～3.5	—	—	鳴門市瀬戸町の一部	住居 工業 船だまり	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		9基	—	—	—	—	—	—
				樋門		1基	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
14-7	鳴門市	徳島県 (水産庁)	瀬戸漁港海岸 堂の浦・阿波井地区 (鳴門市瀬戸町堂の浦字阿波井9の2番地地先～鳴門市瀬戸町堂の浦字阿波井15の1番地地先)	護岸	○	596m	3.7	—	—	鳴門市瀬戸町の一部	住居 都市施設 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		6基	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
15-1	鳴門市	鳴門市 (水産庁)	室漁港海岸 田ノ浦地区 (鳴門市瀬戸町室字在所谷1番地地先～室字田ノ浦55番地地先)	護岸	○	454m	3.5～4.7	—	—	鳴門市瀬戸町の一部	住居	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		8基	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
15-2	鳴門市	鳴門市 (水産庁)	室漁港海岸 在所谷地区 (鳴門市瀬戸町室字在所谷1番地地先～室字田ノ浦55番地地先)	護岸	○	446m	3.5～4.7	—	—	鳴門市瀬戸町の一部	住居	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
16	鳴門市	鳴門市 (水産庁)	亀浦漁港海岸 (鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池28番地～65の1番地)	防潮堤	○	104m	4.0	—	—	鳴門市鳴門町の一部	レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				護岸		337m	2.0～4.0	—	—	鳴門市鳴門町の一部	—	—
17	鳴門市	徳島県 (水管理・国土保全局)	高島地先海岸 (鳴門市鳴門町高島字竹島546の2番地地先～鳴門市鳴門町高島字山路99の6番地海岸護岸東端)	堤防	○	724m	2.7～3.3	—	—	鳴門市鳴門町の一部	住居 レクリエーション 工業 道路 駐車場	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				護岸		979m	0.9～3.4	—	—	鳴門市鳴門町の一部	—	—
				樋門		1基	—	—	—	—	—	—
				陸閘		2基	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
18	鳴門市	徳島県 (水管理・国土保全局)	三ツ石地区海岸 (鳴門市鳴門町大字三ツ石字八軒浜番外8の2地先～鳴門市鳴門町高島字中島99の6地先)	護岸	○	640m	1.0～3.2	—	—	鳴門市鳴門町の一部	住居 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
19	鳴門市	徳島県 (農村振興局)	鳴門海岸 横山地区 (鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下528番の2地先～鳴門市鳴門町土佐泊浦字大谷202番の3地先、鳴門市鳴門町土佐泊浦字大谷201番の3地先～鳴門市鳴門町土佐泊浦字大谷201番の8地先)	堤防	○	1670m	2.5	—	—	鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下～鳴門町土佐泊浦字大谷の一部	農用地 住居	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		1基	—	—	—	—	—	—
				陸閘		2基	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
20	鳴門市	鳴門市 (水産庁)	撫佐漁港海岸 (鳴門市瀬戸町大字撫佐穴明1番地地先～撫佐字船付場1番地地先)	護岸	○	1339m	2.0～2.8	—	—	鳴門市瀬戸町の一部	住居 工業 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		1基	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。

区域 番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	
21	鳴門市	徳島県 (水管理・国土保全局)	堂の浦地先海岸 (鳴門市瀬戸町堂の浦字地廻り1番地の311の3地先～鳴門市瀬戸町明神本城15番地の2地先)	堤防		550m	3.3~3.6	-	-	鳴門市瀬戸町の一部	住居 工業 教育施設 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		2基	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		4基	-	-	-	-	-	-

# 卷末資料

「海岸保全施設配置図」

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
1	碁の浦漁港海岸	水産庁	鳴門市	鳴門市	635



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	溝境・入り溜
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

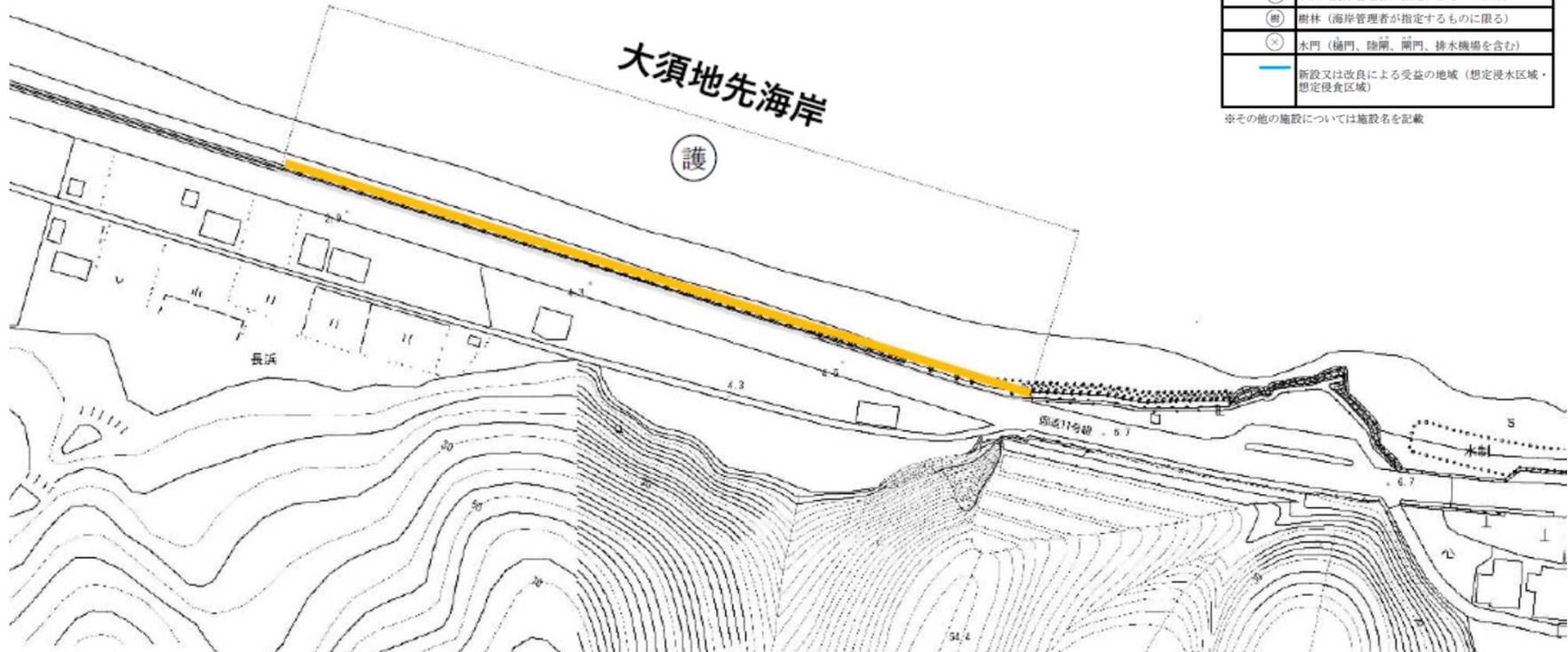
※その他の施設については施設名を記載

出典：鳴門市 碁の浦漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
2	大須地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	鳴門市	270

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	構堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（橋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

※その他の施設については施設名を記載



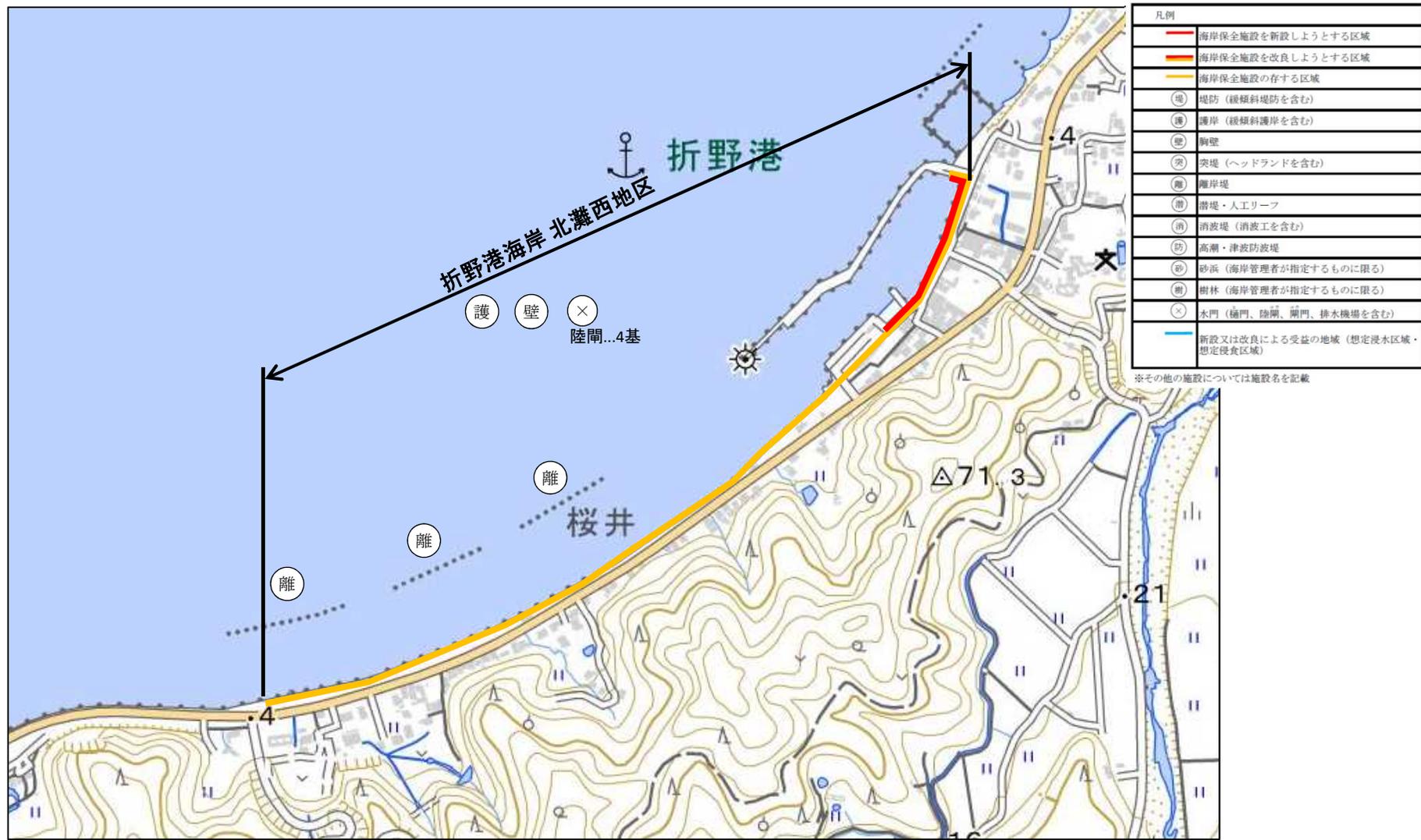
出典：徳島県 大須地先海岸保全区域台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
3-1	折野港海岸(大須地区)	港湾局	徳島県	鳴門市	1,021



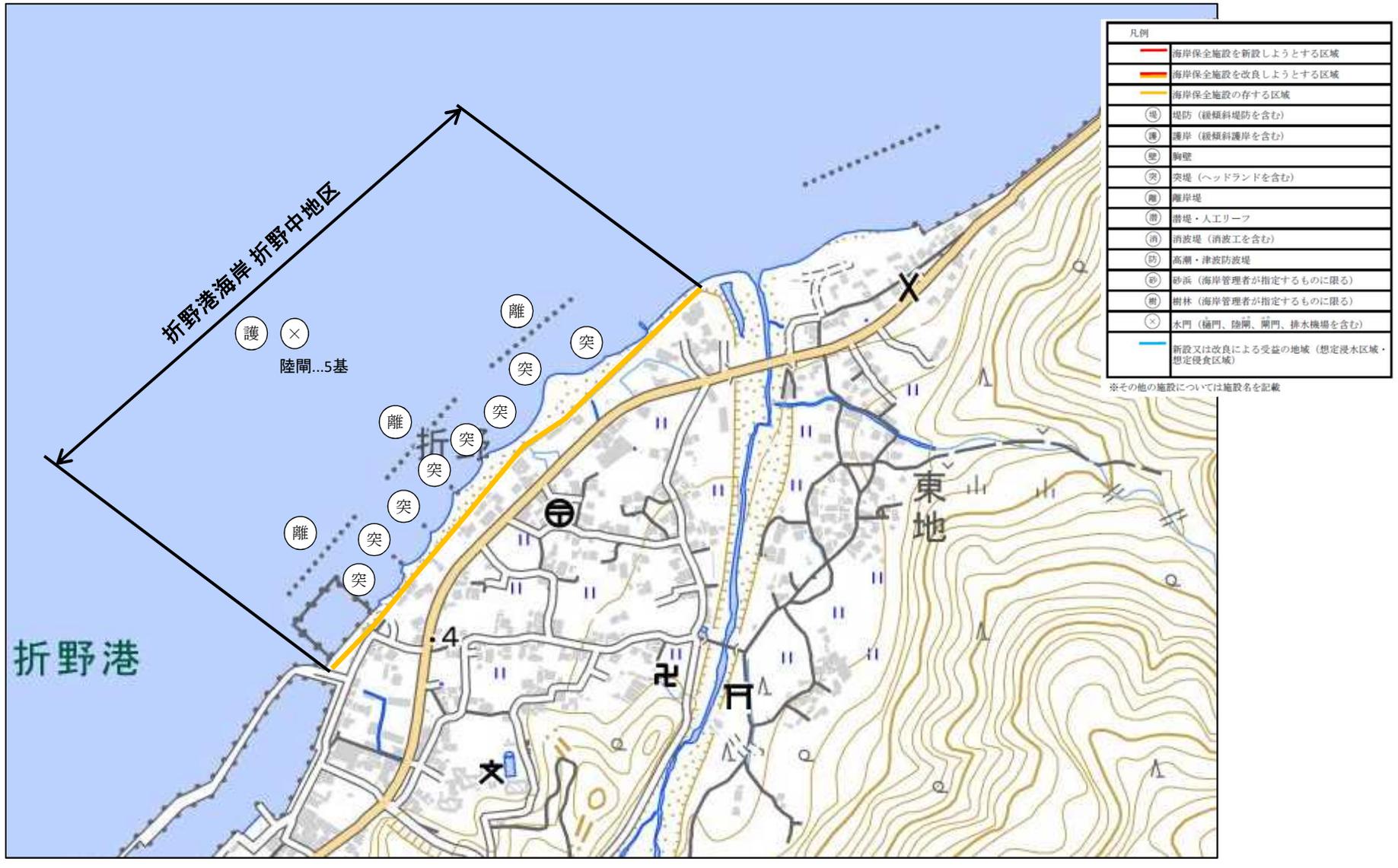
出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
3-2	折野港海岸(北灘西地区)	港湾局	徳島県	鳴門市	1,575



出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
3-3	折野港海岸(折野中地区)	港湾局	徳島県	鳴門市	825

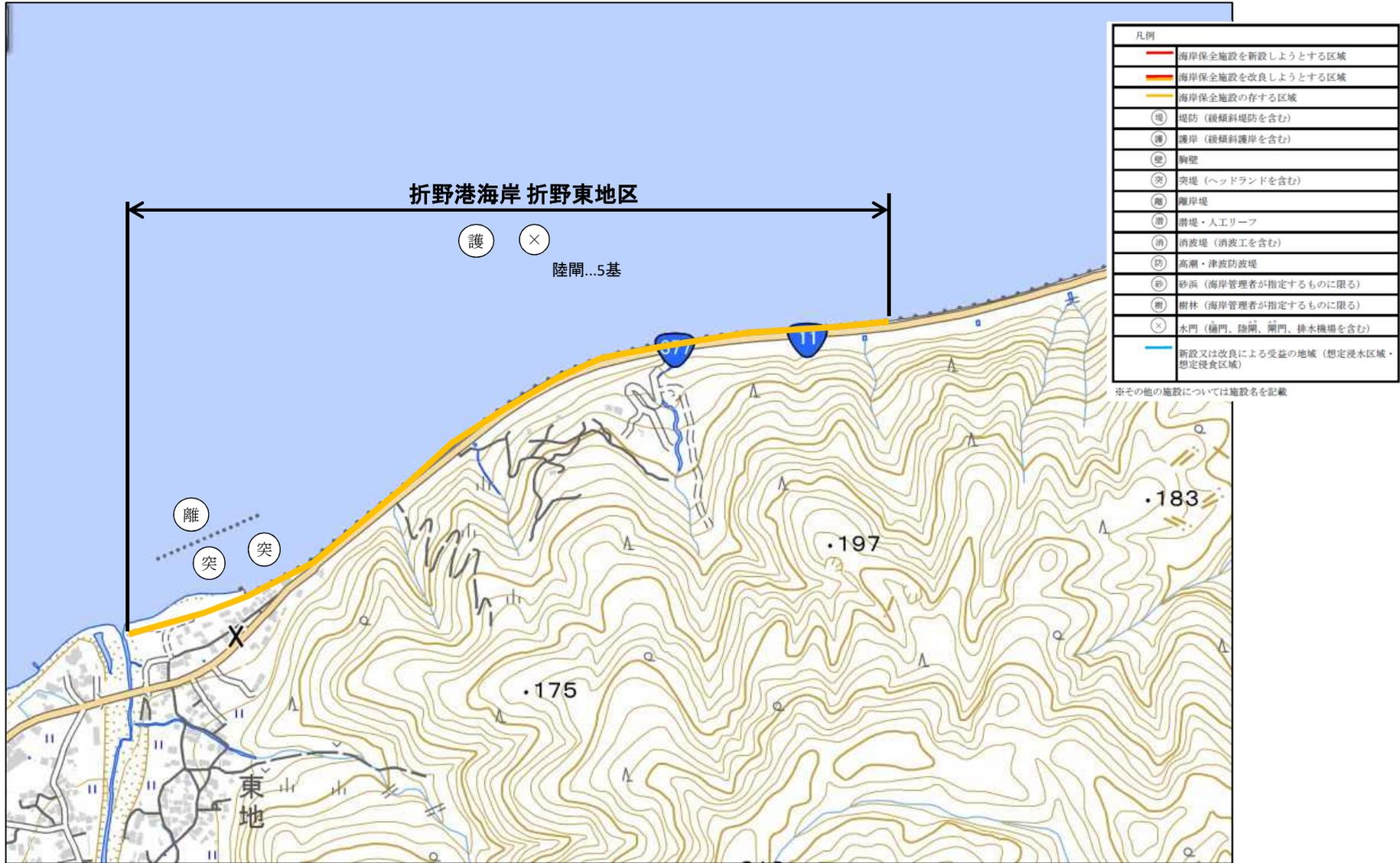


凡例	
<span style="color: red;">—</span>	海岸保全施設を新設しようとする区域
<span style="color: orange;">—</span>	海岸保全施設を改良しようとする区域
<span style="color: yellow;">—</span>	海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防(緩傾斜堤防を含む)
⊖	護岸(緩傾斜護岸を含む)
⊗	胸壁
⊙	突堤(ヘッドランドを含む)
⊚	離岸堤
⊛	潜堤・人工リーフ
⊜	消波堤(消波工を含む)
⊝	高潮・津波防波堤
⊞	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
⊟	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
⊠	水門(橋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
<span style="color: blue;">—</span>	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

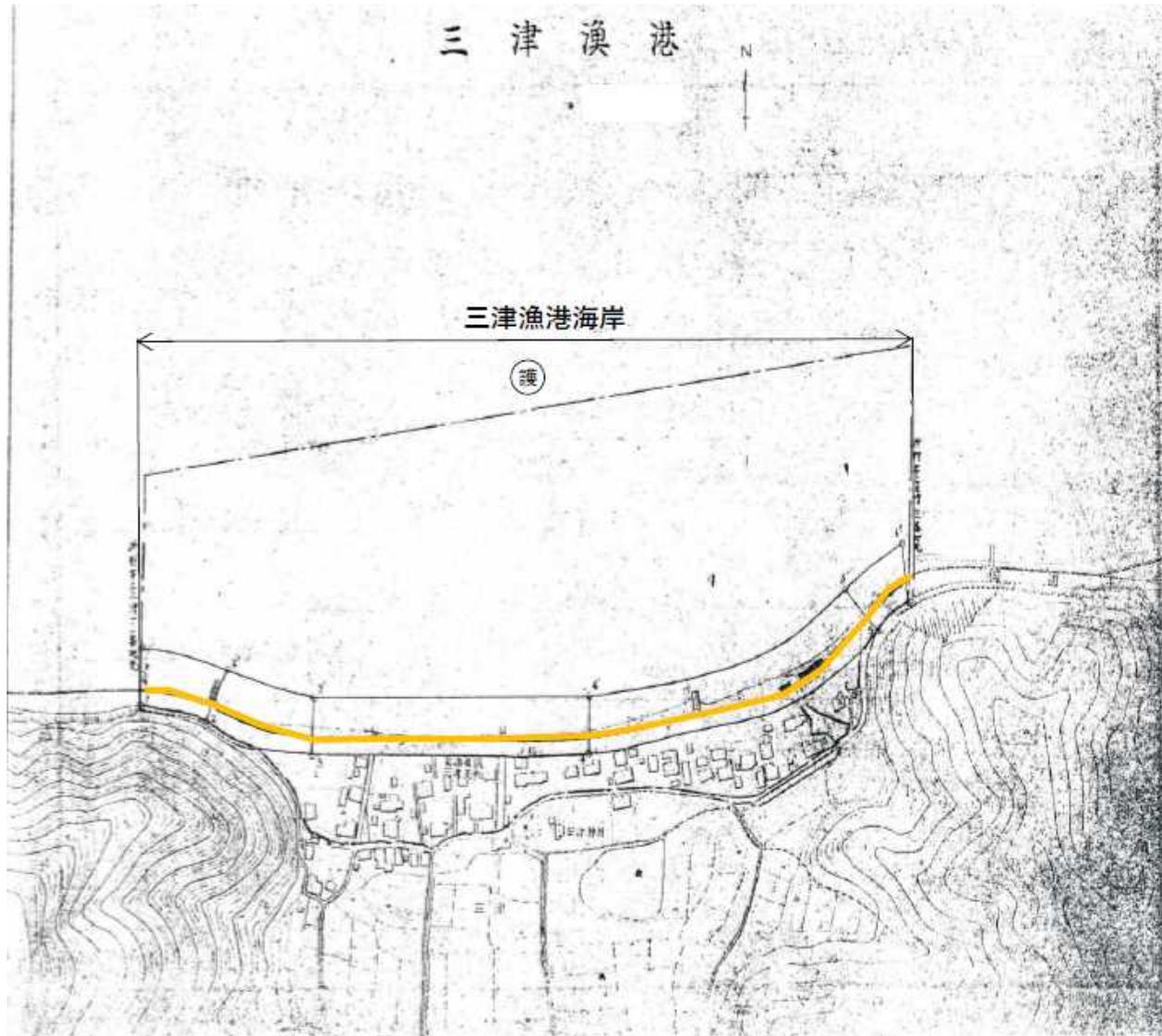
出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
3-4	折野港海岸(折野東地区)	港湾局	徳島県	鳴門市	1,468



出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
4	三津漁港海岸	水産庁	鳴門市	鳴門市	690

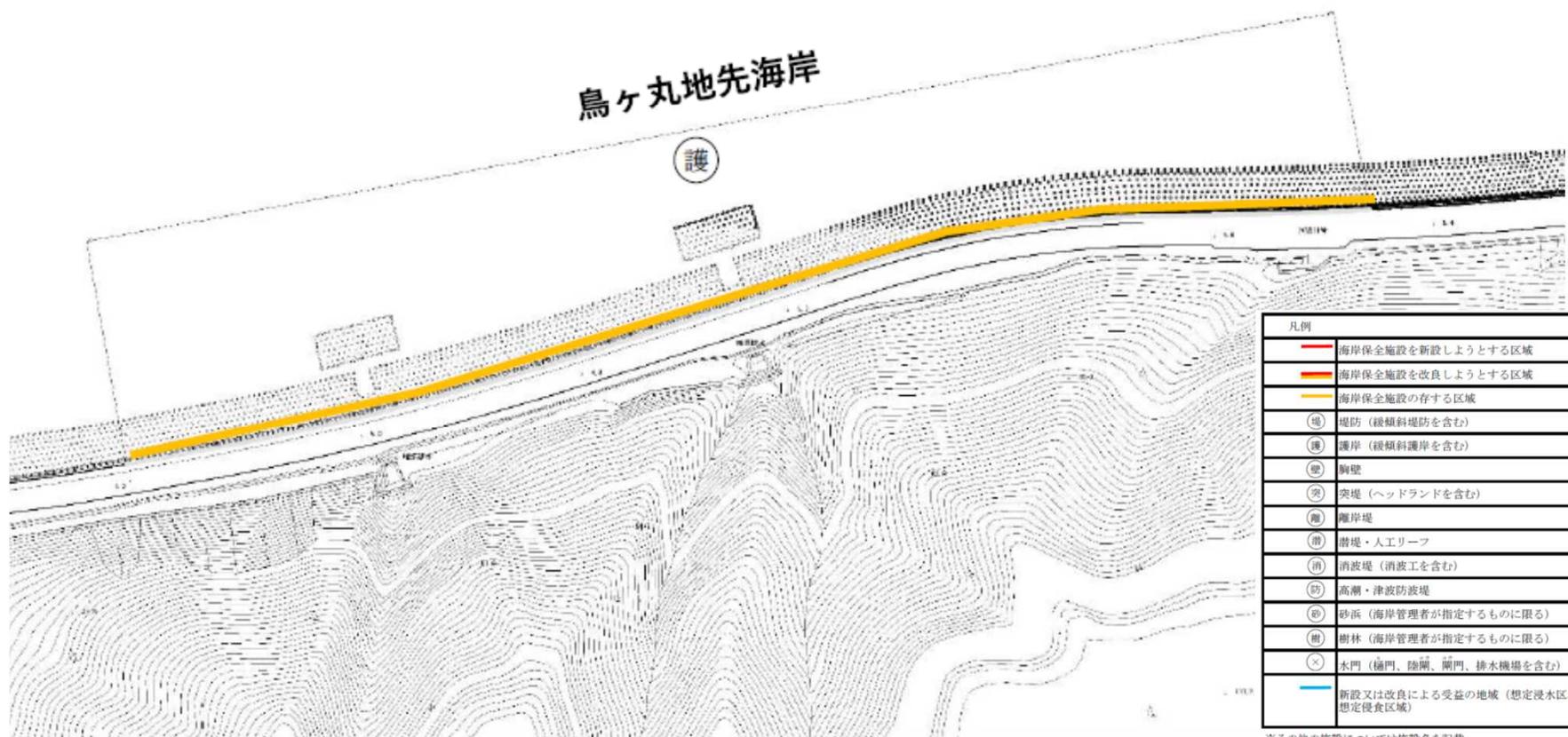


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

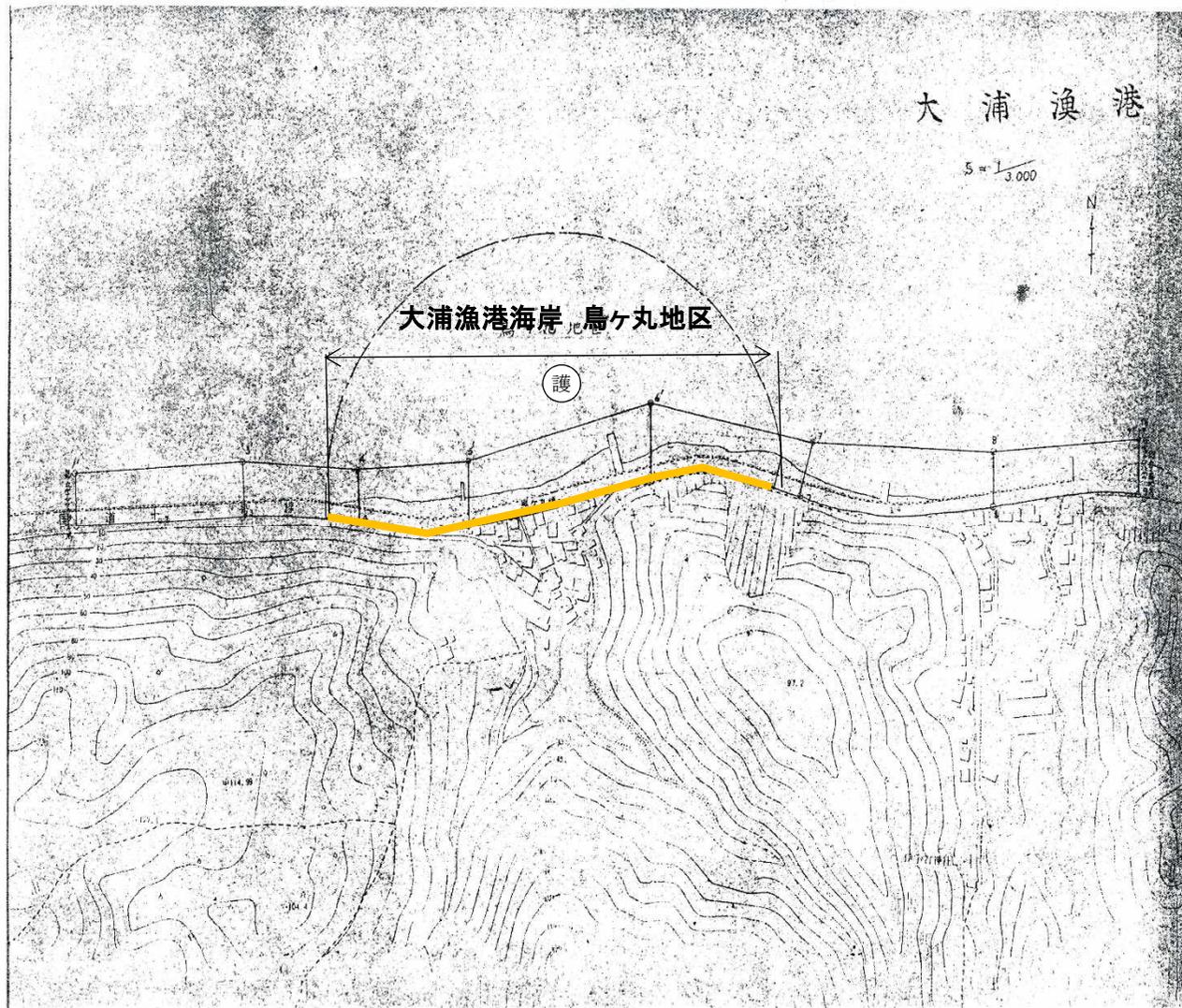
※その他の施設については施設名を記載

出典:鳴門市 三津漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
5	鳥ヶ丸地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	鳴門市	560



No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
6-1	大浦漁港海岸(鳥ヶ丸地区)	水産庁	鳴門市	鳴門市	933



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝・人工リーフ
	消波堤(消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸門、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典:鳴門市 大浦漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
6-2	大浦漁港海岸(大浦地区)	水産庁	鳴門市	鳴門市	627



凡例	
<span style="color: red;">—</span>	海岸保全施設を新設しようとする区域
<span style="color: orange;">—</span>	海岸保全施設を改良しようとする区域
<span style="color: yellow;">—</span>	海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防(緩傾斜堤防を含む)
⊖	護岸(緩傾斜護岸を含む)
⊗	胸壁
⊙	突堤(ヘッドランドを含む)
⊚	離岸堤
⊛	潜堤・人工リーフ
⊜	消波堤(消波工を含む)
⊝	高潮・津波防波堤
⊞	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
⊟	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
⊠	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
<span style="color: blue;">—</span>	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

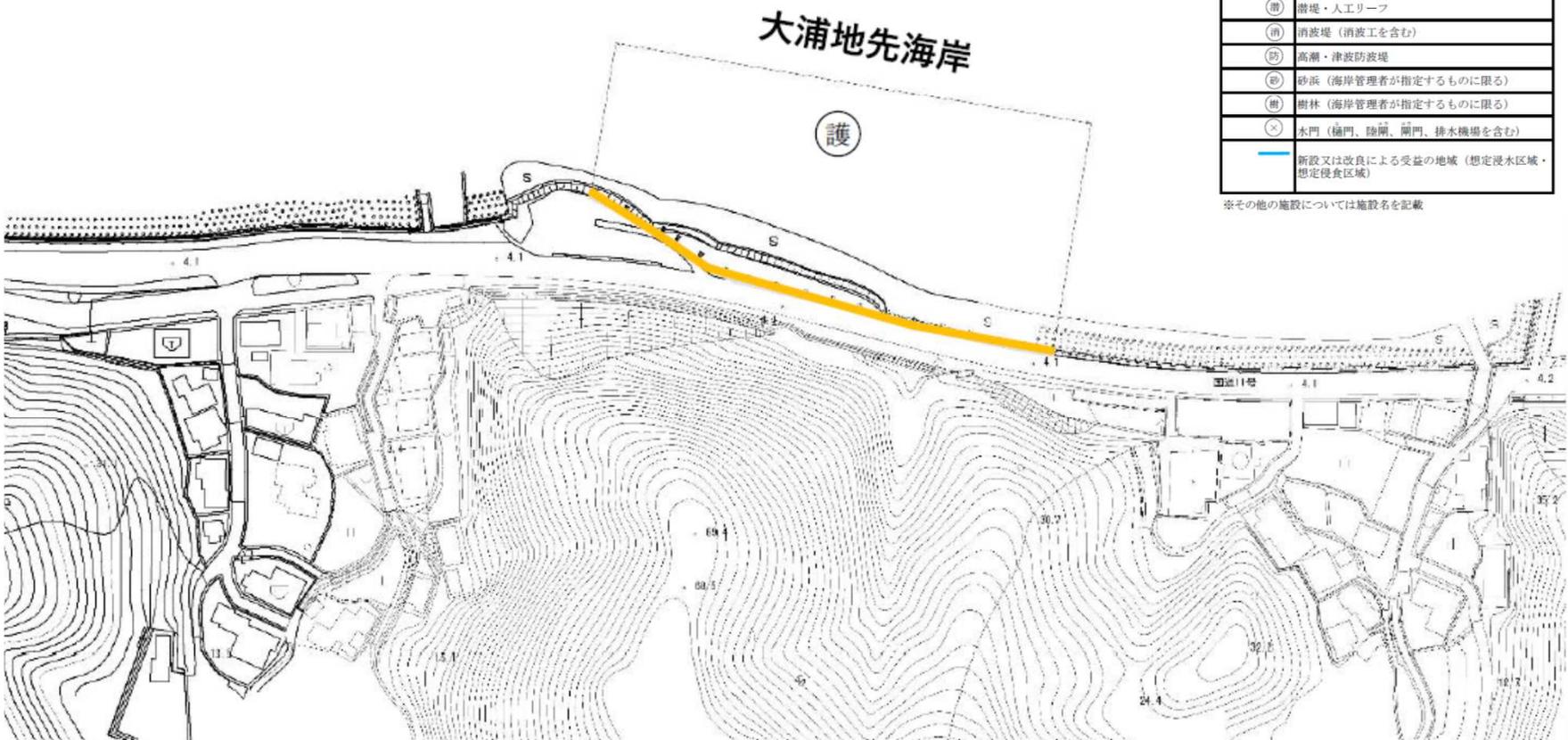
※その他の施設については施設名を記載

出典:鳴門市 大浦漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
7	大浦地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	鳴門市	175

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	構堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（橋門、陸門、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

※その他の施設については施設名を記載



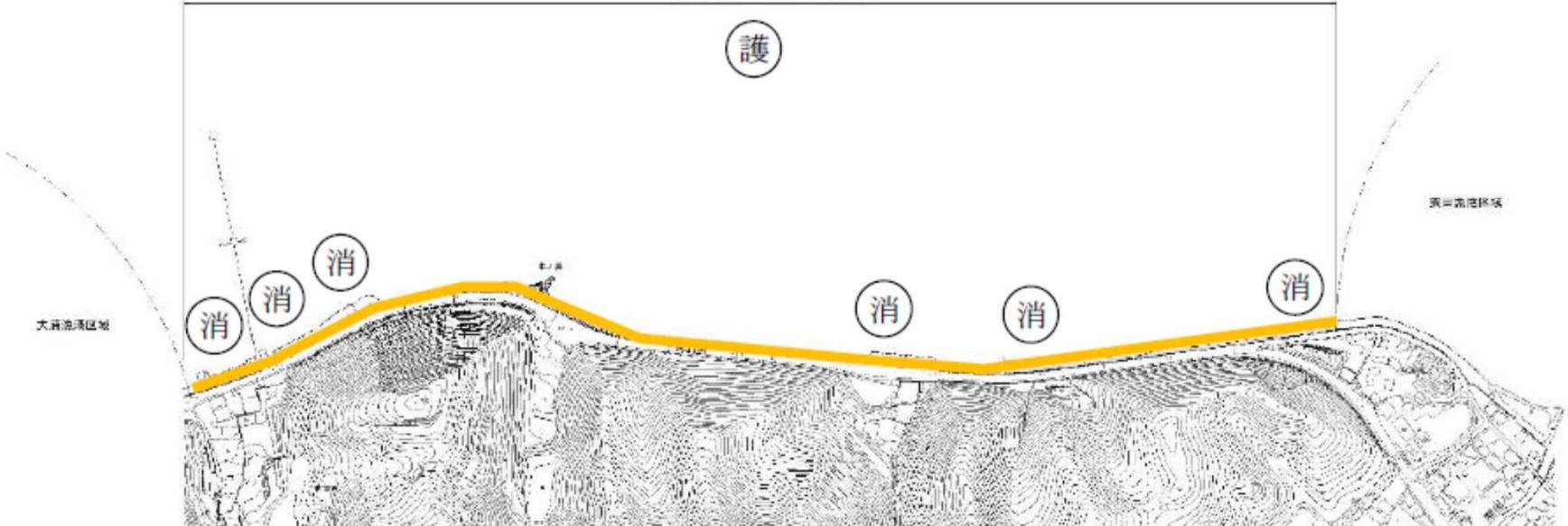
出典：徳島県 大浦地先海岸保全区域台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
8	粟田地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	鳴門市	1,088

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	槽堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

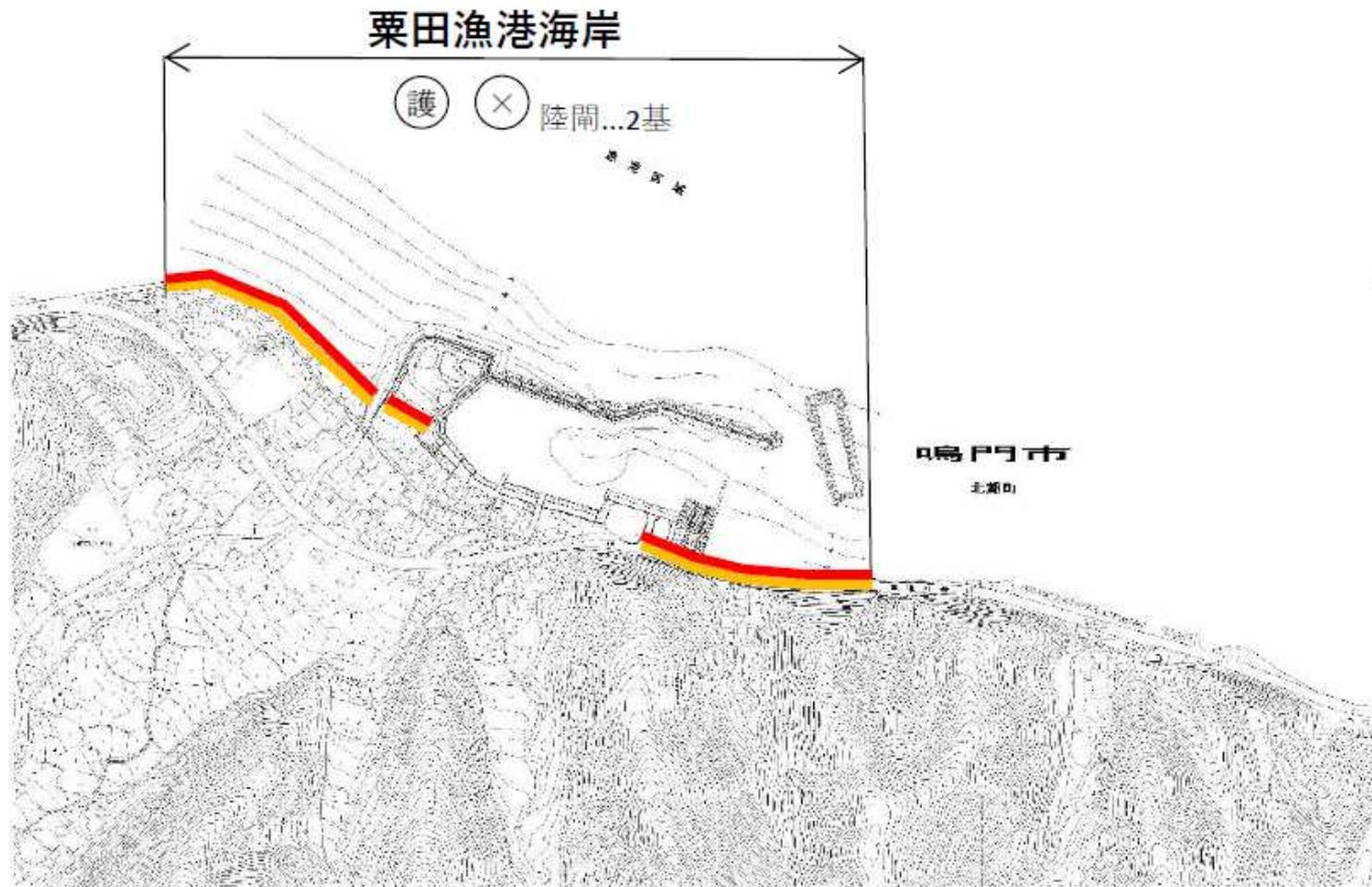
### 粟田地先海岸

※その他の施設については施設名を記載



No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
9	粟田漁港海岸	水産庁	徳島県	鳴門市	526

粟田漁港海岸保全区域 平面図

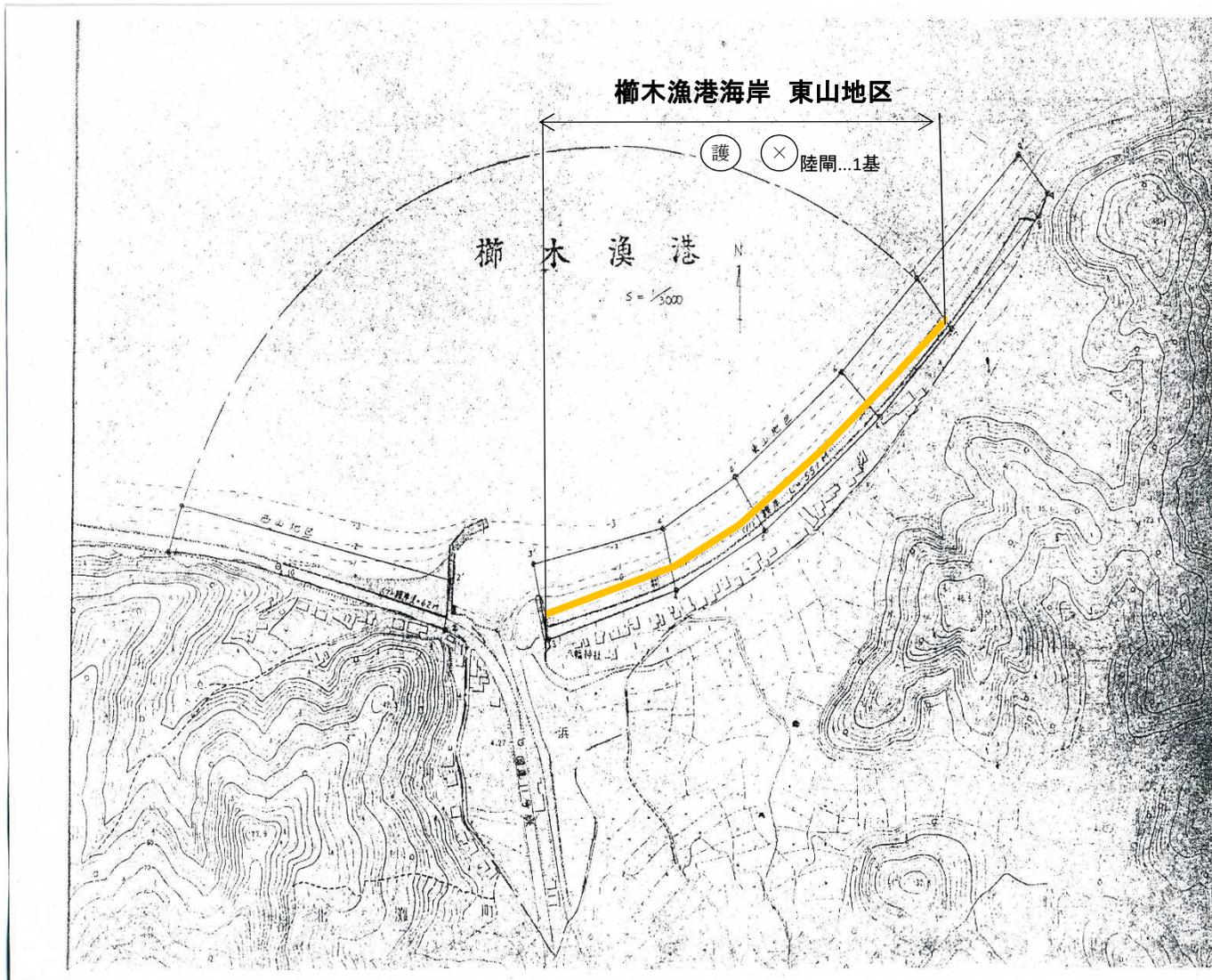


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載



No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
11-1	櫛木漁港海岸(東山地区)	水産庁	鳴門市	鳴門市	566

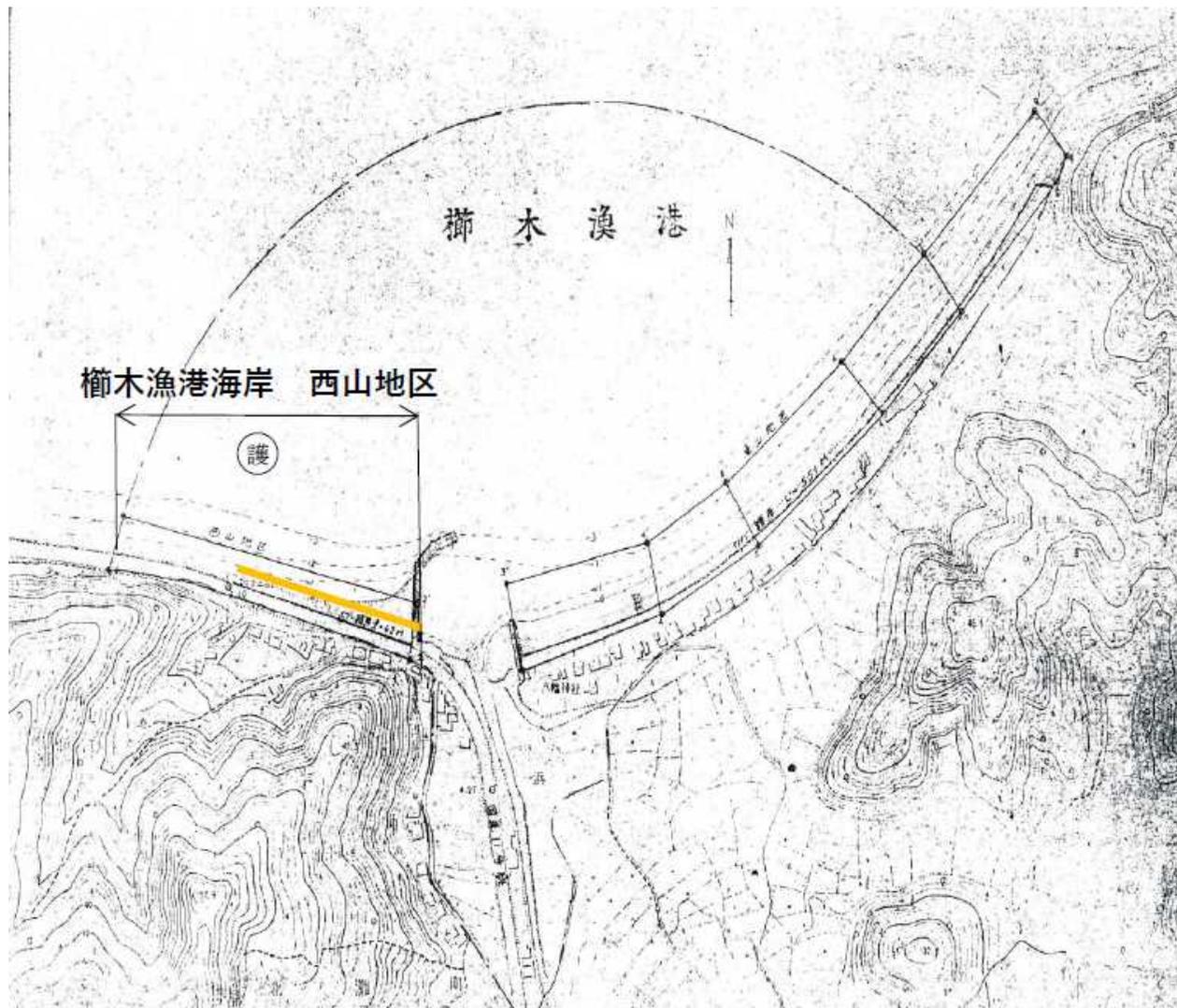


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸間、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典:鳴門市 櫛木漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
11-2	櫛木漁港海岸(西山地区)	水産庁	鳴門市	鳴門市	256

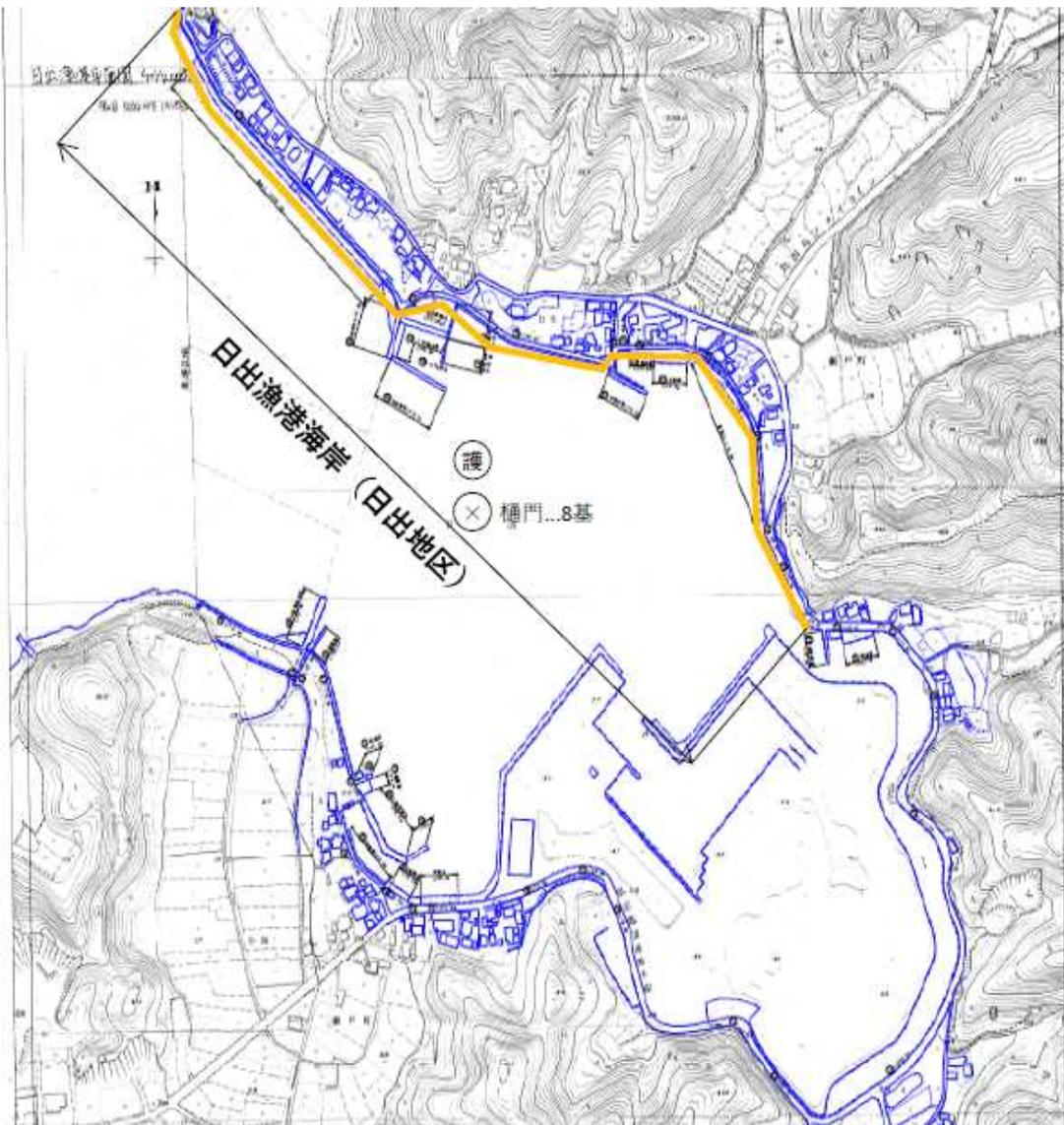


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤(消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸門、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典:鳴門市 櫛木漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
12-1	日出漁港海岸(日出地区)	水産庁	鳴門市	鳴門市	1,757



凡例	
<span style="color: red;">—</span>	海岸保全施設を新設しようとする区域
<span style="color: orange;">—</span>	海岸保全施設を改良しようとする区域
<span style="color: yellow;">—</span>	海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
⊖	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
⊗	胸壁
⊙	突堤 (ヘッドランドを含む)
⊚	離岸堤
⊛	潜堤・人工リーフ
⊜	消波堤 (消波工を含む)
⊝	高潮・津波防波堤
⊞	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
⊟	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
⊠	水門 (種門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
—	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典:鳴門市 日出漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
12-2	日出漁港海岸(小海地区)	水産庁	鳴門市	鳴門市	1,205



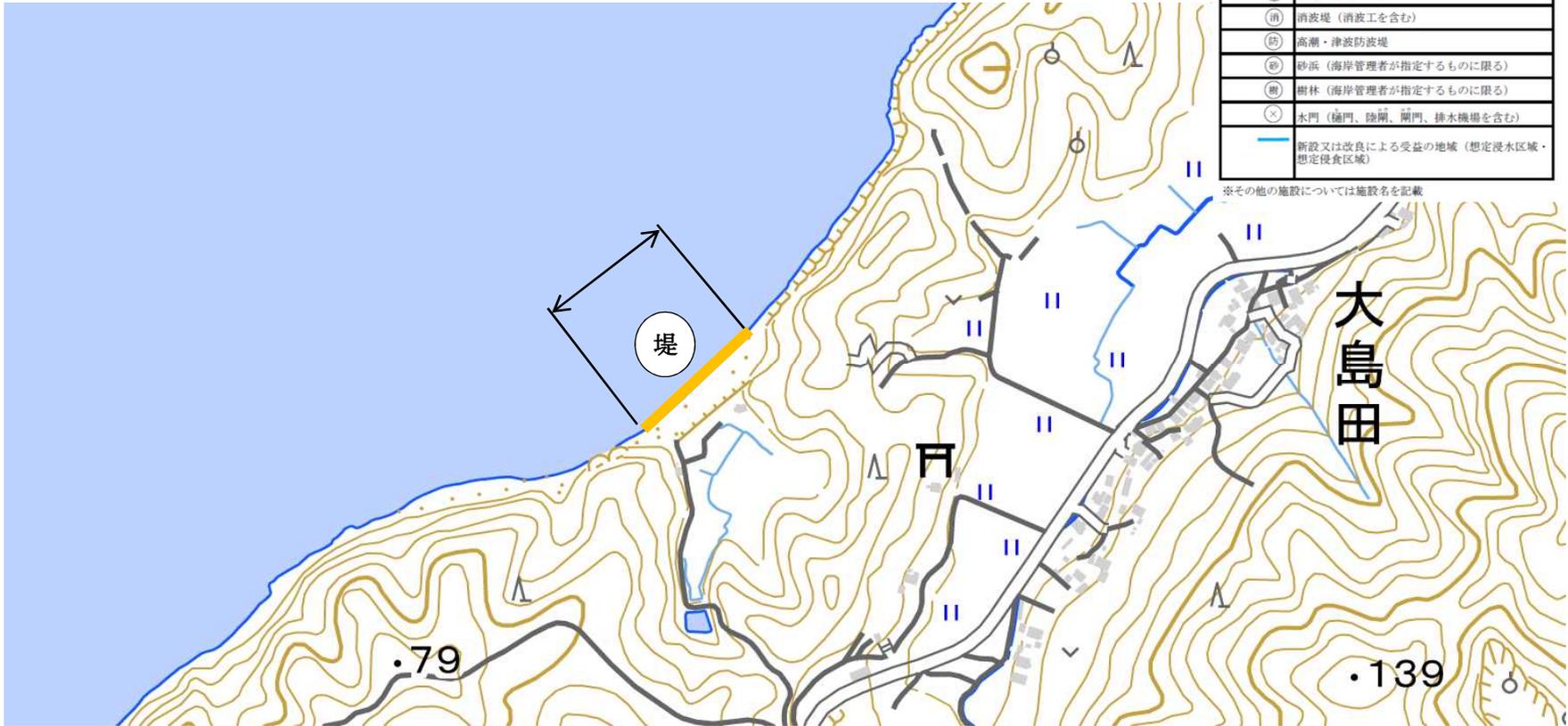
凡例	
<span style="color: red;">—</span>	海岸保全施設を新設しようとする区域
<span style="color: orange;">—</span>	海岸保全施設を改良しようとする区域
<span style="color: yellow;">—</span>	海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
⊖	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
⊗	胸壁
⊙	突堤 (ヘッドランドを含む)
⊚	離岸堤
⊛	潜堤・人工リーフ
⊜	消波堤 (消波工を含む)
⊝	高潮・津波防波堤
⊞	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
⊟	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
⊠	水門 (樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
—	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典:鳴門市 日出漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
13	小池地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	鳴門市	115

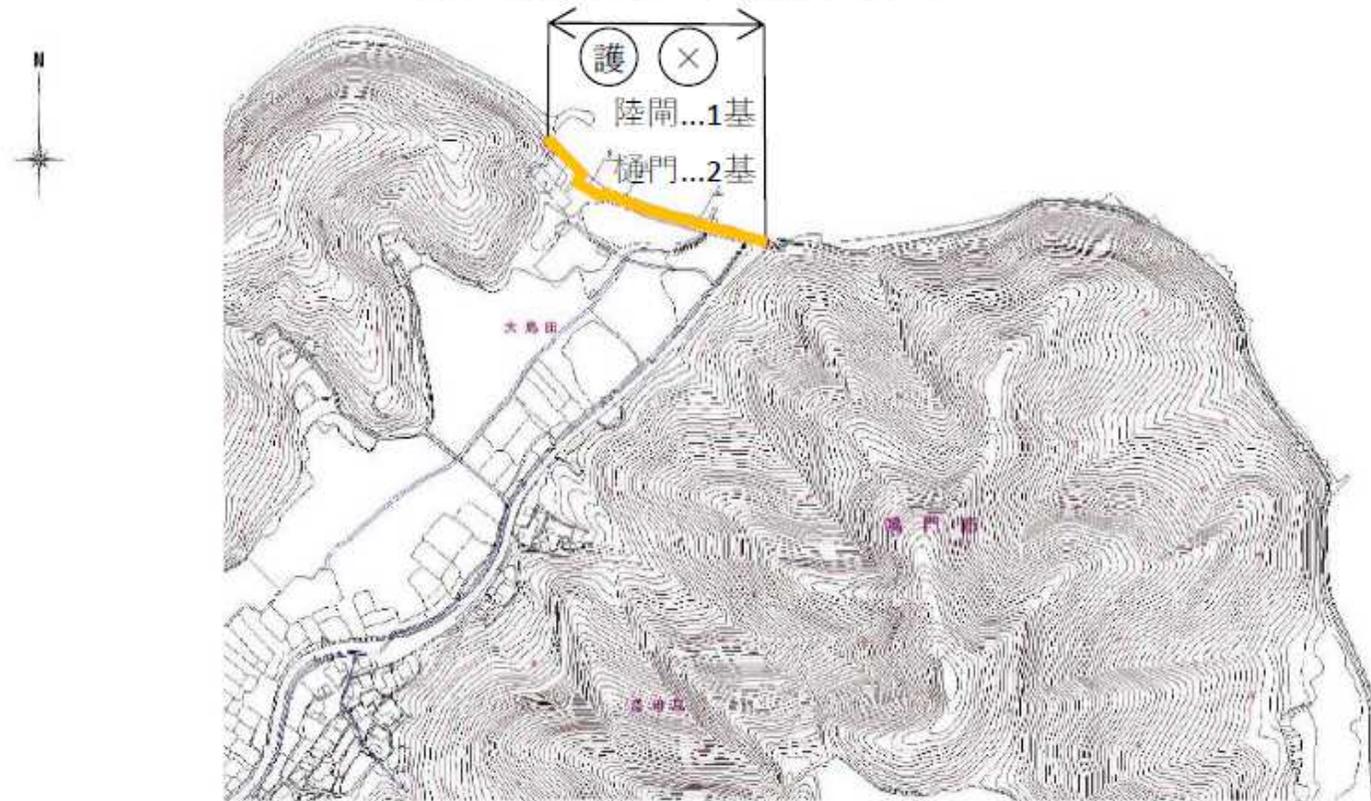
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	槽堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、防閘、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）



出典：国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
14-1	瀬戸漁港海岸(大島田地区)	水産庁	徳島県	鳴門市	245

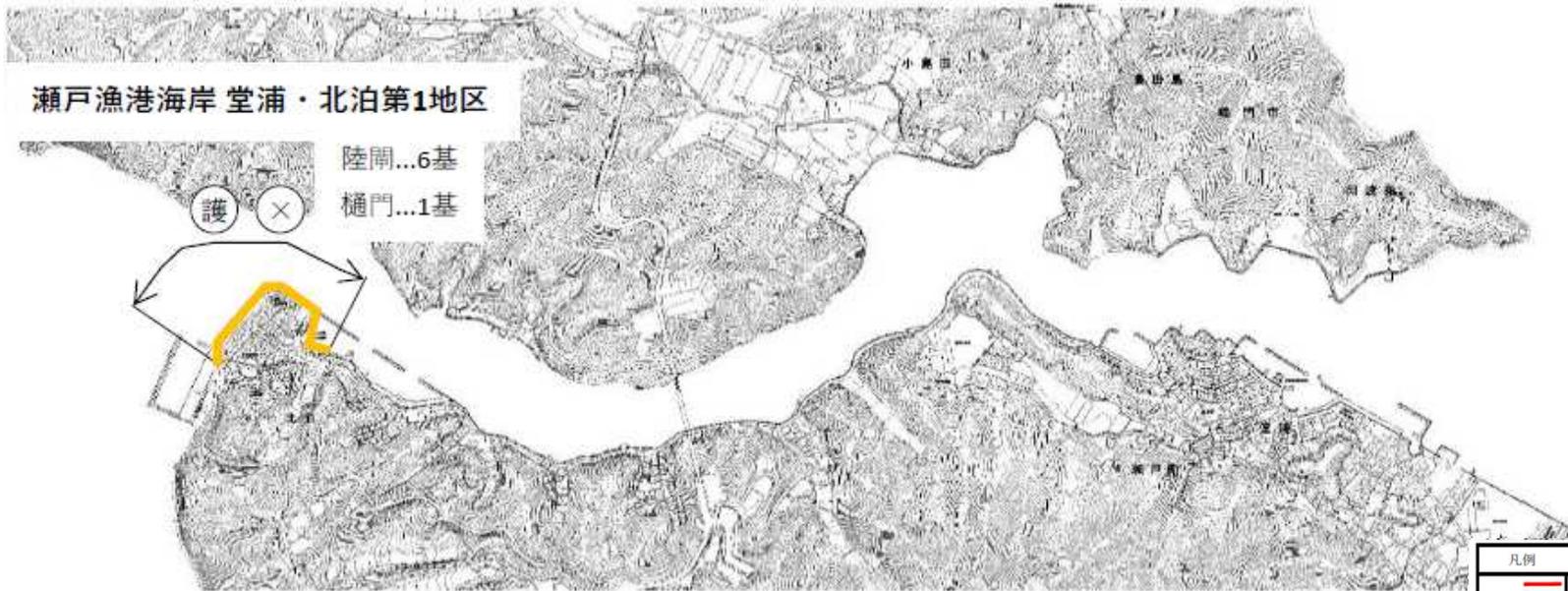
### 瀬戸漁港海岸 大島田地区



凡例	
<span style="color: red;">—</span>	海岸保全施設を新設しようとする区域
<span style="color: orange;">—</span>	海岸保全施設を改良しようとする区域
<span style="color: yellow;">—</span>	海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
⊖	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
⊗	胸壁
⊙	突堤 (ヘッドランドを含む)
⊚	離岸堤
⊛	潜堤・人工リーフ
⊜	消波堤 (消波工を含む)
⊝	高潮・津波防波堤
⊞	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
⊟	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
⊠	水門 (樋門、陸間、閘門、排水機場を含む)
<span style="color: blue;">—</span>	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
14-2	瀬戸漁港海岸(堂浦北泊第1地区)	水産庁	徳島県	鳴門市	296



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸開、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

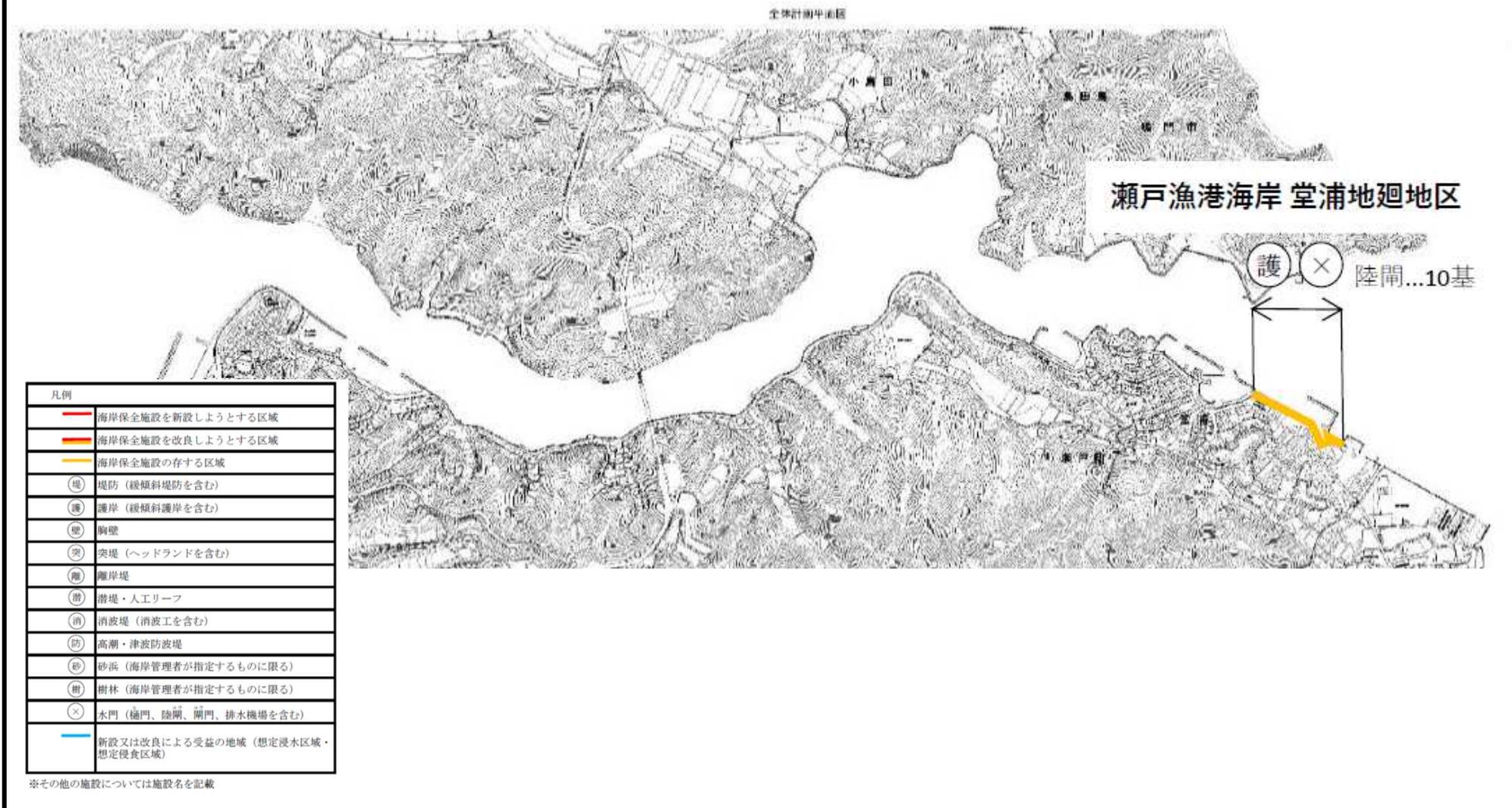
※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
14-3	瀬戸漁港海岸(堂浦北泊第2地区)	水産庁	徳島県	鳴門市	2,555



出典: 徳島県 瀬戸漁港海岸保全区域台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
14-4	瀬戸漁港海岸(堂浦地廻地区)	水産庁	徳島県	鳴門市	530



出典: 徳島県 瀬戸漁港海岸保全区域台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
14-5	瀬戸漁港海岸(向地区)	水産庁	徳島県	鳴門市	330



瀬戸漁港海岸 向地区

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸間、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
14-6	瀬戸漁港海岸(阿波井小島田地区)	水産庁	徳島県	鳴門市	1,020



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤(消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定浸食区域)

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
14-7	瀬戸漁港海岸(堂の浦・阿波井地区)	水産庁	徳島県	鳴門市	710

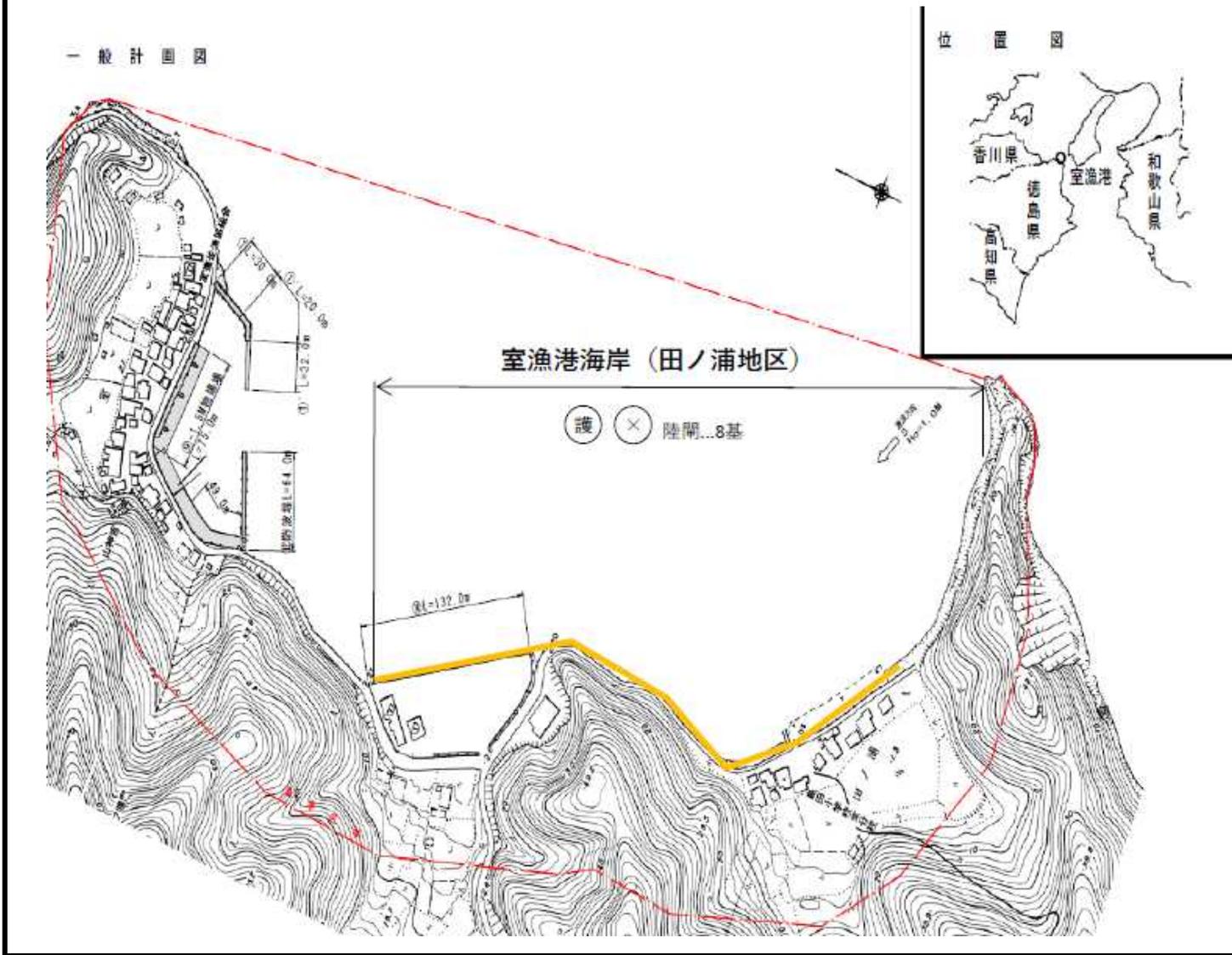


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤・人工リーフ
	消波堤(消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸開、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

瀬戸漁港海岸 堂の浦・阿波井地区

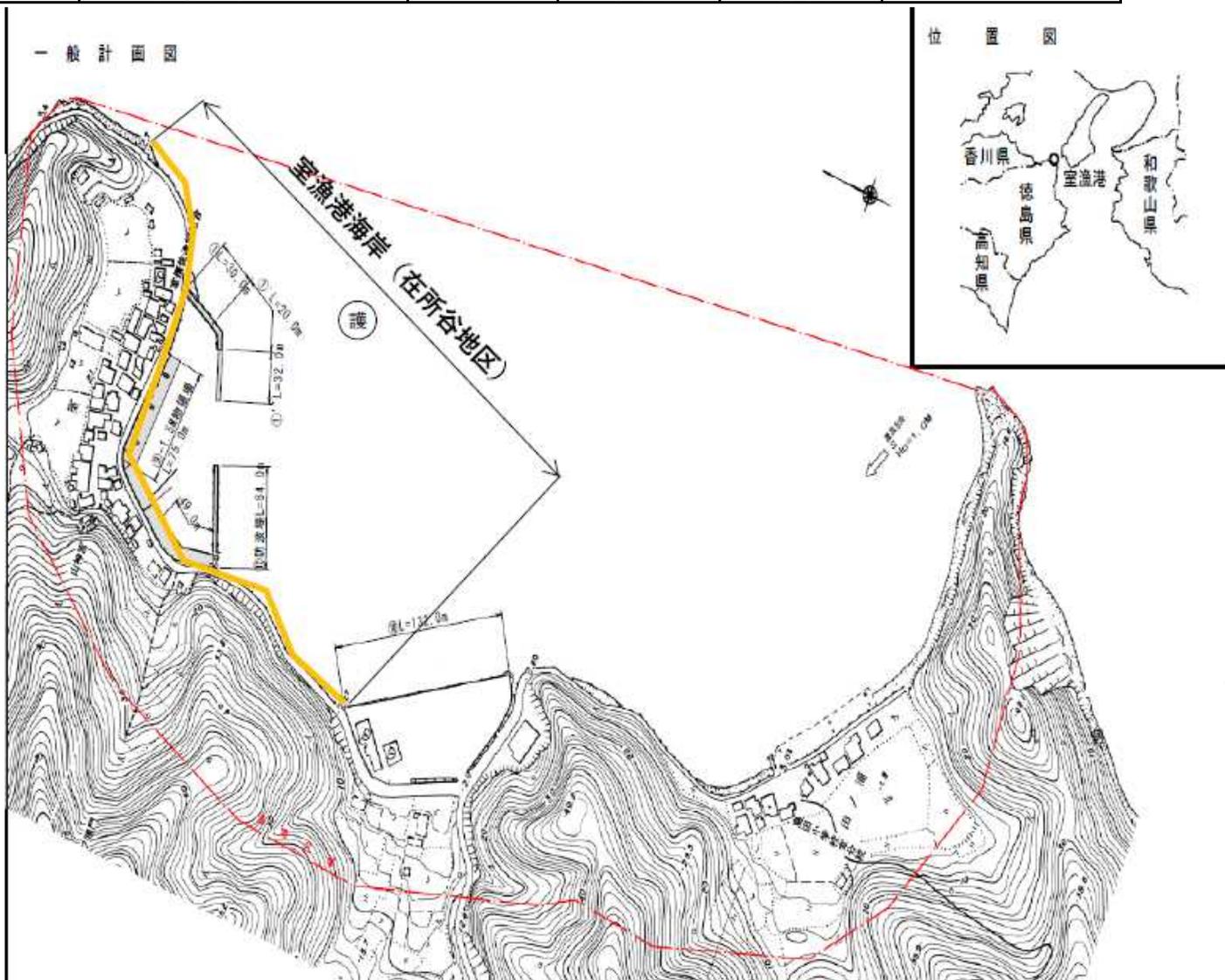
No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
15-1	室漁港海岸(田ノ浦地区)	水産庁	鳴門市	鳴門市	448



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸開、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

出典:鳴門市 室漁港台帳

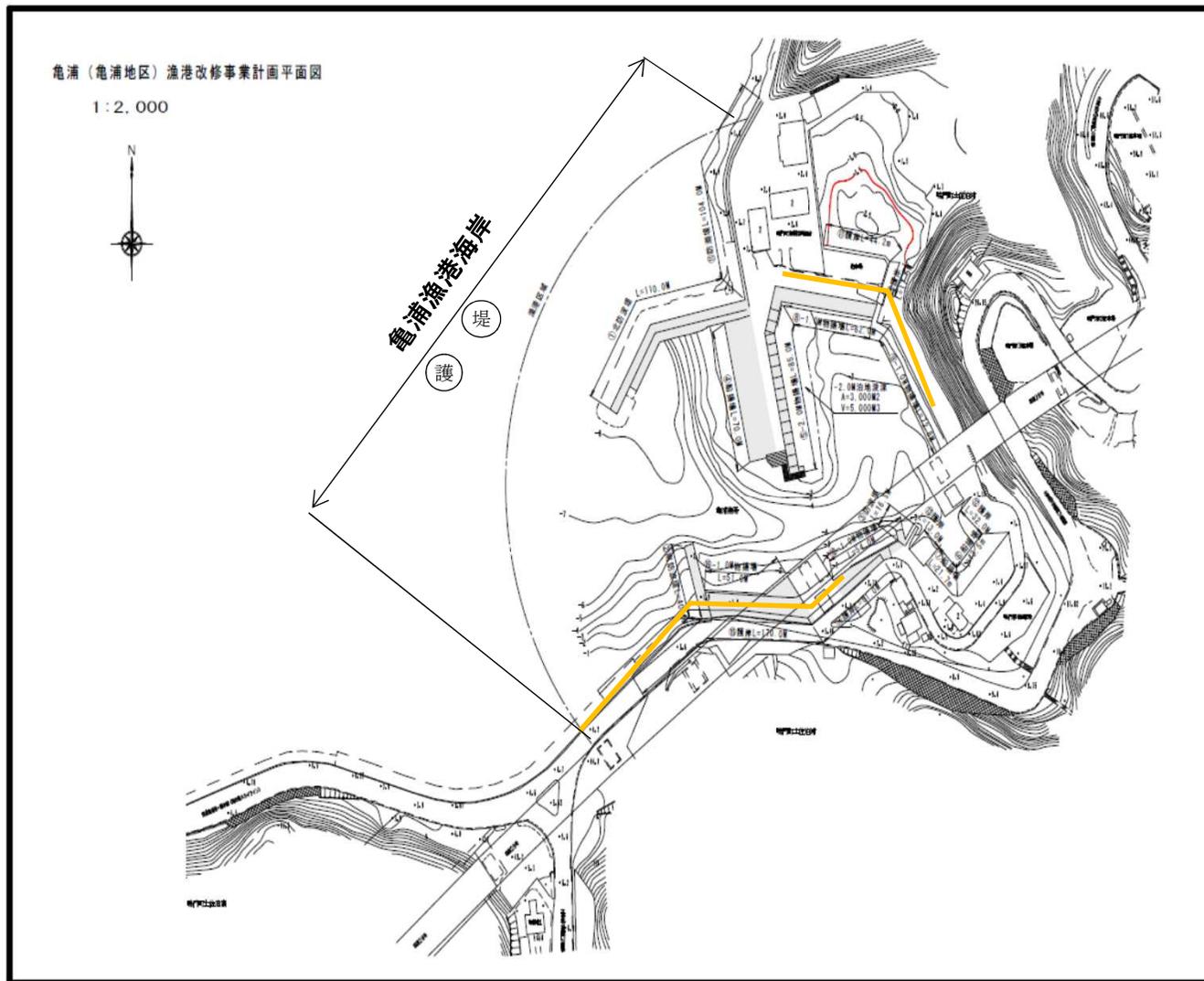
No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
15-2	室漁港海岸(在所谷地区)	水産庁	鳴門市	鳴門市	558



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
16	亀浦漁港海岸(福池地区)	水産庁	鳴門市	鳴門市	441



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

※その他の施設については施設名を記載

出典：鳴門市 亀浦漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
17	高島地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	鳴門市	1,760

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	槽堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸開、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

※その他の施設については施設名を記載

## 高島地先海岸

樋門...1基  
 陸開...2基



No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
18	三ツ石地区海岸	水管理・国土保全局	徳島県	鳴門市	674



凡例	
<span style="color: red;">—</span>	海岸保全施設を新設しようとする区域
<span style="color: orange;">—</span>	海岸保全施設を改良しようとする区域
<span style="color: yellow;">—</span>	海岸保全施設の存する区域
Ⓔ	堤防（緩傾斜堤防を含む）
Ⓕ	護岸（緩傾斜護岸を含む）
Ⓖ	胸壁
Ⓕ	突堤（ヘッドランドを含む）
Ⓖ	海岸堤
Ⓖ	構堤・人工リーフ
Ⓖ	消波堤（消波工を含む）
防	高潮・津波防波堤
Ⓖ	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
Ⓖ	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
Ⓕ	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
<span style="color: blue;">—</span>	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

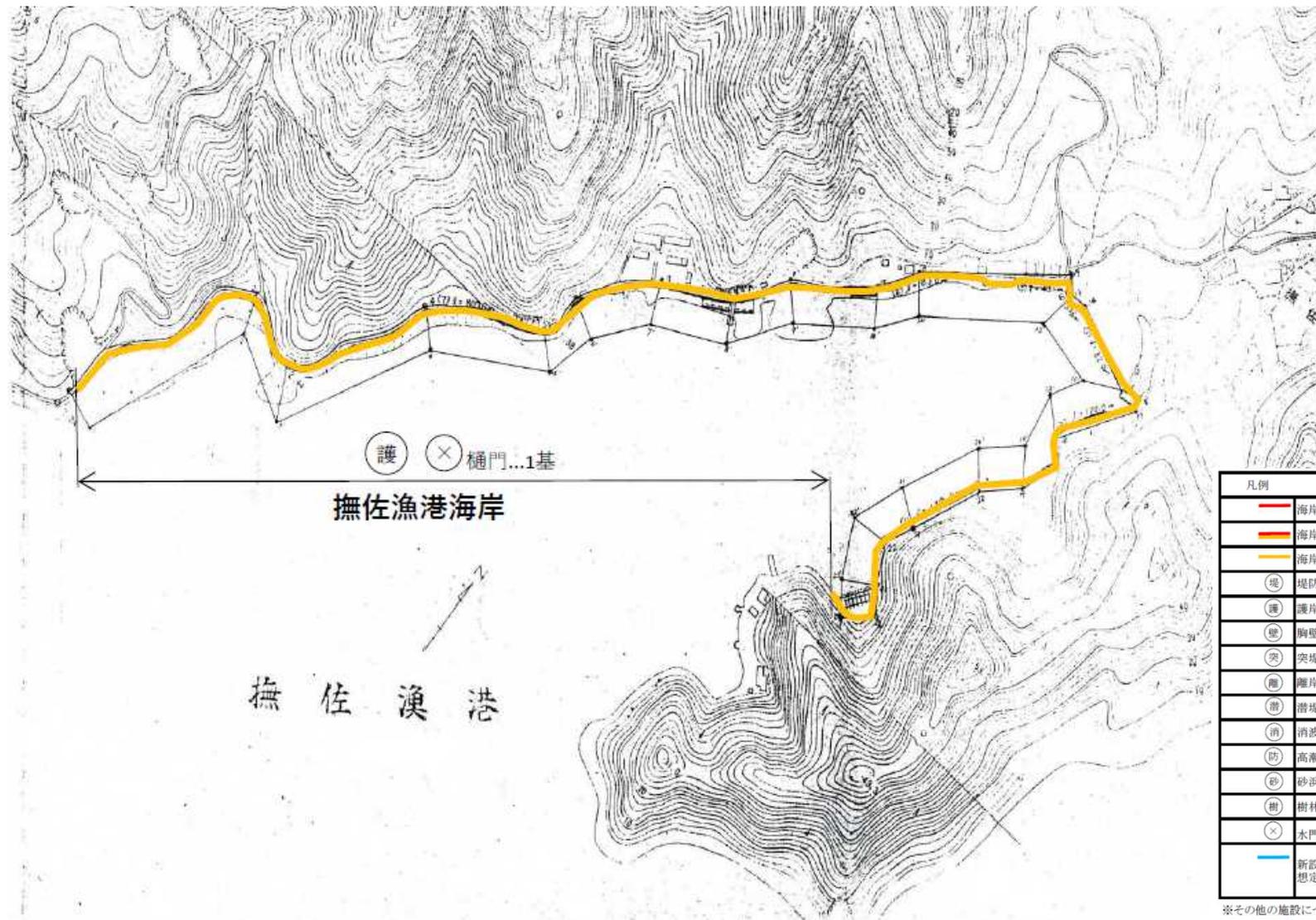
※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
19	鳴門海岸(横山地区)	農水(農村)	徳島県	鳴門市	1,370



出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
20	撫佐漁港海岸	水産庁	鳴門市	鳴門市	1,277



出典:鳴門市 撫佐漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
21	堂の浦地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	鳴門市	557



出典：国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成